

宮古島市地域防災計画

《参考資料》

《参考資料 目 次》

【災害危険箇所・防災施設等】

資料1-1	重要水防区域内・外の危険予想区域の現況.....	213
資料1-2	土砂災害危険箇所の現況.....	213
資料1-3	山地荒廃の現況（山地災害危険地区一覧）.....	214
資料1-4	県管理道路（指定区間外国道）危険区域.....	214
資料1-5	海岸保全区域一覧.....	215
資料2-1	指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覧.....	217
資料2-2	市内医療機関一覧.....	222
資料2-3	応急給水用車両・資機材の種別及びタンク容量等.....	223
資料2-4	遺体の収容所及び一時安置所一覧表.....	224
資料2-5	市内文化財一覧表.....	225
資料2-6	津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧.....	228

【災害応急活動体制等】

資料3-1	宮古島市災害対策本部組織図.....	229
資料3-2	宮古島市災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構.....	230
資料3-3	配備体制・担当.....	241
資料3-4	風水害時の警戒準備体制.....	246
資料3-5	風水害時の災害警戒対策要員.....	248
資料3-6	気象警報等の伝達系統図.....	250
資料3-7	火災警報等の伝達系統図.....	250
資料3-8	地方海上警報等の伝達系統図.....	250
資料3-9	土砂災害警戒情報の伝達系統図.....	251
資料3-10	異常現象発見者の通報系統図.....	251
資料3-11	災害情報連絡系統図.....	252
資料3-12	防災関係機関の収集情報・連絡系統.....	254
資料3-13	林野火災時の通報連絡系統図.....	255
資料3-14	危険物等災害の通報連絡系統図.....	255
資料3-15	海上災害時の通報系統図.....	256
資料3-16	空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図.....	257
資料3-17	災害用特設電話.....	259
資料3-18	県内防災関係機関一覧表.....	260
資料3-19	自衛隊の災害派遣要請系統図.....	265
資料3-20	自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧.....	266
資料3-21	ヘリポートの準備要領.....	267
資料3-22	避難勧告・指示者、警戒区域の設定者、及び避難勧告等の伝達ルート.....	269
資料3-23	救急医療における災害発生時の連絡系統図.....	270
資料3-24	緊急輸送道路一覧.....	272
資料3-25	災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準.....	274
資料3-26	被災者生活再建支援制度について.....	278
資料3-27	不発弾処理業務の流れ.....	280

【条例・基準・応援協定等】

資料4-1	宮古島市防災会議条例.....	281
資料4-2	宮古島市防災会議委員名簿.....	283
資料4-3	宮古島市防災会議運営要綱.....	284
資料4-4	宮古島市災害対策本部条例.....	286
資料5-1	気象庁震度階級関連解説表.....	287

資料5-2	特別警報・警報・注意報発表基準.....	291
資料6-1	九州・山口9県災害時応援協定等.....	292
資料6-2	災害時における協定一覧.....	297
【様式等】		
資料7-1	災害対策配備要員名簿（様式）.....	298
資料7-2	災害対策配備要員報告書（様式）.....	300
資料7-3	災害概況調査票（様式）.....	301
資料7-4	災害調査票（様式）.....	302
資料7-5	災害報告様式及び記載方法（様式）.....	303
資料7-6	自衛隊災害派遣要請依頼書（様式）.....	322
資料7-7	避難勧告等発令情報（様式）.....	324
資料7-8	避難者一覧表・避難者名簿（様式）.....	325
資料7-9	車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書（様式）.....	329
資料7-10	食糧品等受払簿（様式）.....	331
資料7-11	生活必需品等の供給状況（様式）.....	332
資料7-12	行方不明者届出票、捜索者名簿（様式）.....	333
資料7-13	遺体調書等（様式）.....	335
資料7-14	公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（様式）.....	338
資料7-15	ボランティア登録名簿（様式）.....	341
資料7-16	罹災証明願書等（様式）.....	342
資料7-17	義援金等受領書（様式）.....	347
資料7-18	避難行動要支援者名簿（様式）.....	348
資料7-19	被災者台帳（様式）.....	349

参考資料

【災害危険箇所・防災施設等】

資料 1-1 重要水防区域内・外の危険予想区域の現況

(1-1) 重要水防区域内で危険と予想される区域（海岸）

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	沿岸名	海岸名	重要水防区域		危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
					延長(m)	区域	延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
12	宮古土木事務所	宮古島市	琉球諸島沿岸	下地海岸	3,075	与那覇地区	1,585	与那覇地区	越波	228	41.9	35.0

「平成 30 年度沖縄県水防計画」

(1-2) 重要水防区域外で危険と予想される区域（海岸）

番号	所轄土木事務所等名	水防管理団体名	沿岸名	海岸名	延長(m)	区域	危険と予想される主な区域		予想される危険	予想される被害の程度		
							延長(m)	区域		家屋(棟)	耕地(ha)	面積(ha)
16	宮古土木事務所	宮古島市	琉球諸島沿岸	島尻海岸	500	島尻地区	500	島尻地区	護岸の崩壊	0	0.7	3

「平成 30 年度沖縄県水防計画」

資料 1-2 土砂災害危険箇所の現況

市町村名	土砂災害危険箇所数								土砂災害警戒区域等の指定状況							
	計	土石流危険渓流			急傾斜地崩壊危険箇所			地すべり危険箇所	計		土石流		急傾斜地の崩壊		地滑り	
		I	II	III	I	II	III		警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域	警戒区域	特別警戒区域
宮古島市	4	0	0	0	1	1	0	2	9	0	0	0	7	0	2	0

(2-1) 急傾斜地崩壊危険箇所一覧

区域名	位置	保全対象		指定日／備考
		人家(戸)	公共的建物	
佐良浜 (1)	池間添佐那浜	59	児童館 (1)	急傾斜地崩壊危険区域の指定：昭和 51 年 8 月 12 日
佐良浜 (2)	前里添佐那浜	2		急傾斜地崩壊危険区域の指定：無

「平成 30 年度沖縄県水防計画」

(2-2) 急傾斜地崩壊危険区域一覧

箇所番号	区域名	面積 (ha)	指定年月日	告示番号
257	佐良浜	1.98	昭和 51 年 8 月 12 日	272

(2-3) 地すべり危険箇所一覧

区域名	位置	面積 (ha)	地すべり指定地の有無	区域内の保全対象		
				人家(戸)	耕地 (ha)	公共的建物施設の種類及び数
平瀬尾神崎	西原	136.4	無		8.0	農道 1,100m
与那浜崎		333.0	無		7.1	農道 1,450m

「平成 30 年度沖縄県水防計画」

参考資料

(2-4) 土砂災害警戒区域

自然現象の種類	箇所番号	箇所名	所在地	告示番号	告示年月	事務所名
急傾斜地の崩壊	—	大神	宮古島市平良字大神	沖縄県告示第200号	平成30年4月17日	宮古土木事務所
急傾斜地の崩壊	—	狩俣	宮古島市平良字狩俣	沖縄県告示第200号	平成30年4月17日	宮古土木事務所
急傾斜地の崩壊	—	西里	宮古島市平良字西里、字東仲宗根、字東仲宗根添	沖縄県告示第200号	平成30年4月17日	宮古土木事務所
急傾斜地の崩壊	—	西仲宗根	宮古島市平良字西仲宗根、字東仲宗根	沖縄県告示第200号	平成30年4月17日	宮古土木事務所
急傾斜地の崩壊	—	東仲宗根	宮古島市平良字東仲宗根	沖縄県告示第200号	平成30年4月17日	宮古土木事務所
急傾斜地の崩壊	—	新里	宮古島市上野字新里	沖縄県告示第200号	平成30年4月17日	宮古土木事務所
急傾斜地の崩壊	I-257	佐良浜(1)	宮古島市伊良部字池間添	沖縄県告示第100号	平成31年3月5日	宮古土木事務所
急傾斜地の崩壊	II-242	佐良浜(2)	宮古島市伊良部字前里添	沖縄県告示第100号	平成31年3月5日	宮古土木事務所
急傾斜地の崩壊	—	佐良浜(3)	宮古島市伊良部字池間添	沖縄県告示第200号	平成30年4月17日	宮古土木事務所
地滑り	86	平瀬尾神崎	宮古島市平良	沖縄県告示第200号	平成30年4月17日	宮古土木事務所
地滑り	87	与那浜崎	宮古島市城辺～平良	沖縄県告示第200号	平成30年4月17日	宮古土木事務所

「告示年月日：平成31年3月5日まで」

資料1-3 山地荒廃の現況（山地災害危険地区一覽）

(3-1) 山腹崩壊危険地区

番号	危険地区番号		保安林指定	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
2	106	10	無	2	無	宮古島市	平良大神	22	2	市道
161	103	10	無	7	無	宮古島市	城辺福里			農道

「沖縄県地域防災計画資料編（平成30年3月修正）」

(3-2) 地滑り危険地区

番号	危険地区番号		保安林指定	面積(ha)	治山事業進捗状況	位置		直接保全対象施設		
	市町村	地区				市町村	字	人家戸数	公共施設	道路
5	103	10	有	43	無	宮古島市	城辺長間	0		市道

「沖縄県地域防災計画資料編（平成30年3月修正）」

(3-3) 農地地すべり危険箇所

番号	地区名	所在地	地積(ha)	被害の対象			
				農用地(ha)	農業用施設	人家(戸)	その他
33	山川	宮古島市平良東仲宗添山川	40.5	26.3		0	
34	与那浜崎	宮古島市城辺長間長間底	34.4	13.5		0	
35	浦底	宮古島市城辺福里浦底	45.5	16.7	浦底ダム	0	県道、保安林

「沖縄県地域防災計画資料編（平成30年3月修正）」

資料1-4 県管理道路（指定区間外国道）危険区域

番号	土木事務所	路線名	想定される事態	同左区域	同左延長	代替路線名	摘要
50	宮古	国道390号	路面冠水	宮古島市城辺福里	50m	平良新里線及び市道	交通不能

「平成30年度沖縄県水防計画」

参考資料

資料 1-5 海岸保全区域一覽

国土交通省水管理・国土保全局所管海岸保全区域一覽表

(平成30年4月1日現在)

番号	所轄	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	指定告示番号	備考
72	宮古土木事務所	島尻海岸	宮古島市平良字島尻	500	昭 55. 1. 28	48	
73		池間海岸	宮古島市平良字池間	975 1,042	昭 52. 10. 6 平 8. 2. 27	419 187	変更
74		上地海岸	宮古島市下地字上地	1,295	昭 52. 10. 6	419	
75		与那覇海岸	宮古島市下地字与那覇	786	昭 52. 10. 6	419	
76		伊良部海岸	宮古島市伊良部	1,300	昭 50. 10. 2	411	

「平成 30 年度沖縄県水防計画」

農林水産省農村振興局所管海岸保全区域一覽表

(平成30年4月1日現在)

番号	所属	海岸名	位置	指定延長 (m)	指定年月日	告示番号	備考
49	宮古農林水産振興センター	狩俣東部	宮古島市平良字狩俣	600	昭 47. 4. 25	127	
50		西島尻	宮古島市平良島尻	1,380	昭 47. 4. 25	127	
51		島尻	宮古島市平良狩俣	1,180	昭 48. 10. 25	343	
52		島尻南	宮古島市平良狩俣～平良大浦	2,300	昭 48. 10. 25	343	
53		松原	宮古島市平良松原	1,052	平 17. 9. 27	635	
54		西平安名崎	宮古島市平良狩俣	5,100	昭 50. 11. 27	4	
55		保良	宮古島市城辺保良	570	昭 47. 4. 25	127	
56		浦底	宮古島市城辺福里	370	昭 47. 4. 25	127	
57		長北	宮古島市平良東仲宗根添～城辺長北	1,576	昭 47. 10. 26	156	
58		新城	宮古島市城辺新城	800	昭 50. 11. 27	4	
59		佐和田	宮古島市伊良部佐和田	3,708	昭 48. 10. 25	343	
60		来間	宮古島市下地来間	2,920	昭 50. 11. 27	4	
61		内浜	宮古島市下地与那覇	1,411	平 5. 9. 28	737	
62		前浜	宮古島市下地与那覇	3,318 (3,363)	平 10. 9. 1 (平 5. 9. 28)	666 (737)	指定変更

「平成 30 年度沖縄県水防計画」

参考資料

水産庁所管海岸保全区域一覽表

(平成30年4月1日現在)

番号	所轄	漁港名	漁港管理者	指定延長(m)	指定年月日	告示番号	備考
46	宮古農林水産振興センター	佐良浜	県	131	昭57. 4. 15	231	
47		高野	宮古島市	1,100	昭49. 11. 11	443	
48		浦底	宮古島市	890	昭47. 4. 25	127	
49		島尻	宮古島市	270	昭47. 4. 25	127	島尻地区
50		島尻	宮古島市	500	平3. 3. 8	181	大神地区
51		佐和田	県	830	昭48. 10. 25	343	
52		博愛	県	515	平15. 3. 28	275	
53		久松	宮古島市	160	平16. 3. 9	163	

「平成30年度沖縄県水防計画」

国土交通省港湾局所管海岸保全区域一覽表

(平成30年4月1日現在)

番号	所轄	海岸名	位置	指定延長(m)	指定年月日	指定告示番号	備考
104	宮古土木事務所	長山港	宮古島市伊良部	720	昭50. 10. 2	411	重複
105		長山港	宮古島市池間添～字伊良部	356.54	昭63. 9. 6	643	
106	宮古島市	平良港	宮古島市平良字大浦	520	昭47. 4. 25	127	重複
107		平良港	宮古島市平良字荷川取	225	昭51. 4. 22	145	〃
108		平良港	宮古島市平良字西原	580	昭55. 1. 7	5	〃
109		平良港	宮古島市平良字久松	325	昭56. 3. 26	179	〃
110		平良港	宮古島市平良字下里	281	昭57. 3. 25	205	〃
111		平良港	宮古島市平良字久貝	335	昭59. 11. 6	867	〃
112		平良港	宮古島市平良字久貝	140	昭60. 11. 1	862	〃
113		平良港	宮古島市平良字下里アマヒサ地区	134.5	昭62. 2. 13	93	〃
114		平良港	宮古島市平良字下里大嶺	97.3	昭63. 8. 19	608	〃
115	平良港	宮古島市平良字下里大嶺	18.7	平4. 10. 2	790	〃	
116	宮古土木事務所	多良間港(前泊)	多良間村字前泊	350	昭和57. 7. 19	397	
117		来間前浜港	宮古島市下地字与那覇	650	昭57. 3. 20	187	
118		水納港(多良間)	多良間村水納	639.15	平成18. 8. 18	577	指定変更

「平成30年度沖縄県水防計画」

参考資料

資料2-1 指定避難所・指定緊急避難場所・福祉避難所一覽

(1) 地震・津波災害時指定避難所

NO	地区	名 称	所 在 地	収容力 (人)	面積 (㎡)	標高 (m)
1	平良地区	平良第一小学校	宮古島市平良字下里 1141	294	884.8	18
2		南小学校	宮古島市平良字下里 1068	251	753.4	30
3		平良中学校	宮古島市平良字西里 724	338	1016.8	19
4		北小学校	宮古島市平良字西里 217	242	727.5	19
5		東小学校	宮古島市平良字東仲宗根 698	277	832.2	43
6		北中学校	宮古島市平良字西仲宗根 500	419	1259.3	20
7		久松小学校	宮古島市平良字久貝 933	244	732.8	16
8		久松中学校	宮古島市平良字久貝 932	257	771.6	16
9		鏡原小学校	宮古島市平良字下里 3107-2	163	491.4	59
10		鏡原中学校	宮古島市平良字下里 3107-3	328	985.6	58
11		西辺小学校	宮古島市平良字西原 1081	249	749.2	18
12		西辺中学校	宮古島市平良字西原 1138	249	748.0	22
13		狩俣小学校	宮古島市平良字狩俣 1242	148	444.0	17
14		狩俣中学校	宮古島市平良字狩俣 4337	446	1338.0	23
15		県立宮古総合実業高等学校	宮古島市平良字下里 288	346	1040.0	14
16		県立宮古高等学校	宮古島市平良字西里 718-1	601	1803.0	19
17		県立宮古工業高等学校	宮古島市平良字東仲宗根 968-4	306	920.0	39
18	城辺地区	砂川小学校	宮古島市城辺字砂川 605	199	599.4	43
19		砂川中学校	宮古島市城辺字砂川 599	343	1030.0	43
20		西城小学校	宮古島市城辺字西里添 1048	238	715.8	64
21		西城中学校	宮古島市城辺字西里添 1080	259	778.2	60
22		城辺小学校	宮古島市城辺字福里 878	229	688.5	76
23		城辺中学校	宮古島市城辺字福里 616	235	706.0	72
24		福嶺小学校	宮古島市城辺字新城 448	236	709.8	48
25	下地地区	下地小学校	宮古島市下地字洲鎌 305	285	856.0	12
26		下地中学校	宮古島市下地字洲鎌 250	361	1084.0	12
27		来間小学校	宮古島市下地字来間 1	209	627.0	40
28	地上野地区	上野小学校	宮古島市上野字野原 734-2	301	904.2	48
29		上野中学校	宮古島市上野字新里 356-1	254	762.0	47
30	伊良部地区	伊良部島小中学校	宮古島市伊良部字池間添 1720、他	549	1648.0	59
31		旧伊良部小学校	宮古島市伊良部字長浜 1401	194	582.6	7
32		旧伊良部中学校	宮古島市伊良部字国仲 418	331	993.9	14
33		旧佐良浜小学校	宮古島市伊良部字前里添 717	220	661.0	58
34		県立伊良部高等学校	宮古島市伊良部字前里添 1079-1	220	660.0	48

参考資料

(2) 地震・津波災害時指定緊急避難場所

NO	地区	名 称	所 在 地	収容力 (人)	面積 (㎡)	標高 (m)
1	平 良 地 区	平良第一小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字下里 1141	7,113	7113.0	18
2		南小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字下里 1068	9,800	9800.0	30
3		平良中学校 (グラウンド)	宮古島市平良字西里 724	8,540	8540.0	19
4		北小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字西里 217	8,035	8035.0	19
5		東小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字東仲宗根 698	9,289	9289.0	43
6		北中学校 (グラウンド)	宮古島市平良字西仲宗根 500	11,560	11560.0	20
7		久松小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字久貝 933	7,539	7539.0	16
8		久松中学校 (グラウンド)	宮古島市平良字久貝 932	8,425	8425.0	16
9		鏡原小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字下里 3107-2	5,785	5785.0	58
10		旧宮原小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字東仲宗根添 2928	7,642	7642.0	32
11		鏡原中学校 (グラウンド)	宮古島市平良字下里 3107-3	9,996	9996.0	58
12		西辺小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字西原 1081	6,924	6924.0	18
13		西辺中学校 (グラウンド)	宮古島市平良字西原 1138	14,269	14269.0	22
14		狩俣小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字狩俣 1242	6,567	6567.0	17
15		狩俣中学校 (グラウンド)	宮古島市平良字狩俣 4337	19,185	19185.0	23
16		旧宮島小学校 (グラウンド)	宮古島市平良字島尻 1393	7,150	7150.0	18
17		県立宮古総合実業高等学校 (グラウンド)	宮古島市平良字下里 288	20,063	20063.0	14
18		県立宮古高等学校 (グラウンド)	宮古島市平良字西里 718-1	33,399	33399.0	19
19		県立宮古工業高等学校 (グラウンド)	宮古島市平良字東仲宗根 968-4	18,963	18963.0	39
20		市立久松地区公民館	宮古島市平良字久貝 223	321	965.0	8
21		市立西原地区公民館	宮古島市平良字西原 1078-2	93	280.0	22
22		市立下崎地区公民館	宮古島市平良字荷川取 486-1	68	206.4	20
23		荷川取公民館	宮古島市平良字荷川取 191	151	455.0	10
24		荷川取公園	宮古島市平良字荷川取地内 (149, 外 37 筆)	1,440	1440.0	12
25		腰原公民館	宮古島市平良字下里 1309	76	229.0	36
26		富名腰コミュニティセンター	宮古島市平良字西里 1114-2	65	195.5	29
27		七原コミュニティセンター	宮古島市平良字下里 3107-292	76	228.6	62
28		地盛農村集会場	宮古島市平良字下里 2118	55	165.0	55
29		地盛農村公園	宮古島市平良字下里 2118	2,000	2000.0	51
30		山中公民館	宮古島市平良字下里 3107-243	36	108.4	70
31		盛加農村公園	宮古島市平良字西里 1472-84	874	874.0	40
32		野原越公民館	宮古島市平良字西里 1859-4	48	146.6	48
33		細竹公民館 (広場)	宮古島市平良字東仲宗根添 1477-2	135	135.0	38
34		とびとり会館	宮古島市平良字東仲宗根添 2941-1	63	191.8	34
35		成川公民館	宮古島市平良字荷川取 1251-8	46	140.4	12
36		福山農村研修集会所	宮古島市平良字西原 2344-2	37	112.2	42
37		大浦農村研修集会所	宮古島市平良字大浦 433-1	47	142.1	17

参考資料

NO	地区	名 称	所 在 地	収容力 (人)	面積 (㎡)	標高 (m)
38	平 良 地 区	島尻農村研修集会所	宮古島市平良字島尻 1436	46	139.0	15
39		パーントウの里会館	宮古島市平良字島尻 26	58	175.5	13
40		狩俣集落センター	宮古島市平良字狩俣 1255-1	92	277.1	17
41		大神島離島振興コミュニティ センター	宮古島市平良字大神 145	20	61.4	12
42		カママ嶺公園	宮古島市平良字下里 407-1	2,550	2550.0	39
43		盛加越公園	宮古島市平良字東仲宗根 547	24,000	24000.0	51
44		大野越公園	宮古島市平良字東仲宗根添 1166	123,200	123200.0	23
45	城 辺 地 区	砂川小学校 (グラウンド)	宮古島市城辺字砂川 605	4,950	4950.0	43
46		砂川中学校 (グラウンド)	宮古島市城辺字砂川 599	9,166	9166.0	43
47		西城小学校 (グラウンド)	宮古島市城辺字西里添 1048	894	894.0	64
48		西城中学校 (グラウンド)	宮古島市城辺字西里添 1080	15,461	15461.0	60
49		城辺小学校 (グラウンド)	宮古島市城辺字福里 878	1,038	1038.0	76
50		城辺陸上競技場	宮古島市城辺字福里 619-2	25,505	25505.0	72
51		福嶺小学校 (グラウンド)	宮古島市城辺字新城 448	12,696	12696.0	48
52		福嶺中学校 (グラウンド)	宮古島市城辺字新城 634	8,032	8032.0	47
53		保良農村総合管理センター	宮古島市城辺字保良 424	74	223.7	39
54		七又公民館	宮古島市城辺字保良 132	33	101.1	35
55		吉野公民館	宮古島市城辺字保良 886-2	60	181.6	70
56		新城公民館	宮古島市城辺字新城 745-3	44	132.4	46
57		皆福農事集会所	宮古島市城辺字新城 280-1	31	93.4	29
58		福東集落センター	宮古島市城辺字福里 1403-1	47	142.8	53
59		福中集落センター	宮古島市城辺字福里 1196	46	140.8	75
60		福北集落センター	宮古島市城辺字福里 221	43	131.8	53
61		福南公民館 (広場)	宮古島市城辺字福里 848-2	601	601.0	70
62		西東地区農業活動拠点施設	宮古島市城辺字西里添 158	40	121.7	83
63		仲原地区農業活動拠点施設	宮古島市城辺字友利 1535	43	130.0	60
64		加治道農村総合管理センター	宮古島市城辺字比嘉 936-1	57	171.5	56
65		比嘉地域総合施設	宮古島市城辺字比嘉 59	61	183.5	74
66		長北集落センター	宮古島市城辺字長間 2324-3	46	138.9	65
67		長間自治会公民館	宮古島市城辺字長間 42	36	108.2	59
68		長南公民館 (広場)	宮古島市城辺字長間 689-1	1,650	1650.0	44
69		吉田地区農業活動拠点施設	宮古島市城辺字西里添 1298	46	138.0	51
70		西西公民館	宮古島市城辺字西里添 1021-3	38	116.6	64
71		西中集落農事集会所	宮古島市城辺字西里添 709-8	44	132.2	65
72		上区構造改善センター	宮古島市城辺字下里添 905	64	192.6	64
73	下南公民館 (広場)	宮古島市城辺字下里添 69-1	1,645	1645.0	42	
74	砂川最寄集会所	宮古島市城辺字砂川 606-5	36	109.3	44	
75	砂川構造改善センター	宮古島市城辺字砂川 218	66	199.5	45	
76	友利集落センター (広場)	宮古島市城辺字友利 54-2	572	572.0	51	
77	城辺総合公園	宮古島市城辺字福里 245-3	20,000	20000.0	55	
78	福里公園	宮古島市城辺字福里 359-1	1,340	1340.0	81	

参考資料

NO	地区	名 称	所 在 地	収容力 (人)	面積 (㎡)	標高 (m)
79	下地地区	下地中学校 (グラウンド)	宮古島市下地字洲鎌 250	14,928	14928.0	12
80		下地小学校 (グラウンド)	宮古島市下地字洲鎌 305	9,675	9675.0	12
81		来間小学校 (グラウンド)	宮古島市下地字来間 1	3,951	3951.0	40
82		川満構造改善センター	宮古島市下地字川満 191-1	45	138.0	10
83		下地公民館	宮古島市下地字上地 628-1	46	140.0	7
84		ツヌジ公園	宮古島市下地字洲鎌 570	1,225	1225.0	10
85	上野地区	上野小学校 (グラウンド)	宮古島市上野字野原 734-2	7,071	7071.0	48
86		上野中学校 (グラウンド)	宮古島市上野字新里 356-1	15,651	15651.0	48
87		名嘉山農村総合管理施設	宮古島市上野字宮国 1557-1	31	93.0	53
88		宮国公民館	宮古島市上野字宮国 1241-3	65	196.0	42
89		大嶺集落センター	宮古島市上野字宮国 1302-1	42	128.2	55
90		新里構造改善センター	宮古島市上野字新里 46-2	52	158.0	65
91		高田農村総合管理施設	宮古島市上野字新里 524-3	57	173.8	49
92		豊原公民館	宮古島市上野字野原 814-3	46	138.4	46
93		野原農民研修所	宮古島市上野字野原 1087	42	126.1	59
94		野原コミュニティ公園	宮古島市上野字野原 295-5	1,000	1000.0	56
95		千代田集落場	宮古島市上野字野原 434	20	60.0	56
96		上野公民館	宮古島市上野字野原 708-1	102	307.5	60
97		上野構造改善センター	宮古島市上野字上野 390-2	45	135.5	50
98	伊良部地区	旧伊良部小学校 (グラウンド)	宮古島市伊良部字長浜 1401	11,643	11643.0	10
99		旧伊良部中学校 (グラウンド)	宮古島市伊良部字国仲 418	14,874	14874.0	12
100		旧佐良浜小学校 (グラウンド)	宮古島市伊良部字前里添 717	8,050	8050.0	59
101		県立伊良部高等学校 (グラウンド)	宮古島市伊良部字前里添 1079	20,625	20625.0	47.5
102		伊良部カントリーパーク	宮古島市伊良部字前里添 946	14,000	14000.0	48

(3) 風水害時指定避難所

NO	名 称	所 在 地	収容力 (人)	面積 (㎡)	備考
1	宮古島市役所 (平良庁舎)	宮古島市平良字西里 186	59	179.0	
2	宮古島市役所 (城辺庁舎)	宮古島市城辺字福里 600-1	39	119.0	
3	宮古島市役所 (上野庁舎)	宮古島市上野字上野 395-1	6	19.0	
4	下地公民館	宮古島市下地字上地 628-1	46	140.0	
5	宮古島市役所 (伊良部庁舎)	宮古島市伊良部字長浜 1296	18	56.0	
6	来間島離島振興総合センター	宮古島市下地字来間 94-1	13	39.0	
7	大神島離島振興コミュニティセンター	宮古島市平良字大神 145	20	61.4	
8	池間地区防災センター	宮古島市平良字池間 110-2	350	259.7	

参考資料

(4) 福祉避難所

NO	施設名	所在地
1	社会福祉法人ムサアザ福祉会 ケアハウス いけむら	宮古島市平良字荷川取 290
2	社会福祉法人ムサアザ福祉会 ふれあいの里	宮古島市平良字西仲宗根 1327-1
3	沖縄県社会福祉事業団 宮古厚生園	宮古島市平良字西仲宗根 745-7
4	小規模多機能型居宅介護事業所 ともの家	宮古島市平良字西里 162
5	宮古島徳洲会病院	宮古島市平良字松原 552-1
6	看護小規模多機能型居宅介護 ゴン	宮古島市平良字西仲宗根 1496-7
7	社会福祉法人ユームツ会 青潮園	宮古島市平良字下里 2632-1
8	小規模多機能型居住介護事業所 きやーぎ (社協)	宮古島市城辺字長間 1419-1
9	グループホーム あさぎりの里	宮古島市下地字洲鎌 518-1
10	小規模多機能型居宅介護事業所 たかやま	宮古島市上野字新里 420-3
11	社会福祉法人 敬愛会	宮古島市伊良部字長浜 1025-3
12	住宅型有料老人ホーム さらはま	宮古島市伊良部字前里添 677-1
13	小規模多機能型居宅介護事業所 和みの里	宮古島市伊良部字伊良部 98-2
14	すこやかホーム	宮古島市伊良部字長浜 1320-1

(5) 指定緊急避難場所 (津波避難ビル・津波避難タワー等)

NO	名称	所在地	収容力 (人)	標高 (m)
1	与那覇地区防災センター	宮古島市下地字与那覇 1	400	3
2	伊良部地区津波避難施設	宮古島市伊良部字伊良部 1471	280	12
3	池間地区防災センター	宮古島市平良字池間 110-2	350	11
4	宮古島皆愛マンション	宮古島市下地字与那覇 1388-5	200	5

(6) 一時指定緊急避難場所

NO	名称	所在地	収容力 (人)	標高 (m)
1	宮古島市スポーツ観光交流拠点施設 (JTAドーム宮古島)	宮古島市平良字下里 2511-35	1,200	40

*標高値は、避難場所・避難所案内板の標高値及び地理院地図 (電子国土Web) の標高値による。

参考資料

資料2-2 市内医療機関一覧

No.	施設名	所在番地	施設TEL
1	宮古島市休日夜間救急診療所	宮古島市平良字下里 427-1 (宮古病院内)	0980-72-2008
2	沖縄県立宮古病院	宮古島市平良字下里 427-1	0980-72-3151
3	沖縄県宮古保健所	宮古島市平良字東仲宗根 476	0980-72-2420
4	第二共済組国立療養所 宮古南静園所属診療所	宮古島市平良字島尻 888	0980-72-5321
5	沖縄県社会福祉事業団 宮古厚生園 医務室	宮古島市平良字西仲宗根 745-7	0980-72-2422
6	特別養護老人ホーム 宮古の里	宮古島市平良字東仲宗根添 1800	0980-77-2595
7	池村内科医院	宮古島市平良字東仲宗根 194	0980-72-3500
8	きしもと内科医院	宮古島市平良字下里 1555-1	0980-79-0501
9	ドクターゴン診療所	宮古島市上野字宮國 746-17	0980-76-2788
10	砂川内科医院	宮古島市平良字西里 796-3	0980-73-0037
11	特別養護老人ホーム松風園 (医務室)	宮古島市伊良部字長浜 1025-3	0980-78-5111
12	特別養護老人ホーム しもじ長生園 (医務室)	宮古島市下地字嘉手苺 660-2	0980-76-3330
13	宮古島徳洲会病院	宮古島市平良字松原 552-1	0980-73-1100
14	徳洲会伊良部島診療所	宮古島市伊良部字前里添 639-2	0980-78-6661
15	くらはし整形外科クリニック	宮古島市平良字西里 782-1	0980-75-5550
16	いしみねクリニック	宮古島市平良字西里 269-5	0980-75-5878
17	たいら内科	宮古島市平良字東仲宗根 572-6	0980-73-8115
18	城辺中央クリニック	宮古島市城辺字比嘉 628-5	0980-77-4693
19	ドクターゴン四島診療所	宮古島市平良字西里 267	0980-79-5164
20	社会福祉法人ユームツ会 青潮園 診療所	宮古島市平良字下里 2632-1	0980-72-7795
21	下地診療所	宮古島市下地字上地 634-1	0980-74-7878
22	比嘉内科胃腸科医院	宮古島市平良字下里 5	0980-73-2161
23	中村胃腸科内科	宮古島市平良字下里 1259-1	0980-75-3232
24	宮古島リハビリ温泉病院	宮古島市平良字東仲宗根添 1898-7	0980-73-0800
25	いけむら外科・胃腸科・肛門科	宮古島市平良字西里 978-2	0980-73-6300
26	医療法人 おおはらクリニック	宮古島市平良字下里 1099-3	0980-72-9806
27	いけむら小児科	宮古島市平良字西里 978-2	0980-73-4970
28	ひが小児科	宮古島市平良字西里 781-5	0980-73-1477
29	医療法人 一二三会 こうむら眼科	宮古島市平良字久貝 1064-10-1	0980-73-4123
30	下地眼科医院	宮古島市平良字下里 577-1	0980-73-2228
31	真壁眼科	宮古島市平良字西里 787-1	0980-73-2200
32	医療法人 たぶの木 うむやすみやあす・ん診療所	宮古島市平良字下里 1477-4	0980-73-3854
33	医療法人みやこクリニック	宮古島市平良字東仲宗根 596	0980-73-4103
34	みやぎMS.クリニック	宮古島市平良字久貝 1068-15	0980-75-0722
35	奥平産婦人科医院	宮古島市平良字下里 1259-1	0980-72-3026
36	医療法人愛泉会砂川整形外科医院	宮古島市平良字西里 352	0980-72-2366
37	松田整形外科医院	宮古島市平良字久貝 787-1	0980-73-3300
38	原皮ふ科	宮古島市下地字上地 430-4	0980-76-3838
39	稲村耳鼻咽喉科	宮古島市平良字久貝 669-1	0980-74-1187
40	レオクリニック	宮古島市平良字下里 1578-8	0980-79-0923
41	こころのクリニックていんぬぼう	宮古島市平良字下里 1245-9 正ビル 1F	0980-74-3900

参考資料

資料 2-3 応急給水用車両・資機材の種別及びタンク容量等

(宮古島市消防本部)

種 別	タンク容量 (ℓ)	保有数 (台)	所 管	備 考
タンク車	10,000	1	消防署	平良字下里 1792-6 tel172-4358 fax 73-1682
	5,000	1	伊良部出張所	伊良部字前里添 1100-11 tel178-3553 fax78-4962
水槽付きポンプ車	2,000	1	消防署	平良字下里 1792-6
	3,000	1		
水槽付きポンプ車	5,000	1	上野出張所	上野字新里 235-253
水槽付きポンプ車	2,000	1	伊良部出張所	伊良部字前里添 1100-11 tel178-3553 fax78-4962
計		6		

(宮古島市上下水道部)

種 別	容 量 (ℓ)	保有数 (個)	所 管	備 考
非常用飲料水袋	6	500	水道工務課 (副) 水道総務課	平良字西里 794-3 tel172-2652・72-2653 fax72-2647
車載用(2t) 給水タンク	1,500	1	水道工務課 (副) 水道総務課	平良字西里 794-3 tel172-2652・72-2653 fax72-2647
車載用(2t) 給水タンク (ポンプ付)	1,500	1	水道工務課 (副) 水道総務課	平良字西里 794-3 tel172-2652・72-2653 fax72-2647
給水コンテナ	1,000	1	水道工務課 (副) 水道総務課	平良字西里 794-3 tel172-2652・72-2653 fax72-2647

資料 2-4 遺体の収容所及び一時安置所一覧表

番号	施設名	電話番号	面積 (㎡)	床構造	水道	所有者等		駐車場面積 (㎡)	収容可能人数	連絡責任者	電話番号	電話番号
						所有・管理者	等					
1	宮古島市総合体育館	0980 73-4469	4,100	板張り	有り	一般社団法人宮古島市スポーツ協会	(職) 73-4469	386 体育館横の空き地 (5,700)	2,050	生涯学習振興課長	(職) 77-4946	(職) 77-4946
2	旧宮古島市中央公民館		2,520	プラスチック タイル	有り	宮古島市教育長	(職) 77-4942	2,853	1,260	生涯学習振興課長	(職) 77-4946	(職) 77-4946
3	宮古島市下地勤労者体育センター	0980 76-6968	1,629	板張り	有り	宮古島市教育長	(職) 77-4942	3,523	814	生涯学習振興課長	(職) 77-4946	(職) 77-4946
4	宮古島市上野体育館	0980 76-2811	3,333	板張り	有り	宮古島市教育長	(職) 77-4942	4,182	1,666	生涯学習振興課長	(職) 77-4946	(職) 77-4946
5	宮古島市城辺農業者 トレーニングセンター	0980 77-5139	1,579	板張り	有り	宮古島市教育長	(職) 77-4942	3,137 隣接する改善センター 駐車場含む。	789	生涯学習振興課長	(職) 77-4946	(職) 77-4946
6	伊良部公民館	0980 78-3558	1,504	プラスチック タイル	有り	宮古島市教育長	(職) 77-4942	3,584	600	生涯学習振興課長	(職) 77-4946	(職) 77-4946
7	大神島離島振興コミュニ ティセンター		219	ビニール床 タイル	有り	宮古島市長	(職) 72-3751	138	109	財政課長	(職) 72-3751	(職) 72-3751

※ 緊急連絡先：総務課・防災危機管理係 72-3751 (代表) 直通 73-1961 携帯 090-3796-0180

※ 面積は建物の床面積、駐車場の面積はおおよその面積である。

参考資料

資料 2-5 市内文化財一覧表

文化財（遺跡・史跡・御獄）

名 称	種 別	所 在 地	指定状況	備 考
仲宗根豊見親の墓	建造物史跡	平良字西仲宗根 真玉 3	国指定 県指定	平成 5. 4. 20 昭和 31. 2. 22
アトンマ墓	建造物	平良字西仲宗根	国指定	平成 5. 4. 20
知利真良豊見親の墓	建造物	平良字西仲宗根	国指定	昭和 42. 4. 20
大和井	史跡	平良字西仲宗根不在手 369	国指定	平成 4. 12. 18
ドイツ皇帝博愛記念碑	史跡	平良字西里	県措定	昭和 31. 2. 22
上比屋山遺跡	史跡	城辺字砂川	県指定	昭和 31. 2. 22
高腰城跡	史跡	城辺字比嘉	県指定	平成 3. 8. 2
喜佐真御獄	有形民俗	下地字川満	県指定	昭和 56. 2. 9
ウイピャムトウの祭場	有形民俗	城辺字砂川砂川 1302-2	県指定	昭和 56. 11. 5
城辺町の友利のあま井	有形民俗	城辺字砂川前原 1137	県指定	昭和 56. 3. 30
スムリャーミャーカ	史跡	下地字来間	県指定	昭和 50. 2. 13
下地町の池田缸	史跡	下地字上地ツボヤ	県指定	昭和 52. 7. 11
野原丘の霊石	史跡	上野字野原鏡原	県指定	昭和 31. 2. 2
久松みゃーか（巨石墓）群	建造物	久貝 222 松原 37～	市指定	昭和 49. 8. 29
西ツガ墓	建造物	下里 199-1	市指定	昭和 52. 3. 16
平良第一小学校の正門と石垣	建造物	下里 1141-1	市指定	平成 11. 8. 20
イスゥガー（磯井）	有形民俗	狩俣 4424-1	市指定	平成 6. 5. 9
クスヌガー（後の井戸）	有形民俗	狩俣 4422	市指定	平成 6. 5. 9
漲水御嶽と石垣	史跡	平良字西里 8	市指定	昭和 49. 8. 29
観音堂経塚	史跡	平良字西里 2	市指定	〃
漲水石畳道	史跡	平良字西里	市指定	〃
下地仁屋利社の墓碑	史跡	平良字西仲宗根 611-1	市指定	昭和 49. 9. 12
祥雲寺の石垣	史跡	平良字西里 4	市指定	昭和 50. 12. 11
盛加ガー	史跡	平良字東仲宗根	市指定	〃
西銘御嶽	史跡	平良字東仲宗根添 2672～2669-2	市指定	昭和 52. 3. 16
島尻元島とンナカガー	史跡	平良字島尻 1484～	市指定	昭和 53. 2. 7
島尻遠見番所	史跡	平良字島尻 1528	国指定	平成 19. 3. 23
四島の主の墓	史跡	平良字狩俣 4249	市指定	昭和 53. 3. 6
鏡原馬場跡	史跡	平良字下里 3034-1	市指定	昭和 54. 2. 6
狩俣遠見番所	史跡	平良字狩俣 4417-1	国指定	平成 19. 3. 23

参考資料

名 称	種 別	所 在 地	指定状況	備 考
池間遠見番所	史跡	平良字池間 71-4	国指定	平成 19. 3. 23
住屋遺跡（俗称・尻間）	史跡	平良字西里 188	市指定	昭和 57. 10. 21
ミノズマ遺跡の井戸	史跡	平良字松原 949	市指定	昭和 58. 3. 24
海軍特攻艇格納秘匿壕	史跡	平良字狩俣 2569	市指定	平成 16. 4. 15
瑞福隧道	建造物	城辺字比嘉	市指定	平成 14. 5. 14
野加那泉	有形民俗	城辺字比嘉 1624	市指定	平成 3. 1. 8
ぐすくべのアギイス（力石）	有形民俗	城辺字保良	市指定	昭和 14. 5. 14
ぐすくべのアギイス（力石）	有形民俗	城辺字新城	市指定	〃
ぐすくべのアギイス（力石）	有形民俗	城辺字西里添	市指定	〃
七又のミーマガー	有形民俗	城辺字福里	市指定	〃
山川ウプカー	有形民俗	城辺字長間	市指定	〃
マムヤの屋敷跡 機織り場・墓	史跡	城辺字保良 970-14 保良 122-2	市指定	平成 3. 4. 9
野城泉	史跡	城辺字福里 2-8	市指定	〃
金志川泉	史跡	城辺字友利 445	市指定	平成 6. 4. 12
保良元島遺跡	史跡	城辺字保良北久場間 970-1 城辺字保良平安名 122-1 保良北久場間 970-7 保良久場間 44~184	市指定	〃
赤崎御嶽	有形民俗	下地字与那覇東原 1603	市指定	昭和 56. 2. 17
ツヌジ御嶽	有形民俗	下地字洲鎌 571	市指定	〃
真屋御嶽	有形民俗	下地字洲鎌 467-1	市指定	〃
赤名宮	有形民俗	下地字上地 709-2	市指定	〃
川満大殿の古墓	史跡	下地字洲鎌 280	市指定	昭和 51. 11. 1
来間川（泉）	史跡	下地字来間 99	市指定	〃
与那覇支石墓	史跡	下地字与那覇 201	市指定	〃
来間遠見番所	史跡	下地字来間 71-2	国指定	平成 19. 3. 23
松村家の井戸の縁石	史跡	下地字洲鎌 433	市指定	昭和 55. 1. 10
クバカ城跡	史跡	下地字嘉手苺 181	市指定	平成 7. 12. 11
キャーザ井	有形民俗	上野字新里	市指定	昭和 51. 7. 5
スカプヤー御嶽	有形民俗	上野字宮国	市指定	〃
大嶽城跡	史跡	上野字野原	市指定	〃
御船の親御嶽	史跡	上野字新里	市指定	〃
好善ミガガマ御嶽	史跡	上野字宮国	市指定	昭和 54. 3. 9
ドイツ商船遭難之地碑	史跡	上野字宮国	市指定	〃

参考資料

名 称	種 別	所 在 地	指定状況	備 考
アナ井	史跡	上野字宮国	市指定	昭和 54. 3. 9
アマ井	史跡	上野字宮国	市指定	〃
テマカ城跡	史跡	上野字宮国	市指定	〃
ピンザアブ遺跡	史跡	上野字野原	市指定	昭和 56. 3. 27
魚垣	有形民俗	伊良部字佐和田礁湖内	市指定	昭和 54. 5. 11
サバウツガー	史跡	伊良部字前里添 553-1	市指定	昭和 50. 8. 1
スサビミヤーカー	史跡	伊良部字伊良部 1304	市指定	昭和 53. 5. 15
下地島巨岩	史跡	伊良部字佐和田下地島端	市指定	昭和 54. 6. 1
ヤマトブー大岩	史跡	伊良部字池間添 923-5	市指定	昭和 54. 8. 3
アラガー	史跡	伊良部字佐和田 1482-1	市指定	昭和 55. 6. 26
フナハガー	史跡	伊良部字伊良部 1365	市指定	昭和 56. 7. 28
神里ガー	史跡	伊良部字仲地 271	市指定	〃
ダキフガー	史跡	伊良部字伊良部 24-1	市指定	昭和 56. 12. 23
ピヤーズ御嶽 (クンマウキヤー)	史跡	伊良部字池間添 923-2	市指定	平成 6. 6. 25
乗瀬御嶽	史跡	伊良部字伊良部 1391-10	市指定	〃
佐和田ユークイ	史跡	伊良部字佐和田 248	市指定	〃
カナマラアブ	史跡	伊良部字池間添 1261-3	市指定	〃
ウスバリアブ	史跡	伊良部字池間添 1261-5	市指定	〃
タウワインミィアブ	史跡	伊良部字池間添 1036-8	市指定	〃
アブガーNo.1	史跡	伊良部字池間添 1777-1	市指定	〃
アブガーNo.2	史跡	伊良部字池間添 1261-5	市指定	〃
ヌドクピアブ	史跡	伊良部字池間添 2303-1	市指定	〃
ティーズアブ	史跡	伊良部字池間添 2354	市指定	〃
黒浜御嶽	史跡	伊良部字佐和田 1181-1	市指定	〃
砂川遠見番所	史跡	城辺砂川 887-2	国指定	平成 19. 3. 23
旧西中共同製糖場煙突	建造物	城辺字西里添 621-1	国登録	平成 25. 6. 21
旧仲宗根氏庭園	天然記念物	平良字西仲宗根 281 番	国登録	平成 28. 10. 3
大立大殿ミヤーカー	史跡	平良字下里布干堂	市指定	平成 24. 8. 28
「乾隆三十六年大波」碑	史跡	下地字与那覇前山 839-1	市指定	平成 28. 6. 16
旧西中製糖場跡	史跡	城辺字西里添 1139	市指定	平成 29. 11. 22
アラフ遺跡	史跡	城辺字新城 1538	市指定	平成 30. 12. 28
ミヤーツ墓	建造物		市指定	平成 29. 11. 22

参考資料

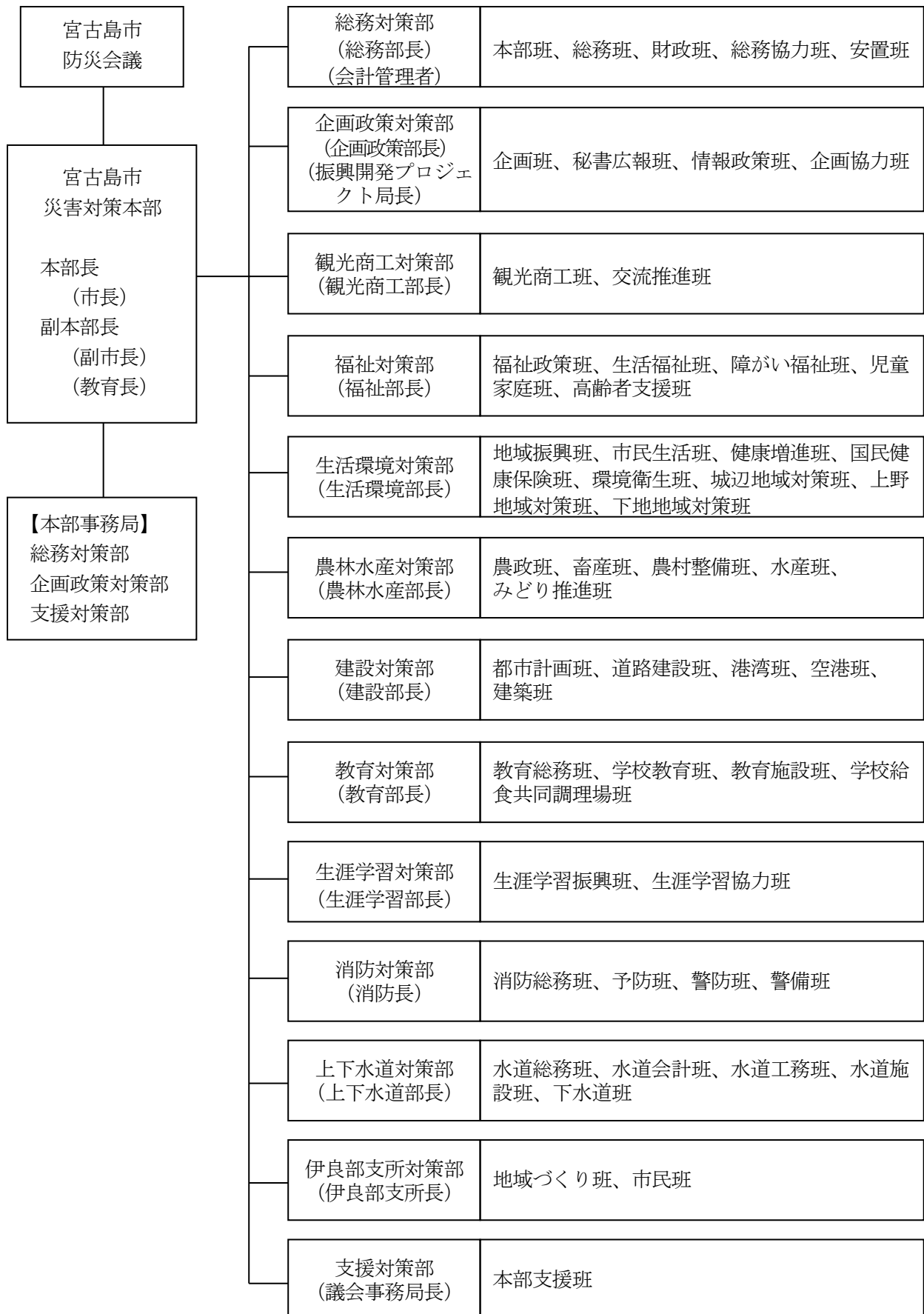
資料 2-6 津波災害警戒区域内の要配慮者利用施設一覧

区 分	施 設 名	住 所	電話番号	F A X 番号
介護施設	笑園	平良字大浦 130-54	72-6886	72-6886
介護施設	デイサービス かぜの詩	平良字大浦 130-57	73-5727	73-5726
介護施設	デイサービス えがお	伊良部字佐和田 1539	78-5123	78-5606
介護施設	N P O 法人いけま福祉支援センター	平良字池間 90-6	75-2870	75-2872
学校	池間小中学校	平良池間 903	75-2013	75-2330
保育園	竹の子保育園	平良字下里 215-4	73-2621	73-3883

【災害応急活動体制等】

資料3-1 宮古島市災害対策本部組織図

(令和元年11月28日現在)



参考資料

資料 3-2 宮古島市災害対策本部等（警戒本部）の所掌事務及び組織機構

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
総務対策部	総務部長	本部班	防災危機管理課長	防災危機管理課員	1 本部の設置及び閉鎖に関する事 2 本部会議に関する事 3 防災会議、その他防災関係機関への連絡及び協力要請に関する事 4 災害活動全般に関わる配備体制の指示伝達に関する事 5 気象情報等の収集・広報伝達に関する事 6 避難勧告等の発令及び指定緊急避難場所の開設に関する事 7 自衛隊、県、他市町村及び公共機関等への応援要請、及び応援受け入れに関する事 8 ヘリコプターの派遣要請に関する事 9 地区防災計画等による地区と連携した応急対策に関する事	4	4	全員	全員
		総務班	総務課長	総務課員	1 部内及び各部への連絡調整に関する事 2 自治会との避難所設置、その他連絡調整に関する事 3 非常通信の運用及び災害の啓発運動に関する事 4 被害状況の収集総括に関する事 5 県、その他関係機関に対する被害報告に関する事 6 罹災証明の発行に関する事 7 被災者台帳の作成に関する事 8 遺体の処理、埋火葬に関する事 9 物資輸送拠点の確保に関する事	1	5	全員	全員
		財政班	財政課長	財政課員	1 市有財産の被害調査及び災害対策に関する事 2 市有車両等の管理及び配車に関する事 3 庁舎の防災及び保全対策に関する事 4 災害対策の予算措置に関する事	3	6	11	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
総務対策部	総務部長	総務協力班	納税課長	納税課員	1 各部被害状況の調査収集及び報告に関すること。 2 部内各班の応援に関すること。	0	1	3	全員
			税務課長	税務課員	1 被災者に対する市税の減免、徴収猶予に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。	0	1	2	全員
			契約検査課長	契約検査課員	1 他の班の協力支援に関すること。	0	1	3	全員
			会計課長	会計課員	1 災害対策本部の出納に関すること。 2 義援金等の受け入れ、管理・保管に関すること。 3 他の班の協力支援に関すること。	0	1	5	全員
		安置班	総務課長	各部各班からの応援をもって結成	1 状況に応じ、本部長の指示により結成され、遺体安置所の開設、遺体の収容、安置全般に関すること。	必要に応じて配備			
企画政策対策部	企画政策部長	企画班	企画調整課長	企画調整課員	1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 部内の連絡調整に関すること。 3 救援物資等の受け入れ及び配給に関すること。	1	4	9	全員
		秘書広報班	秘書広報課長	秘書広報課員	1 本部長、副本部長との調整に関すること。 2 災害の取材及び災害記録の収集に関すること。 3 災害に関する広報・広聴及び報道機関との連絡に関すること。 4 災害見舞い及び被災者の応接に関すること。	2	4	5	全員
		情報政策班	情報政策課長	情報政策課員	1 通信回線や通信機器の確保、庁内LANに関すること。 2 被災情報、避難や救援の実施状況、災害等への対応状況。 3 安否情報その他統括班から収集を依頼された情報などの集積、整理及び集約に関すること。(安否情報システムLGWANの活用)	2	3	5	全員
		企画協力班	働く女性の家館長	働く女性の家館員	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。	0	1	2	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
企画政策対策部	企画政策部長	企画協力班	エコアイランド推進課長	エコアイランド推進課員	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。 3 所管の被害調査及びその対策に関すること。	0	1	3	全員
			振興開発プロジェクト局長	振興開発プロジェクト局員	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。	0	1	2	全員
観光商工対策部	観光商工部長	観光商工班	観光商工課長	観光商工課員	1 観光・商工物産関係の調査及びその対策に関すること。 2 所管の関係団体との連絡調整に関すること。 3 市内在観光客等の被害状況調査及び収集に関すること。 4 観光客への情報提供及び避難誘導、帰宅支援に関すること。 5 外国人観光客の被害状況調査及び収集に関すること。 6 外国人観光客の通訳ボランティア対応に関すること。	1	3	5	全員
		交流推進班	交流推進課長	交流推進課員	1 交流推進関係の調査及びその対策に関すること。 2 所管の関係団体との連絡調整に関すること。 3 被災者への食糧、生活必需品の調達及び配給に関すること。	0	1	3	全員
福祉対策部	福祉部長	福祉政策班	福祉政策課長	福祉政策課員	1 部内の連絡調整に関すること。 2 災害救助法の事務に関すること。 3 災害弔慰金及び災害見舞金の支給に関すること。 4 避難行動要支援者の避難誘導及び災害支援対策に関すること。 5 所管の関係団体との連絡調整に関すること。 6 被災者の生活資金等の融資相談に関すること。(社協等関係団体への案内) 7 社会福祉施設等の被害状況等の把握に関すること。 8 福祉避難所の開設に関すること。 9 一般ボランティア及び介護業務に係る専門ボランティアの受け入れに関すること。 10 部内の他班に属さないこと。	1	4	9	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
福祉対策部	福祉部長	生活福祉班	生活福祉課長	生活福祉課員	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。	0	1	4	全員
		障がい福祉班	障がい福祉課長	障がい福祉課員	1 身体障がい者、知的障がい者等、避難行動要支援者の誘導及び災害支援対策に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。 3 市内の関係機関団体（障がい者等）との連絡調整に関すること。	1	4	6	全員
		児童家庭班	児童家庭課長	児童家庭課員	1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 児童・母子等の災害支援対策に関すること。 3 市内の保育施設との連絡調整に関すること。 4 他の班の協力支援に関すること。	1	2	8	全員
		高齢者支援班	高齢者支援課長	高齢者支援課員	1 高齢者等、避難行動要支援者の避難誘導及び災害支援対策に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。 3 市内の関係機関団体（介護施設等）との連絡調整に関すること。	1	5	11	全員
生活環境部	生活環境部長	地域振興班	地域振興課長	地域振興課員	1 関係機関との連絡調整に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。	1	2	4	全員
		市民生活班	市民生活課長	市民生活課員	1 避難誘導及び避難所の設置に関すること。 2 避難者の収容及び避難所の運営、管理に関すること。 3 避難所における被災者の支援に関すること。 4 被災者及び救援物資の輸送に関すること。 5 安否情報リストの作成に関すること。 6 市内在外国人の被害調査及び収集に関すること。 7 通訳ボランティアの受け入れ窓口に関すること。	3	8	10	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
生活環境部	生活環境部長	健康増進班	健康増進課長	健康増進課員及び医療専門職員	1 医療救護班の編成・派遣及び被災者の応急救護に関する事 2 医療及び助産に関する事 3 医薬品及び衛生資材の調達、配分に関する事 4 医療救護所の設置及び運営に関する事 5 市が行う医療救護活動の統括と、地域医療本部への連絡に関する事 6 市内にある医療機関との連絡調整に関する事 7 県医療本部及び地域医療本部が行う輸送及び救護活動等への支援に関する事 8 医師、看護師、助産師、保健師等の専門ボランティアの受け入れに関する事 9 被災者の健康管理とこころのケアに関する事 10 感染症対策（臨時予防接種）に関する関係機関との連絡調整に関する事	0	1	3	全員
		国民健康保険班	国民健康保険課長	国民健康保険課員	1 避難所での炊き出しに関する事 2 他の班の協力支援に関する事	0	1	5	全員
		環境衛生班	環境衛生課長	環境衛生課員	1 災害地域の環境衛生に関わる感染症対策に関する事 2 浸水家屋の衛生消毒に関する事 3 災害廃棄物、ゴミ及びし尿収集運搬、処理及び仮設便所の設置に関する事 4 動物の死体の収容及びその処置に関する事 5 動物の保護、収容に関する事 6 感染症対策に関する関係機関との連絡調整に関する事	1	5	9	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
生活環境部	生活環境部長	城辺地域対策班	城辺支所長	城辺支所員	1 所管地域の被害調査の総括及び各部門との連絡調整に関すること。 2 支所職員の動員及び配置に関すること。 3 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること。 4 所管地域の広報に関すること。 5 地域の所管事業等の被害調査及び関係部門との連絡調整に関すること。 6 部内の他班に属さないこと。 7 風水害時における避難所の開設・運営に関すること。	3	7	全員	全員
		上野地域対策班	上野支所長	上野支所員	1 所管地域の被害調査の総括及び各部門との連絡調整に関すること。 2 支所職員の動員及び配置に関すること。 3 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること。 4 所管地域の広報に関すること。 5 地域の所管事業等の被害調査及び関係部門との連絡調整に関すること。 6 部内の他班に属さないこと。 7 風水害時における避難所の開設・運営に関すること。	2	5	全員	全員
		下地地域対策班	下地支所長	下地支所員	1 所管地域の被害調査の総括及び各部門との連絡調整に関すること。 2 支所職員の動員及び配置に関すること。 3 庁舎の整備及び庁内停電時の対策に関すること。 4 所管地域の広報に関すること。 5 地域の所管事業等の被害調査及び関係部門との連絡調整に関すること。 6 部内の他班に属さないこと。	1	4	全員	全員
農林水産対策部	農林水産部長	農政班	農政課長	農政課員	1 部内の連絡調整に関すること。 2 所管の被害調査及びその対策に関すること。 3 部内の他班に属さないこと。	1	5	11	全員
		畜産班	畜産課長	畜産課員	1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。	0	1	3	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
農林水産対策部	農林水産部長	農村整備班	農村整備課長	農村整備課員	1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。	0	1	10	全員
		水産班	水産課長	水産課員	1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 所管の関係団体と連絡調整に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 他の班の協力支援に関すること。	0	1	4	全員
		みどり推進班	みどり推進課長	みどり推進課員	1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 所管の関係団体と連絡調整に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 他の班の協力支援に関すること。	0	1	3	全員
建設対策部	建設部長	都市計画班	都市計画課長	都市計画課員	1 部内の連絡調整に関すること。 2 所管の被害調査及びその対策に関すること。 3 障害物の除去に関すること。 4 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関すること。 5 部内の他班に属さないこと。	1	5	13	全員
		道路建設班	道路建設課長	道路建設課員	1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 障害物の除去に関すること。 3 地すべり、急傾斜地域等々の警戒巡視に関すること。 4 交通規制に関すること。 5 水防に関すること。 6 交通不能箇所及び通行路線の把握に関すること。 7 部内の他班に属さないこと。	3	7	13	全員
		港湾班	港湾課長	港湾課員	1 港湾の災害応急復旧措置及び被害調査に関すること。 2 高潮対策に関すること。 3 災害時における公有水面（海面に限る）の管理に関すること。 4 所管の関係団体との連絡調整に関すること。	0	1	4	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
建設対策部	建設部長	空港班	空港課長	空港課員	1 空港施設関係の災害対策及び被害調査に関すること。 2 所管の関係団体との連絡調整に関すること。	0	1	3	全員
		建築班	建築課長	建築課員	1 所管の被害調査及びその対策に関すること。 2 応急仮設住宅等の確保、維持管理及び入退去に関すること。 3 被災建築物の応急危険度判定及び被災宅地の危険度判定に関すること。 4 住宅の被災調査に関すること。 5 他の班の協力支援に関すること。 6 住宅の応急修理に関すること。	1	4	7	全員
教育対策部	教育部長	教育総務班	教育総務課長	教育総務課員	1 部内の連絡調整に関すること。 2 職員の動員及び配置に関すること。 3 所管の災害対策に必要な経費に関すること。 4 部内の他班に属さないこと。 5 所管の被害調査及びその応急対策に関すること。 6 避難所の開設に関すること。	1	4	全員	全員
		学校教育班	学校教育課長	学校教育課員 宮古島市立教育研究所員	1 児童生徒の安全確保及び避難に関すること。 2 応急教育計画及び教育指導に関すること。 3 児童生徒に対する学用品等の給付・配布に関すること。 4 学校職員の動員や児童生徒の臨時休校等、学校運営に関すること。 5 罹災児童・生徒の保健管理に関すること。	0	1	5	全員
		教育施設班	教育施設班長	教育施設班員	1 所管の被害調査及び応急対策に関すること。 2 他の班の協力支援に関すること。	0	1	7	全員
		学校給食共同調理場班	学校給食共同調理場長	学校給食共同調理場員	1 所管施設の被害調査及び応急対策に関すること。 2 避難所における救援炊き出し支援に関すること。	0	1	3	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
生涯学習対策部	生涯学習部長	生涯学習振興班	生涯学習振興課長	生涯学習振興課員	1 部内の連絡調整に関する事。 2 所管の被害調査及びその対策に関する事。 3 部内の他班に属さないこと。	0	1	5	全員
		生涯学習協力班	図書館長	図書館員	1 所管の被害調査及びその対策に関する事。 2 他の班の協力支援に関する事。	0	1	5	全員
			中央公民館長	公民館員	1 所管の被害調査及びその対策に関する事。 2 避難所の開設に関する事。 3 他の班の協力支援に関する事。	0	1	4	全員
			総合博物館長	総合博物館員	1 所管の被害調査及びその対策に関する事。 2 他の班の協力支援に関する事。	0	1	3	全員
消防対策部	消防長	消防総務班	消防総務課長	消防総務課員	1 機材及び物品の調達に関する事。 2 関係機関及び部内の連絡調整に関する事。 3 部内の他班に属さないこと。	1	2	全員	全員
		予防班	予防課長	予防課員	1 所管の被害調査に関する事。 2 危険物施設の保安に関する事。 3 罹災証明の発行に関する事。 (火災・家屋等の浸水) 4 避難所等における燃料 (LPガス等) の保安管理に関する事。	1	2	全員	全員
		警防班	警防課長	警防課員	1 水害、火災その他災害の記録に関する事。 2 機械器具の整備及び調達に関する事。 3 非常通信及び関係機関 (緊急消防援助隊等) への応援要請に関する事。 4 気象情報等の収集・広報伝達に関する事。 5 海岸、堤防、溝路及び水路の災害応急対策、被害調査に関する事。 6 団員の招集に関する事。 7 救急・救助に関する事。 8 消防水利に関する事。	1	3	全員	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
消防対策部	消防長	警備班	消防署長	第一警備課員 第二警備課員 第三警備課員 消防団員	<ol style="list-style-type: none"> 1 住民の避難誘導に関する事。 2 職員の招集及び配置に関する事。 3 救急・救助及び行方不明者の捜索に関する事。 4 水害、火災、その他の災害の警戒、鎮圧、救助に関する事。 5 警戒区域の設定に関する事。 6 団員の配置に関する事。 	当務員	10 ～ 15	全員	全員
上下水道対策部	上下水道部長	水道総務班	水道総務課長	水道総務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 部内の連絡調整に関する事。 2 職員の動員及び配置、輸送に関する事。 3 水道災害対策に必要な経理に関する事。 4 機材及び物品の調達に関する事。 5 県企業局及び関係業者との連絡調整に関する事。 6 給水活動に協力する団体等との連絡調整に関する事。 7 部内の他班に属さないこと。 	1	3	全員	全員
		水道会計班	水道会計課長	水道会計課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 他班の協力支援に関する事。 	0	1	3	全員
		水道工務班	水道工務課長	水道工務課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及びその応急対策に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 給水・配水の計画に関する事。 4 給水、その他必要事項の住民への広報に関する事。 	1	3	7	全員
		水道施設班	水道施設課長	水道施設課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管の被害調査及びその応急対策に関する事。 2 応急給水に関する事。 3 給水・配水の計画に関する事。 4 給水、その他必要事項の住民への広報に関する事。 	1	4	6	全員
		下水道班	下水道課長	下水道課員	<ol style="list-style-type: none"> 1 下水道施設に関する被害調査及びその応急対策に関する事。 2 雨水幹線の警戒巡視に関する事。 3 避難所における仮設トイレの設置に関する事。 	1	3	5	全員

参考資料

災害対策組織					所掌事務	配備要員数			
部	部長	班	班長	班員		警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
伊良部支所対策部	伊良部支所部長	地域づくり班	地域づくり課長	地域づくり課員	1 所管地域の被害調査の総括及び各部門との連絡調整に関すること。 2 支所職員の動員及び配置に関すること。 3 所管地域の広報に関すること。 4 地域の所管事業等の被害調査及び関係部門との連絡調整に関すること。 5 部内の他班に属さないこと。 6 風水害時における避難所の開設・運営に関すること。	2	4	全員	全員
		市民班	市民課長	市民課員	1 避難誘導及び避難所の設置に関すること。 2 避難者の収容及び避難所の運営、管理に関すること。 3 避難所における被災者の支援に関すること。 4 地域の被災者及び救援物資の輸送に関すること。 5 所管の被害調査及びその応急対策に関すること。 6 関係部門との連絡調整に関すること。	1	2	全員	全員
支援対策部	議会事務局長	本部支援班	議会事務局長	議会事務局員 選管事務局員 監査委事務局員 農委事務局員	1 災害対策本部への協力支援に関すること。	0	0	0	全員

資料 3-3 配備体制・担当

体制区分	災害警戒準備体制	災害警戒本部	災害対策本部		
配備区分	警戒初動配備	警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
配備体制内容	○気象災害などの防災情報の収集等、警戒体制の初動配備	○災害対策本部の前身であって、警戒配備要員をもって情報収集、巡回、連絡等の活動。	○気象業務法に基づく警報が発表される等、重大な災害の発生が予想され警戒を必要とする場合、巡回、情報収集、連絡等を担当する人員をもって充てる。	○局地的に重大な災害発生とともに、災害応急活動が開始される体制とする。	○市全域にわたって風水害等の大規模災害の発生がある場合、動員可能な職員をもってあたるもので、完全な非常体制とする。
指揮	指揮：防災危機管理課長	指揮：副市長 招集事務：総務部長	指揮：市長 招集事務：総務部長	指揮：市長 招集事務：総務部長	指揮：市長 招集事務：総務部長
配備要員	防災危機管理課長 防災危機管理課員	災害警戒本部員 副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、観光商工部長、振興開発プロジェクト局長、福祉部長、生活環境部長、農林水産部長、建設部長、教育部長、生涯学習部長、消防長、上下水道部長、伊良部支所長、議会事務局長、会計管理者	災害対策本部員 副市長、教育長、総務部長、企画政策部長、観光商工部長、振興開発プロジェクト局長、福祉部長、生活環境部長、農林水産部長、建設部長、教育部長、生涯学習部長、消防長、上下水道部長、伊良部支所長、議会事務局長、会計管理者		

参考資料

体制区分	災害警戒準備体制	災害警戒本部	災害対策本部		
配備区分	警戒初動配備	警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
配備要員		●以下災害警戒配備 (平良庁舎) 防災危機管理課長、 防災危機管理係 総務課長 財政課長、用度管財係 企画調整課長 秘書広報課長、秘書係 情報政策課長、情報担当 観光商工課長 福祉政策課長 高齢者支援課長 障がい福祉課長 児童家庭課長 地域振興課長 市民生活課長、避難所運営担当 環境衛生課長	●警戒配備に加えて (第一配備) 全員 4 3 納税課長 税務課長 会計課長 3 2 1 エコイノベーション推進課長 働く女性の家館長 振興開発プロジェクト局次長 2 交流推進課長 3 生活福祉課長 4 3 1 1 5 4 国民健康保険課長 健康増進課長	●第一配備に加えて (第二配備) 全員 全員 5 2 1 4 5 1 2 2 1 1 2 2 5 3 6 2 6 2 2 4 4 4 2	●第二配備に加えて 出動可能な全ての職員 (第三配備)

参考資料

体制区分	災害警戒準備体制	災害警戒本部	災害対策本部		
配備区分	警戒初動配備	警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
配備要員		<p>●以下災害警戒配備</p> <p>(城辺庁舎) 城辺支所長、避難所運営担当 (教育委員会) 教育総務課長</p> <p>〈教育委員会外部〉</p> <p>(下地庁舎) 下地支所長 都市計画課長 道路建設課長、道路係、管理係 建築課長 〈建設部外部〉</p> <p>〈総務部外部〉</p>	<p>●警戒配備に加えて(第一配備)</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>学校教育課長 教育施設班長 生涯学習振興課長</p> <p>宮古島市立図書館長、公民館担当 宮古島市総合博物館長 学校給食共同調理場長</p> <p>3</p> <p>4</p> <p>4</p> <p>3</p> <p>港湾課長 空港課長</p> <p>契約検査課長</p>	<p>●第一配備に加えて(第二配備)</p> <p>全員</p> <p>全員</p> <p>4 7 4</p> <p>7 2 2</p> <p>全員</p> <p>8</p> <p>6 3</p> <p>3 2</p> <p>2</p>	<p>●第二配備に加えて出動可能な全ての職員(第三配備)</p>

参考資料

体制区分	災害警戒準備体制	災害警戒本部	災害対策本部		
配備区分	警戒初動配備	警戒配備	第一配備	第二配備	第三配備
配備要員		●以下災害警戒配備	●警戒配備に加えて (第一配備)	●第一配備に加えて (第二配備)	●第二配備に加えて 出動可能な全ての職員 (第三配備)
		(上野庁舎) 上野支所長、避難所 運営担当	3	全員	
		農政課長	4	6	
			畜産課長	2	
			農村整備課長	9	
		〈農林水産部外部〉			
			水産課長	3	
			みどり推進課長	2	
		(伊良部支所) 地域づくり課長、避 難所運営担当	2	全員	
		市民課長	1	全員	
		(消防本部) 消防総務課長	1	全員	
		予防課長	1		
		警防課長	2	全員	
		消防署長 第一警備課長 第二警備課長 第三警備課長 現場当務員			
		消防団員 (上下水道部水道事業)	10~15	全員	
水道総務課長	2	全員			
	水道会計課長	2			
水道工務課長	2	4			
水道施設課長	3	2			
(上下水道部下水道事業) 下水道課長	2	2			

参考資料

災害対策配備要員は、基本的には上記のとおりとするが、次に掲げる職員については、対象から外すものとする。

- ア 平常時における病弱者等で応急活動を実施することが困難なもの。
- イ 妊娠中の女子及び乳児をもつもの。
- ウ 発災時において、急病、負傷等で参集不能となったもの。
- ※ ア～イに該当するものは、所属長に連絡をとりその承認を得るものとする。

(1) 動員方法

- ア 本部長は、天気予報・警報及び災害発生のおそれのある異常気象等の通報を受けた場合で、大きな災害が発生するおそれがあると認めるときは、直ちに本部会議を招集し、災害対策要員の配備指定その他、応急対策に必要な事項を決定するものとする。
- イ 本部会議の招集に関する事務は、総務対策部総務班が行う。
- ウ 総務対策部長は、本部が設置され、対策要員の配備規模が決定されたときは、その旨各部長に通知するものとする。
- エ 通知を受けた各部長は、各班長にその旨通知するものとする。
- オ 通知を受けた各部長は、直ちに班内の配備要員に対し、その旨通知するものとする。
- カ 通知を受けた配備要員は、直ちに班内の配備に就くものとする。その際、各部長は、配備要員名簿（別紙様式）を作成し、総務対策部長へ報告するものとする。
- キ 各部長は、あらかじめ部内の非常招集系統を確立しておくものとする。

(2) 非常登庁

職員は、勤務時間外及び休日において、災害が発生したとき、又は災害が発生するおそれがあることを知ったときは、進んで所属長と連絡をとり、又は自らの判断により登庁するものとする。

参考資料

資料 3-4 風水害時の警戒準備体制

台風が宮古島地方に影響を与えると予想される場合は、各部局課等において台風の接近に備えて事前対策を講じるものとする。

部／課		所掌事務
総務部	防災危機管理課	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。
	財政課	所管する庁舎等の保全対策を講じる。
観光商工部	観光商工課・交流推進課	所管する施設等の暴風雨対策を講じる。
福祉部	福祉政策課	情報収集及び連絡調整に関すること。
	児童家庭課	事前に保育所、こども園等の暴風雨対策及び休園連絡調整等にあたる。
	障がい福祉課	所管する身障者及び高齢者の独居世帯の巡視等、その対策にあたる。
	高齢者支援課	
生活環境部	地域振興課	情報収集及び連絡調整に関すること。
	健康増進課	所管する保健センター及び宮古夜間休日救急診療所等の暴風対策を講じる。
	環境衛生課	ゴミの収集方法等の調整を行い、必要があれば広報を行う。
	城辺支所	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。 所管する庁舎等の保全対策を講じる。
	上野支所	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。 所管する庁舎等の保全対策を講じる。
	下地支所	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。 所管する庁舎等の保全対策を講じる。
農林水産部	農政課	情報収集及び農林水産物、農業用施設等の被害対策を関係機関と連絡調整を行い、必要なときは事前に対策を講じる。
	畜産課	農林水産物、農業用施設等の被害対策を関係機関と連絡調整を行い、必要なときは事前に対策を講じる。
	水産課	
	みどり推進課	
	農村整備課	所管する道路、水路、排水施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。

参考資料

部／課	所掌事務	
建設部	都市計画課	所管する道路及び公園施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
	道路建設課	所管する道路及び市内の地すべり、急傾斜箇所等の巡視を行う。 また、施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、必要があれば建設資機材等の整理整頓などの指導を行う。
	建築課	所管する施設等の巡視を行う。 また、施工中で所管する工事現場等の巡視を行い、必要があれば建築資機材等の整理整頓などの指導を行う。
	港湾課	所管する港湾施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
	空港課	所管する空港施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
教育委員会	教育総務課・教育施設班	所管する学校施設等の保全対策を講じる。
	学校教育課	児童生徒の登下校時の安全対策を講じる。
	生涯学習振興課	所管する文化財等の保全対策を講じる。 所管する施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
	中央公民館	所管する施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
	図書館	
	総合博物館	
学校給食共同調理場	所管する学校給食共同調理場施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。	
消防本部	消防総務課	市内を巡視し、被害が予想される物件や看板等があれば、所有者又は管理者に通報し、指導等を行う。 また、市内の危険箇所（重要水防区域、急傾斜地崩壊危険箇所、危険物施設、高潮による危険が予想される区域等）の巡視を行い、必要があればその対策を講じる。
	警防課	
	予防課	
	消防署	
上下水道部	水道工務課	施工中で所管する工事現場等の巡回を行い、必要があれば建設資機材等の整理整頓などの指導を行う。
	水道施設課	所管する水源地、浄水場、配水施設等の監視を行い、事前に自家発電設備の燃料備蓄を確認する。
	下水道課	所管する下水道施設等の巡視を行い、必要があれば事前に対策を講じる。
伊良部支所	地域づくり課 市民課	警戒要員を配置し、情報収集活動及び台風対策等に必要な資機材等の点検を行う。 所管する庁舎等の保全対策を講じる。

参考資料

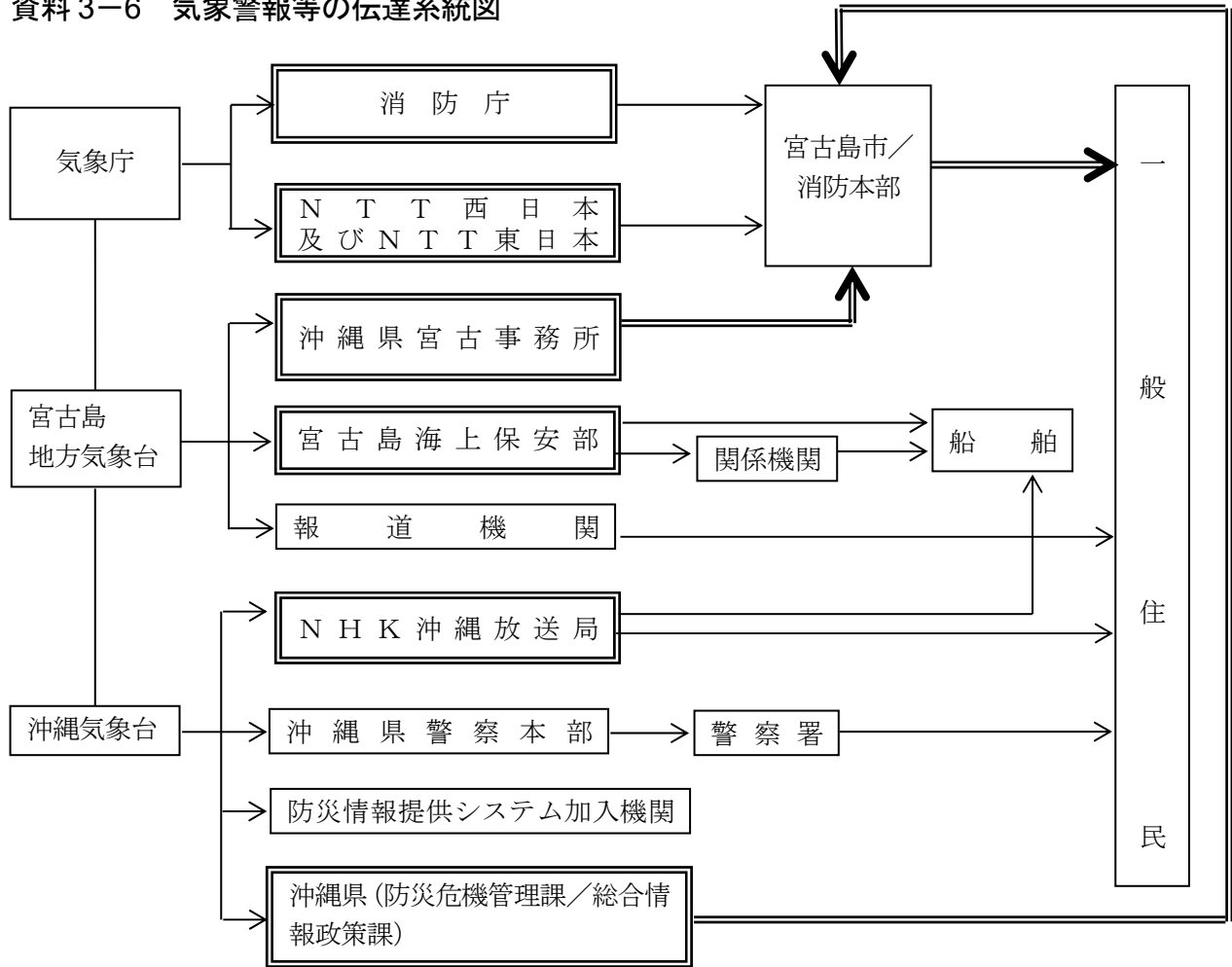
資料 3-5 風水害時の災害警戒対策要員

部 課 名		対策要員	主 な 活 動 内 容
総務部	防災危機管理課・総務課	5名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集要員、避難者受け入れ対応要員
	財政課	3名	庁舎の保全対策要員
企画政策部	企画調整課	1名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集要員
	秘書広報課	2名	(市長、副市長) への連絡及び日程調整要員
	情報政策課	2名	所管する通信回線や通信機器の障害等への対応要員
観光商工部	観光商工課	1名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集要員
福祉部	福祉政策課	1名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集要員
	児童家庭課	1名	所管する施設等との連絡調整要員、災害・気象情報収集要員
	障がい福祉課	1名	所管する高齢者、身障者等独居世帯対策要員
	高齢者支援課	1名	
生活環境部	地域振興課	1名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集要員
	市民生活課	3名	避難者受け入れ対応要員、窓口対応要員 (※平日のみ)
	環境衛生課	1名	ゴミ回収方法等対応要員
	城辺支所	3名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集用員、避難受け入れ対応要員 庁舎の保全対策要員 窓口対応要員 ※平日のみ
	上野支所	3名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集用員、避難者受け入れ対応要員 庁舎の保全対策要員 窓口対応要員 ※平日のみ
	下地支所	1名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集用員、庁舎の保全対策要員 窓口対応要員 ※平日のみ

参考資料

部 課 名		対策要員	主 な 活 動 内 容
建設部	都市計画課	1名	公園等対策要員
	道路建設課	3名	土木及び道路等対策要員、雨水排水対策要員
	建築課	1名	市営住宅関係対策要員
農林水産部	農政課	1名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員
消防本部	消防総務課	1名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員
	予防課	1名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員
	警防課	1名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、消防団連絡調整要員
	消防署	当務員	災害・気象情報収集及び職員連絡要員
上下水道部	水道総務課	1名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集要員
	水道工務課	1名	水道関係対策要員
	水道施設課	1名	
	下水道課	1名	下水道関係（雨水排水）対策要員
教育委員会	教育総務課	1名	教育関係対策要員
伊良部支所	地域づくり課	2名	各部との連絡調整及び外部機関との連絡調整要員、災害・気象情報収集用員、避難者受け入れ対応要員 庁舎の保全対策要員
	市民課	1名	窓口対応要員 ※平日のみ

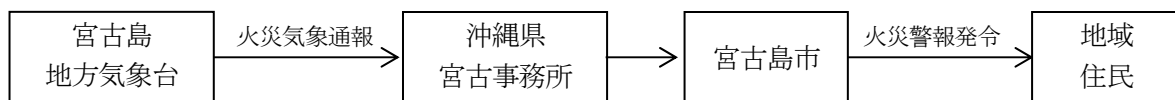
資料 3-6 気象警報等の伝達系統図



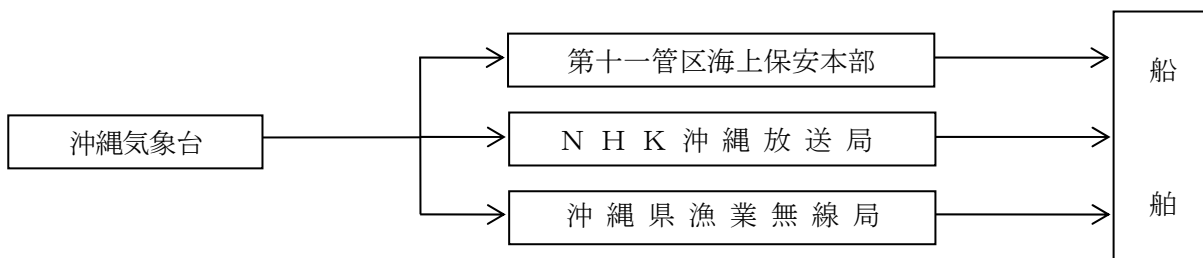
※ 二重線の経路は、気象業務法第 15 条の 2 によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。

※ 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第 8 条第 1 号の規定に基づく法定伝達先。

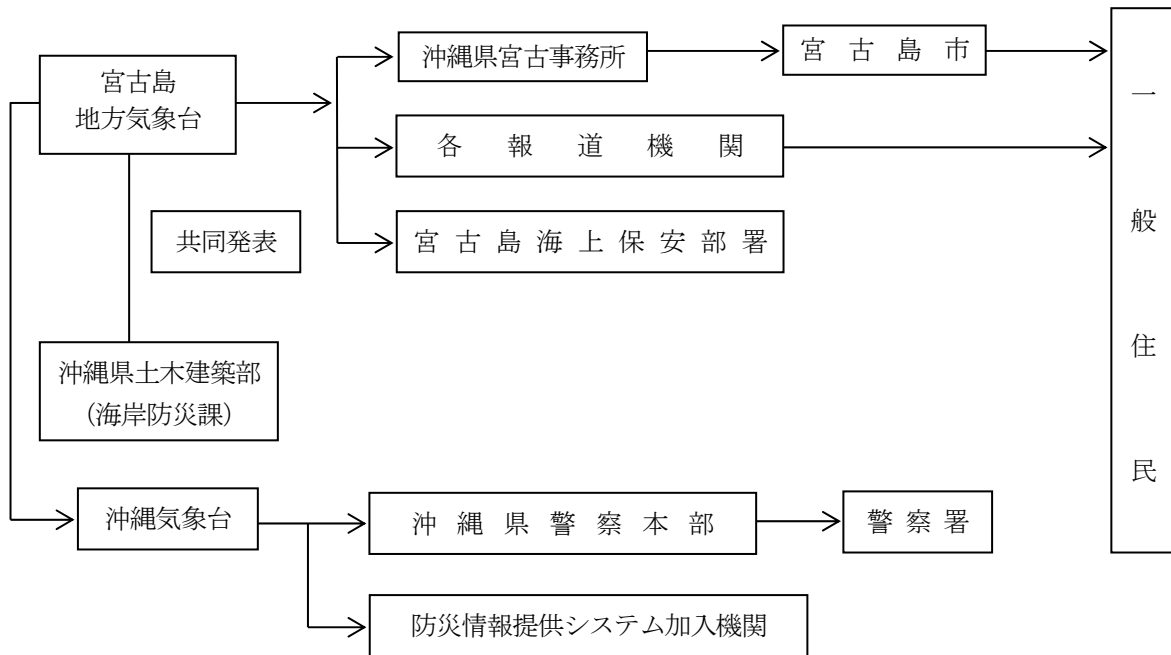
資料 3-7 火災警報等の伝達系統図



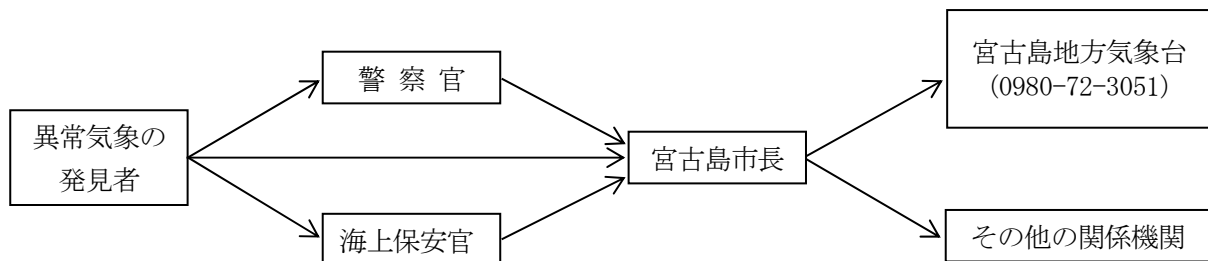
資料 3-8 地方海上警報等の伝達系統図



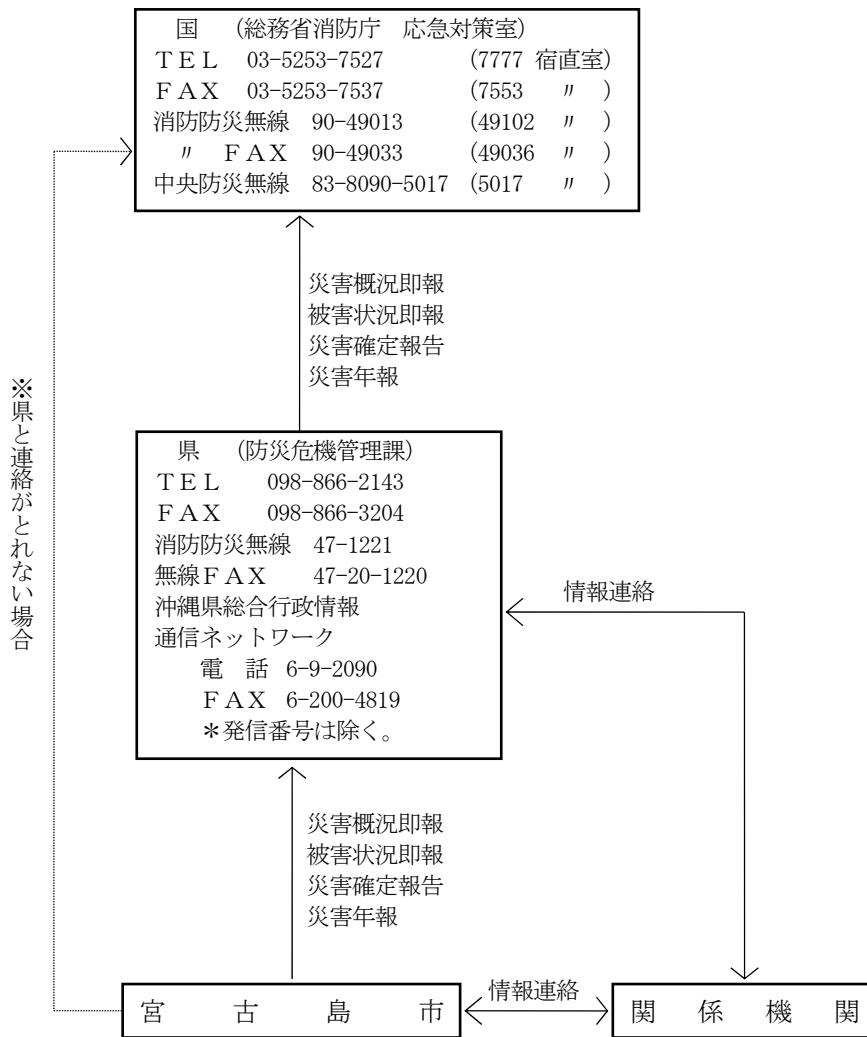
資料 3-9 土砂災害警戒情報の伝達系統図



資料 3-10 異常現象発見者の通報系統図

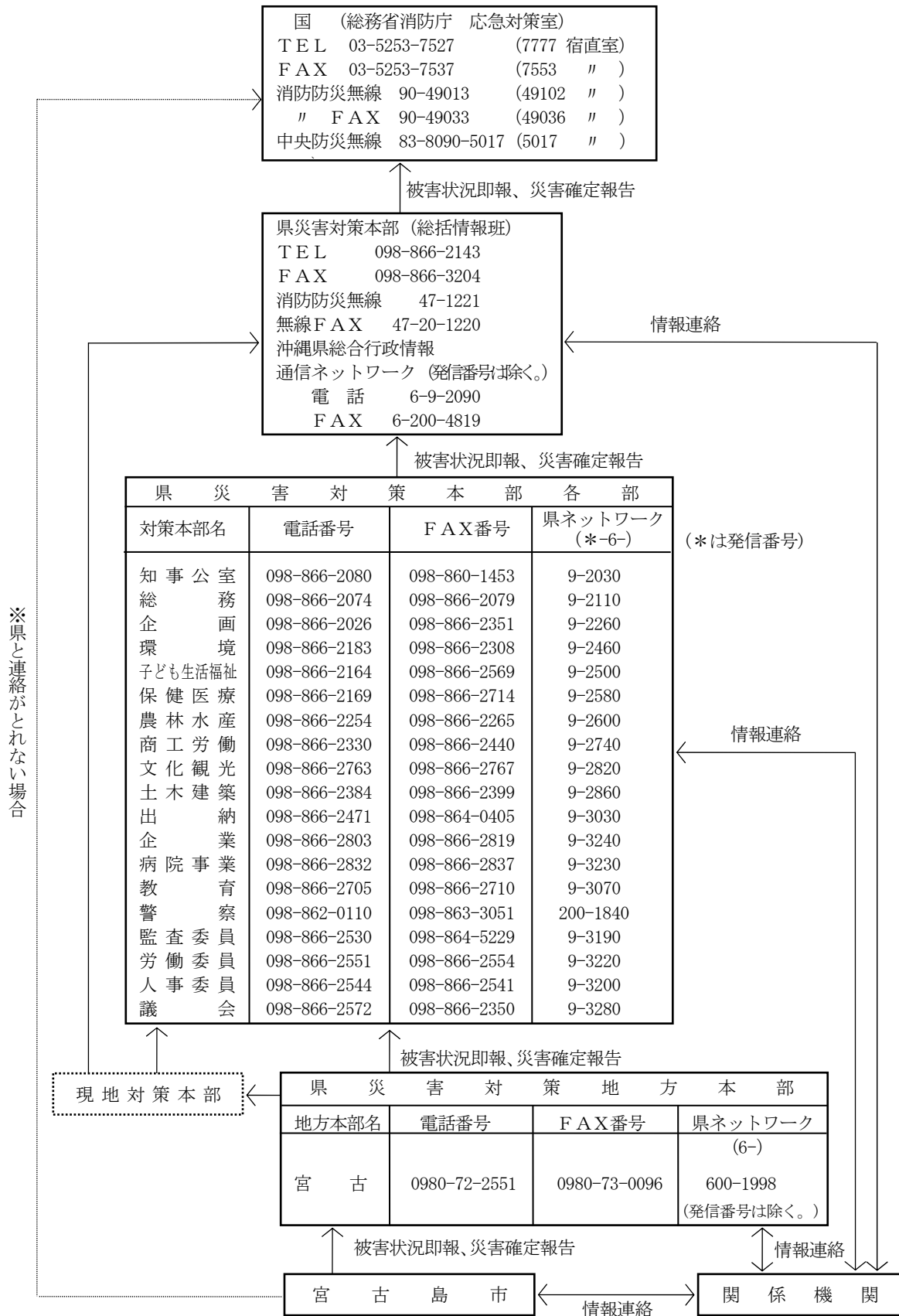


資料 3-11 災害情報連絡系統図



【県災害対策本部未設置時】

参考資料

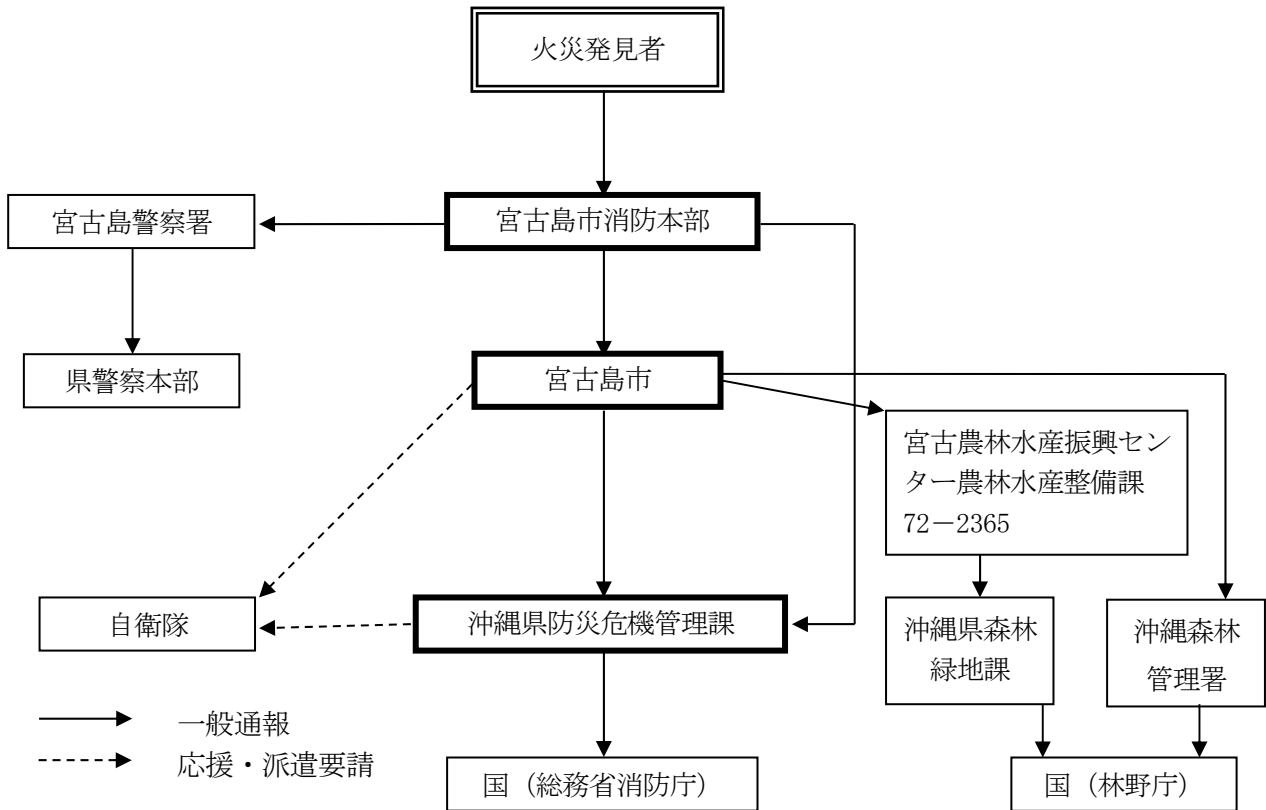


【県災害対策本部設置時】

資料 3-12 防災関係機関の収集情報・連絡系統

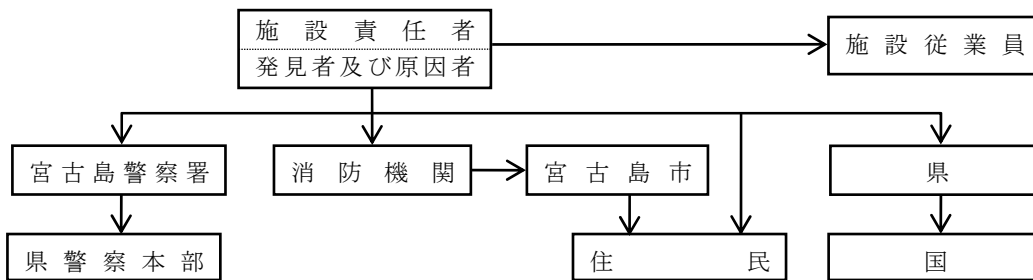
情報・連絡内容	情報収集・連絡系統図
1 被害・復旧の状況	
①人的被害、住居被害、火災状況	<pre> graph LR Miyako[Miyako City] --> Local[地方本部 (総務)] Local --> Head[本部 (統括情報班等)] Fire[消防機関] --> Head Police[警察本部] --> Head </pre>
②道路状況、交通状況	<pre> graph LR Miyako[Miyako City] --> Local[地方本部 (総務)] Local --> Head[本部 (統括情報班等)] Nippon[Nippon Express] --> LocalCivil[土木建築部] Police[警察本部] --> LocalCivil LocalCivil --> Head Transport[輸送関係機関] --> Head </pre>
③防波堤・岸壁・航路・泊地等の港湾施設、堤防・護岸・海岸等の海岸施設、滑走路・エプロン等の空港施設の状況	<pre> graph LR Miyako[Miyako City] --> LocalForestry[地方本部 (農林)] LocalForestry --> Forestry[農林水産部] Miyako --> LocalCivil[地方本部 (土木)] LocalCivil --> Civil[土木建築部] Osaka[大阪航空局那覇空港事務所] --> Civil Okinawa[沖縄総合事務局開発建設部] --> Head[本部 (統括情報班等)] Forestry --> Head Civil --> Head </pre>
④ライフライン、輸送機関状況	<pre> graph LR Lifeline[ライフライン関係機関] --> Head[本部 (統括情報班等)] Transport[輸送関係機関] --> Head Miyako[Miyako City (水道)] --> Health[保健医療部] Miyako --> Enterprise[企業部] Health --> Head Enterprise --> Head </pre>
⑤文教施設関係情報	<pre> graph LR Miyako[Miyako City] --> EduOffice[教育事務所] EduOffice --> EduDept[教育部] Pref[県立文教施設] --> EduDept Private[私立学校] --> GenAff[総務部] Cultural[民間文化施設] --> Cult[文化観光スポーツ] Cult --> Head[本部 (統括情報班等)] EduDept --> Head GenAff --> Head </pre>
⑥その他の施設の状況	<pre> graph LR Miyako[Miyako City] --> Super[所管部] Super --> Head[本部 (統括情報班等)] Miyako --> Local[地方本部 (総務)] Local --> Head Other[その他の施設] --> Super Super --> Head Pref[県有施設] --> Super </pre>
2 対策の実施状況	
①住民の避難状況	<pre> graph LR Miyako[Miyako City] --> Local[地方本部 (総務)] Local --> Head[本部 (統括情報班等)] Police[警察本部] --> Head </pre>
②救援物資、避難所の運営、ボランティア受け入れ状況	<pre> graph LR Miyako[Miyako City] --> Local[地方本部 (総務)] Local --> Head[本部 (統括情報班等)] Relief[救援部門] --> Head </pre>
③その他の対策状況	<pre> graph LR Miyako[Miyako City] --> Local[地方本部 (総務)] Local --> Head[本部 (統括情報班等)] Other[関係機関] --> Head Other --> All[各部] All --> Head </pre>

資料 3-13 林野火災時の通報連絡系統図

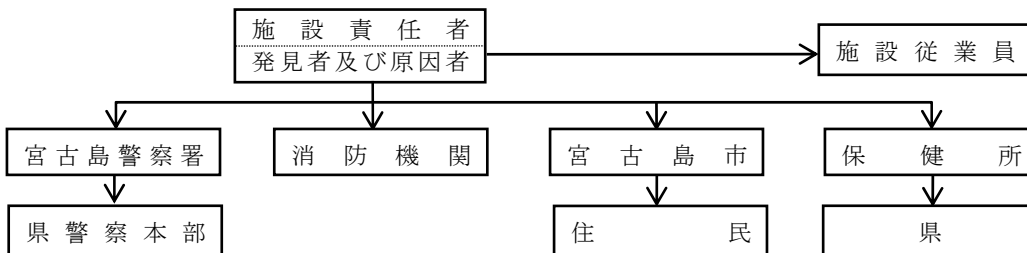


資料 3-14 危険物等災害の通報連絡系統図

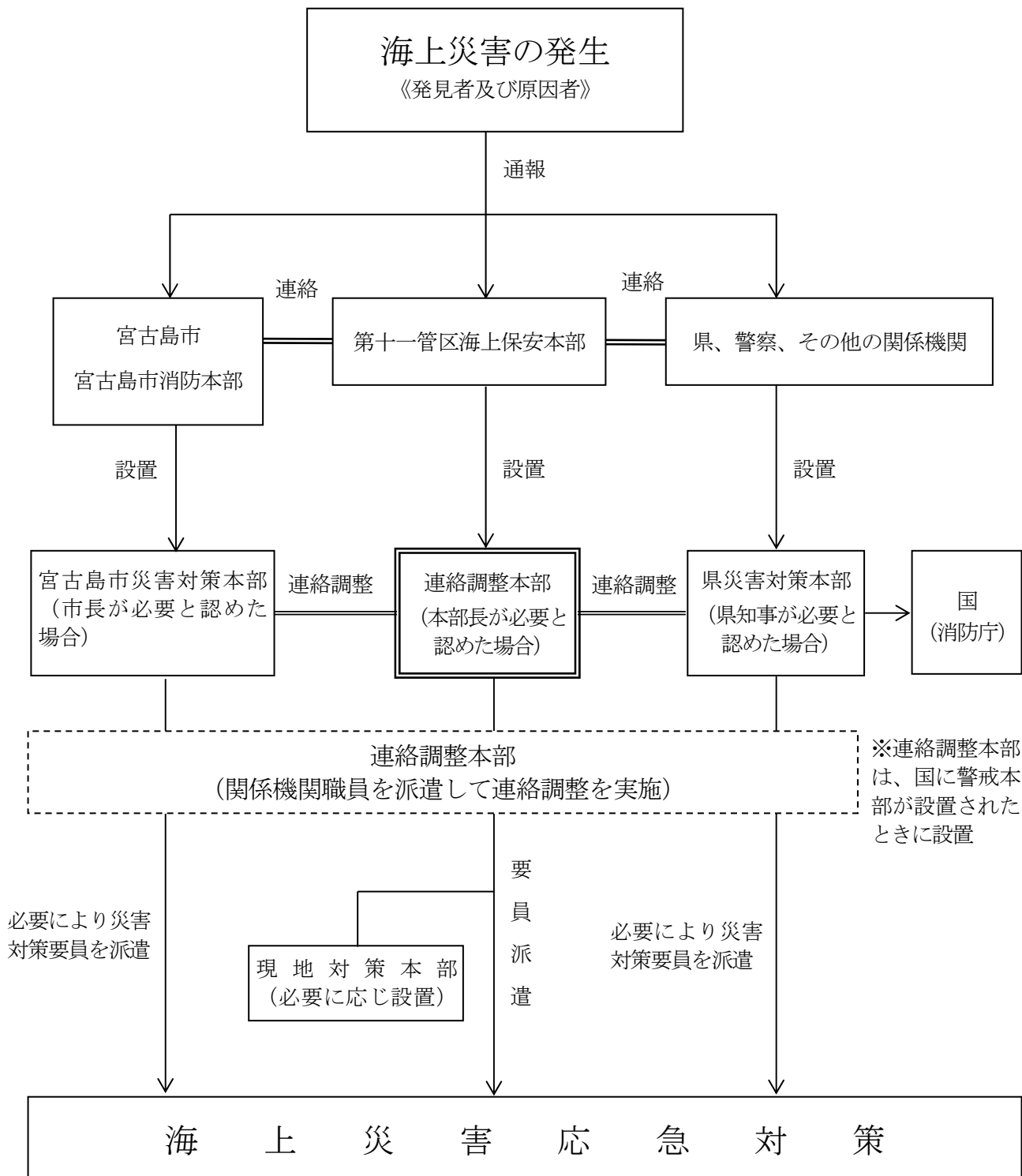
1. 石油類、高圧ガス類、火薬類



2. 毒物劇物



資料 3-15 海上災害時の通報系統図



資料 3-16 空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

(1) 宮古空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

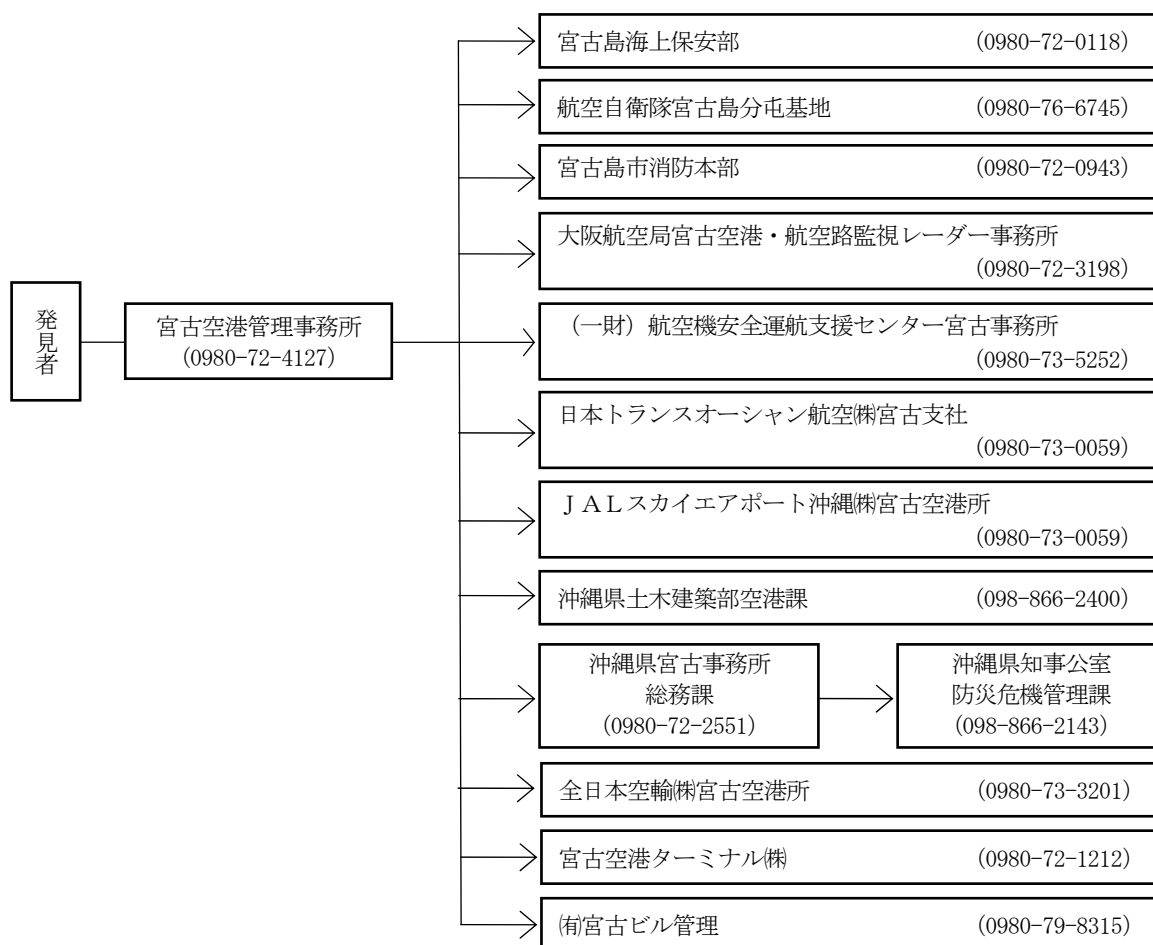
宮古空港消火救難隊

隊長：宮古空港管理事務所長

副隊長：大阪航空局宮古空港・航空路監視レーダー事務所次長

班名	構成機関
通報連絡班	・宮古空港管理事務所 ・大阪航空局宮古空港・航空路監視レーダー事務所 ・宮古空港ターミナル(株) ・(一財)航空機安全運航支援センター宮古事務所
消火救助班	・宮古島市空港消防所
救護搬送班	・日本トランスオーシャン航空(株)宮古支社 ・全日本空輸(株)宮古空港所 ・JALスカイエアポート沖縄(株)宮古空港所 ・(株)エアー宮古
警備班	・宮古空港管理事務所 ・(株)りゅうせきロジコム宮古物流センター ・(有)宮古ビル管理

緊急通報連絡系統図



参考資料

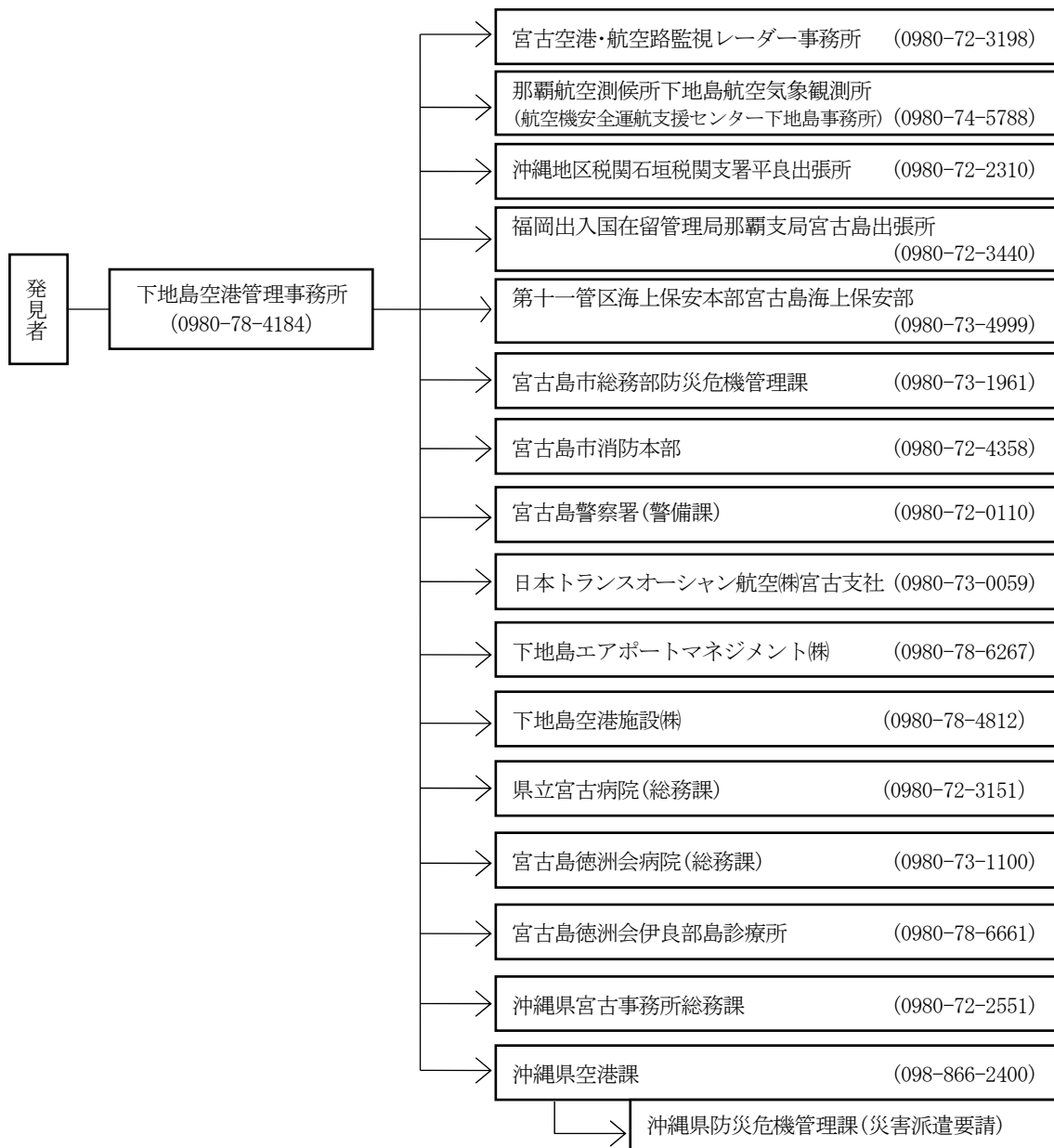
(2) 下地島空港災害応急対策組織及び緊急通報連絡系統図

下地島空港消火救難隊

隊長：下地島空港管理事務所長
副隊長：下地島空港施設（株）社長

班名	構成機関
通報連絡班	・下地島空港管理事務所 ・那覇航空測候所下地島空港航空気象観測所 (航空機安全運航支援センター下地島空港事務所)
消火救難班	・下地島空港施設（株）消防部 ・宮古島市消防本部 ・下地島エアポートマネジメント（株） ・県立宮古病院
警備班	・宮古島警察署 ・下地島空港施設（株）

通報連絡系統図



資料 3-17 災害用特設電話

	設置場所	電話番号
1	平良庁舎	0980-73-0310
2	北中学校	0980-72-7794
3	東小学校	0980-72-6686
4	平良中学校	0980-73-9184
5	平良第一小学校	0980-73-1043
6	南小学校	0980-72-6204
7	久松小学校	0980-72-2952
8	来間小学校	0980-76-6913
9	来間島離島振興総合センター	0980-76-4512
10	下地小学校	0980-76-6214
11	下地公民館	0980-76-6891
12	上野庁舎	0980-76-3874
13	福嶺小学校	0980-77-4596
14	城辺小学校	0980-77-8909
15	城辺庁舎	0980-77-4002
16	西城小学校	0980-77-7084
17	上野小学校	0980-76-6219
18	砂川小学校	0980-77-4730
19	西辺小学校	0980-72-7639
20	狩俣小学校	0980-72-5093
21	池間小中学校	0980-75-2301
22	鏡原小学校	0980-72-1979
23	伊良部庁舎	0980-78-3072
24	北小学校	0980-73-1284
25	大神島離島振興コミュニティセンター	0980-72-5302
26	伊良部島小中学校	0980-78-3637

※大規模災害の直後には固定電話、携帯電話は設備が損傷していなくても、通信規制の為に繋がりにくくなる恐れがあります。このような場合であっても災害用特設電話は優先的に繋がり避難者等の有効通信手段となります。

資料3-18 県内防災関係機関一覧表

(1) 指定地方行政機関

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
九州管区警察局	災害対策官	〒812-8573 福岡市博多区東公園 7-7	092-622-5000
沖縄総合事務局	総務部総務課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第2 地方合同庁舎 2 号館	098-866-0044
九州厚生局沖縄分室	庶務課	〒900-0022 那覇市樋川 1-15-15	098-853-7350
沖縄森林管理署	総務課	〒900-0033 那覇市久米 2-5-7	098-868-8829
沖縄防衛局	地方調整課	〒904-0203 嘉手納町字嘉手納 290-9	098-921-8212
那覇産業保安監督事務所	保管監督課	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-866-6474
第十一管区海上保安本部	環境防災課	〒900-8530 那覇市港町 2-11-1	098-867-0118
沖縄気象台	業務課	〒900-8517 那覇市樋川 1-15-15	098-833-4283
沖縄総合通信事務所	総務課	〒900-8795 那覇市旭町 1-9 カブナ旭橋 B-1 街区 5F	098-865-2300
沖縄労働局	総務部企画室	〒900-0006 那覇市おもろまち 2-1-1	098-868-4403
九州地方環境事務所 那覇自然環境事務所	野生生物企画官	〒900-0027 那覇市山下町 5-21	098-858-5824
大阪航空局 那覇空港事務所	空港保安防災課	〒900-0143 那覇市安次嶺 531-3	098-859-5110
宮古島地方気象台	防災管理官	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1020-7	0980-72-3054
宮古島海上保安部	警備救難課	〒906-0012 宮古島市平良字西里 7-21	0980-72-0118

(2) 自衛隊

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
陸上自衛隊第 15 旅団	司令部第 3 部	〒901-0142 那覇市鏡水 679	098-857-1155

(3) 沖縄県

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
知事公室	秘書課	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2080
総務部	総務私学課	〃	098-866-2074
企画部	企画調整課	〃	098-866-2026
環境部	環境政策課	〃	098-866-2183
子ども生活福祉部	福祉政策課	〃	098-866-2164
保健医療部	保健医療政策課	〃	098-866-2169
農林水産部	農林水産総務課	〃	098-866-2254
商工労働部	産業政策課	〃	098-866-2330
文化観光スポーツ部	観光政策課	〃	098-866-2763
土木建築部	土木課	〃	098-866-2384
出納事務局	会計課	〃	098-866-2471
企業局	総務企画課	〃	098-866-2803
病院事業局	県立病院課	〃	098-866-2832
教育庁	総務課	〃	098-866-2705
監査委員	事務局	〃	098-864-2530

参考資料

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
労 働 委 員 会	調 整 審 査 課	〒900-8570 那覇市泉崎 1-2-2	098-866-2551
人 事 委 員 会	総 務 課	〃	098-866-2544
県 議 会 事 務 局	総 務 課	〃	098-866-2572
北 部 合 同 庁 舎	北部土木事務所	〒905-0015 名護市大南 1-13-11	0980-53-1255
中 部 合 同 庁 舎	中部土木事務所	〒904-2155 沖縄市美原 1-6-34	098-894-6510
南 部 合 同 庁 舎	南部土木事務所	〒900-0029 那覇市旭町 116-37	098-866-1129
宮 古 合 同 庁 舎	宮古事務所	〒906-0012 宮古島市平良西里 1125	0980-72-2551
八 重 山 合 同 庁 舎	八重山事務所	〒907-0002 石垣市真栄里 438-1	0980-82-3040

(4) 沖縄県警察

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
沖 縄 県 警 察 本 部	警 備 第 二 課	〒900-0021 那覇市泉崎 1-2-2	098-862-0110
宮 古 島 警 察 署	警 備 課	〒906-0012 宮古島市平良西里 1092-1	0980-72-0110

(5) 市町村

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
那 覇 市	防災危機管理課	〒900-8585 那覇市泉崎 1-1-1	098-861-1102
宜 野 湾 市	市民防災室	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 1-1-1	098-893-4411
石 垣 市	防災危機管理室	〒907-0012 石垣市美崎町 14	0980-87-5533
浦 添 市	防災危機管理室	〒901-2114 浦添市字安波茶 1-1-1	098-876-1234
名 護 市	総 務 課	〒905-0014 名護市字港 1-1-1	0980-53-1212
糸 満 市	総 務 課	〒901-0392 糸満市字潮崎町 1-1	098-840-8111
沖 縄 市	防 災 課	〒904-8501 沖縄市仲宗根町 26-1	098-939-1212
豊 見 城 市	総 務 課	〒901-0292 豊見城市字宜保 1-1	098-850-0024
う る ま 市	防災基地渉外課	〒904-2292 うるま市みどり町 1-1-1	098-974-3111
宮 古 島 市	防災危機管理課	〒906-8501 宮古島市平良西里 186	0980-72-3751
南 城 市	総 務 課	〒901-1206 南城市佐敷字新里 1870	098-917-5309
国 頭 村	総 務 課	〒905-1411 国頭村字辺土名 121	0980-41-2101
大 宜 味 村	総 務 課	〒905-1392 大宜味村字大兼久 157	0980-44-3001
東 村	総 務 財 政 課	〒905-1292 東村字平良 804	0980-43-2201
今 帰 仁 村	総 務 課	〒905-0492 今帰仁村字仲宗根 219	0980-56-2101
本 部 町	総 務 課	〒905-0292 本部町字東 5	0980-47-2101
恩 納 村	総 務 課	〒904-0492 恩納村字恩納 2451	098-966-1200
宜 野 座 村	総 務 課	〒904-1392 宜野座村字宜野座 296	098-968-5111
金 武 町	総 務 課	〒904-1292 金武町字金武 1	098-968-2111
伊 江 村	総 務 課	〒905-0592 伊江村字東江前 38	0980-49-2001
読 谷 村	総 務 課	〒904-0392 読谷村字座喜味 2901	098-982-9200
嘉 手 納 町	総 務 課	〒904-0293 嘉手納町字嘉手納 588	098-956-1111
北 谷 町	総 務 課	〒904-0192 北谷町字桑江 226	098-936-1234
北 中 城 村	総 務 課	〒901-2392 北中城村字喜舎場 426-2	098-935-2233
中 城 村	総 務 課	〒901-2493 中城村字当間 176	098-895-2131
西 原 町	総 務 課	〒903-0220 西原町字与那城 140-1	098-945-5011
与 那 原 町	総 務 課	〒901-1392 与那原町字上与那原 16	098-945-2201
南 風 原 町	総 務 課	〒901-1195 南風原町字兼城 686	098-889-4415

参考資料

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
久 米 島 町	総 務 課	〒901-3193 久米島町字比嘉 2870	098-985-7121
八 重 瀬 町	総 務 課	〒901-0492 八重瀬町字東風平 1188	098-998-2200
渡 嘉 敷 村	総 務 課	〒901-3592 渡嘉敷村字渡嘉敷 183	098-987-2321
座 間 味 村	総 務 課	〒901-3496 座間味村字座間味 109	098-987-2311
栗 国 村	総 務 課	〒901-3792 栗国村字東 367	098-988-2016
渡 名 喜 村	総 務 課	〒901-3692 渡名喜村 1917-3	098-989-2002
南 大 東 村	総 務 課	〒901-3895 南大東村字南 144-1	09802-2-2001
北 大 東 村	総 務 課	〒901-3992 北大東村字中野 218	09802-3-4001
伊 平 屋 村	総 務 課	〒905-0793 伊平屋村字我喜屋 251	0980-46-2001
伊 是 名 村	総 務 課	〒905-0695 伊是名村字仲田 1203	0980-45-2001
多 良 間 村	総 務 財 政 課	〒906-0692 多良間村字仲筋 99-2	0980-79-2011
竹 富 町	総 務 課	〒907-8503 石垣市美崎町 11-1	0980-82-6191
与 那 国 町	総 務 財 政 課	〒907-1801 与那国町字与那国 129	0980-87-2079

消防本部

消防本部名 (構成)	所 在 地	電話番号
那 覇 市 消 防 局	〒900-0004 那覇市銘苅 2-3-8	098-867-0119
沖 縄 市 消 防 本 部	〒904-2153 沖縄市美里 5-29-1	098-929-1192
浦 添 市 消 防 本 部	〒901-2102 浦添市前田 2-14-1	098-875-0119
宜 野 湾 市 消 防 本 部	〒901-2203 宜野湾市字野嵩 677	098-892-1199
名 護 市 消 防 本 部	〒905-0019 名護市字大北 3 丁目 31-50	0980-52-1142
うるま市消防本部	〒904-2224 うるま市字大田 44-1	098-975-2005
糸 満 市 消 防 本 部	〒901-0325 糸満市字大里 962	098-992-3661
石 垣 市 消 防 本 部	〒907-0023 石垣市字真栄里 668	0980-87-0403
宮 古 島 市 消 防 本 部	〒906-0013 宮古島市平良字下里 1792-6	0980-72-0943
豊 見 城 市 消 防 本 部	〒901-0242 豊見城市字高安 339-1	098-850-3097
久 米 島 町 消 防 本 部	〒901-3121 久米島町字嘉手苅 970	098-985-3281
本部町・今帰仁村消防組合消防本部 (本部町、今帰仁村)	〒905-0212 本部町字大浜 850-3	0980-47-7119
島尻消防、清掃組合消防本部 (八重瀬町、南城市)	〒901-0619 南城市玉城字屋嘉部 194	098-948-2512
東部消防組合消防本部 (与那原町、南風原町、西原町)	〒901-1103 南風原町字与那覇 226	098-945-2200
比謝川行政事務組合ニライ消防本部 (読谷村、嘉手納町、北谷町)	〒904-0202 嘉手納町字屋良 1220	098-956-9914
中城・北中城消防組合消防本部 (中城村、北中城村)	〒901-2314 北中城村字大城 404	098-935-4748
金武地区消防衛生組合消防本部 (金武町、恩納村、宜野座村)	〒904-1294 金武町字金武 7745	098-968-2020

参考資料

消防本部名（構成）	所在地	電話番号
国頭地区行政事務組合消防本部 （国頭村、大宜味村、東村）	〒905-1411 国頭村字辺土名 1727	0980-41-5100

（6） 指定公共機関

機 関 名	防災担当	所在地	電話番号
N T T 西 日 本 一 九 州 沖 縄 支 社	整 備 部 災 害 対 策 室	〒901-2133 浦添市城間 4-35-2	098-871-2820
N T T ド コ モ C S 九 州 沖 縄 支 店	—	〒900-0025 那覇市壺川 3 丁目 3-5 壺川 スクエアビル	098-833-7615
日 本 銀 行 那 覇 支 店	総 務 課	〒900-0006 那覇市おもろまち 1-2-1	098-869-0136
日 本 赤 十 字 社 沖 縄 県 支 部	事 業 推 進 課	〒902-0076 那覇市与儀 1-3-1 複合管理棟 5F	098-835-1180
日 本 放 送 協 会 沖 縄 放 送 局	企 画 総 務	〒900-8535 那覇市おもろまち 2-6-21	098-865-2222
沖 縄 電 力（株）	防 災 室	〒901-2602 浦添市牧港 5-2-1	098-877-2341
西日本高速道路（株） 九 州 支 社 沖 縄 高 速 道 路 事 務 所	総 括 課	〒901-2101 浦添市字西原 4-41-1	098-870-5952
日 本 郵 便（株） 沖 縄 支 社	支店長室総務部	〒900-8797 那覇市東町 26-29	098-865-2215

（7） 指定地方公共機関

機 関 名	防災担当	所在地	電話番号
（一社）沖縄県医師会	事 務 局	〒901-1105 南風原町字新川 218-9	098-888-0087
（一社）沖縄県看護協会	事 務 局	〒901-1103 南風原町与那覇 460	098-888-3155
（一社）沖縄県バス協会	事 務 局	〒900-0021 那覇市泉崎 1-20-1	098-867-2316
琉 球 海 運（株）	事 務 局	〒900-0036 那覇市西 1-24-11	098-868-8161
日 本 ト ラ ン ス オ ー シ ャ ン 航 空（株）	路 線 事 業 部	〒900-0027 那覇市山下町 3-24	098-857-2112
（一社）沖縄県高圧ガス 保 安 協 会	—	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1	098-858-9562
（一社）沖縄県婦人連合会	—	〒902-0066 那覇市大道 172	098-884-5333
沖縄セルラー電話（株）	—	〒900-8540 那覇市松山 1-2-1	098-860-3608
（社福）沖縄県社会福祉協議会	—	〒903-8603 那覇市首里石嶺町4-373-1	098-887-2000
（一財）沖縄観光コンベン シ ョ ン ビ ュ ー ロ ー	—	〒901-0152 那覇市字小禄1831-1 沖縄産業支援センター2F	098-859-6123
（一社）沖縄県薬剤師会	—	〒901-1105 南風原町新川 218-10	098-963-8930

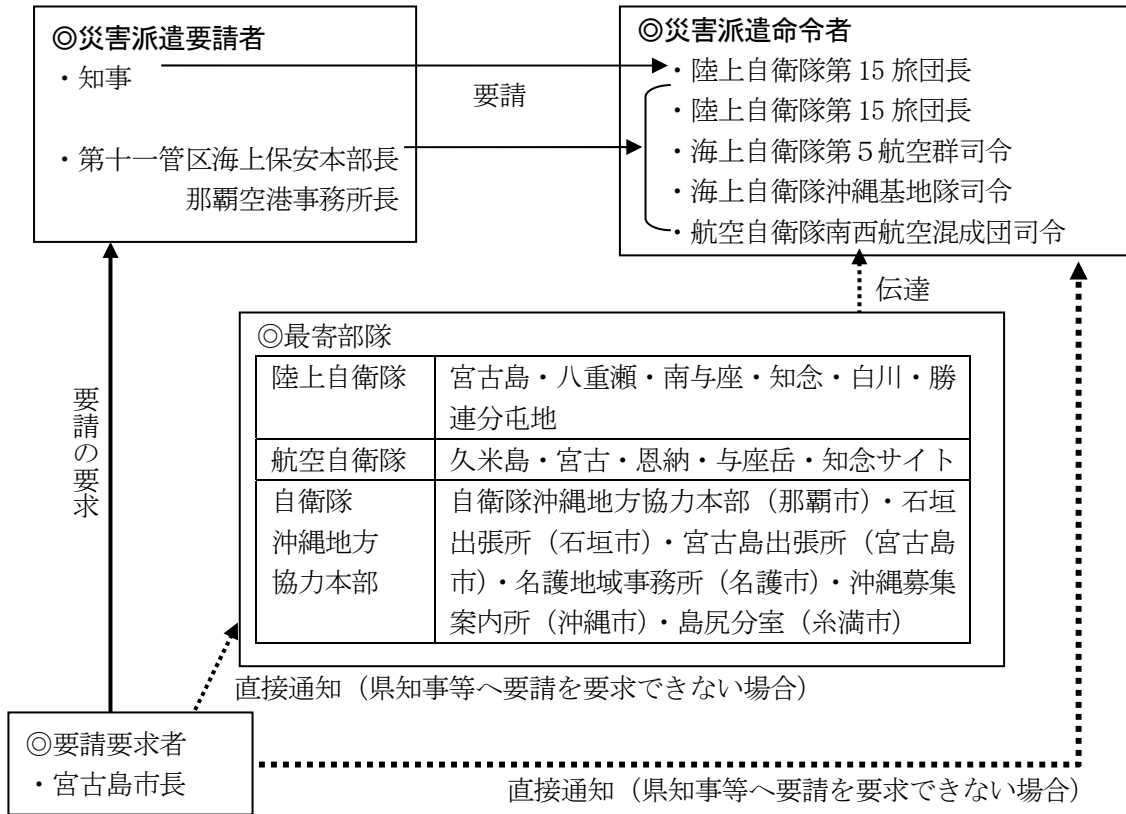
参考資料

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
(一社) 沖縄県建設業協会	—	〒901-2131 浦添市牧港 5-6-8	098-876-5211
(公社) 沖縄県トラック協会	—	〒900-0001 那覇市港町 2-5-23	098-863-0280

(8) 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

機 関 名	防災担当	所 在 地	電話番号
(公財) 沖縄県国際交流・人材育成財団	—	〒901-2221 宜野湾市伊佐 4-2-16	098-942-9212
沖縄観光コンベンションビューロー	—	〒901-0152 那覇市字小禄 1831-1 沖縄産業支援センター2F	098-859-6123
沖縄県ホテル旅館生活衛生同業組合	—	〒900-0035 那覇市通堂町 2-1	098-861-4166
沖縄県歯科医師会	—	〒901-2134 浦添市港川 1-36-3	098-877-1811
沖縄県薬剤師会	—	〒901-1105 南風原町新川 218-10	098-963-8930
沖縄県獣医師会	—	〒900-0024 那覇市古波蔵 112	098-853-8001
沖縄県土地改良事業団体連合会	—	〒901-1112 南風原町本部 453-3	098-888-4522
沖縄県農業協同組合	—	〒900-0023 那覇市楚辺 2-33-18	098-831-5555
沖縄県漁業協同組合連合会	—	〒900-0016 那覇市前島 3-25-39 沖縄県水産会館 1階	098-860-2600
沖縄県森林組合連合会	—	〒901-1101 南風原町字大名 95-1	098-888-0676
沖縄県商工会連合会	—	〒901-0152 那覇市小禄 1831-1 沖縄産業支援センター6F	098-859-6150
那覇商工会議所	—	〒900-0033 那覇市久米 2- 2-10	098-868-3758
浦添商工会議所	—	〒901-2567 浦添市勢理客 4-13-1 浦添市産業振興センター	098-877-4606
沖縄商工会議所	—	〒904-0004 沖縄市中央 4-15-20	098-938-8022
宮古島商工会議所	—	〒906-0012 宮古島市平良字西里 240-2 琉球ビル 3F	0980-72-2779
沖縄県ハイヤー・タクシー協会	—	〒900-0021 那覇市泉崎 2-103-4	098-855-1344
沖縄県交通安全協会連合会	—	〒901-0225 豊見城市豊崎 3-57	098-851-7900
沖縄県石油商業組合 沖縄県石油業協同組合	—	〒900-0003 那覇市字安謝 664 沖縄トヨタビル 3F	098-998-1871

資料 3-19 自衛隊の災害派遣要請系統図



- (1) 最寄りの部隊の住所及び通報先……………付表
- (2) 緊急時における通報を実施した市町村等は、速やかに県に派遣依頼するものとする。

付表 最寄り部隊の住所

区分	名称	住所	電話番号
陸上自衛隊	宮古島駐屯地	宮古島市上野字野原 83-5	0980-76-6661
	八重瀬分屯地	島尻郡八重瀬町字富盛 2608	098-998-3437
	南与座分屯地	島尻郡八重瀬町字安里 569	098-998-3437
	知念分屯地	南城市知念字知念 1177-2	098-948-2814
	白川分屯地	沖縄市字白川 119	098-938-3335
	勝連分屯地	うるま市勝連内間 2530	098-978-4001
航空自衛隊	与座岳分屯基地	糸満市字与座 1780	098-994-2268
	知念分屯基地	南城市佐敷字佐敷 1641	098-948-2813
	恩納分屯基地	国頭郡恩納村恩字恩納 7441	098-966-2053
	宮古島分屯基地	宮古島市上野字野原 1190-189	0980-76-6745
	久米島分屯基地	島尻郡久米島町字江城山田原 2064-1	098-985-3690
	自衛隊沖縄地方協力本部	那覇市前島 3-24-3-1	098-866-5457
	自衛隊沖縄地方協力本部石垣出張所	石垣市字登野城 55 合同庁舎内	0980-82-4942
	自衛隊沖縄地方協力本部宮古島出張所	宮古島市字下里 1016 合同庁舎内	0980-72-4742
	自衛隊沖縄地方協力本部名護地域事務所	名護市大西 1-21-27	0980-52-4064
	自衛隊沖縄地方協力本部沖縄募集案内所	沖縄市美里 1-2-9	098-937-1608
	自衛隊沖縄地方協力本部島尻分駐所	糸満市西川 18-13 あがりえビル 1F	098-992-4141

参考資料

資料 3-20 自衛隊災害派遣命令者の所在地等一覧

災害派遣命令者の所在地等

	あて先	所在地	実務担当（昼間）		実務担当（夜間）	
			主管	電話	実務	電話
陸上自衛隊	第15旅団長	那覇市鏡水 679	第15旅団司令部第3部	857-1155 857-1156 857-1157 内線 276～279 FAX切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク *6-552-0123	団本部 当直	857-1155 857-1156 857-1157 内線 308 FAX切替電話 857-5168 沖縄県総合行政情報通信ネットワーク *6-552-0123
海上自衛隊	第5航空群司令	那覇市当間 252	作戦幕僚	857-1191 内線 5213	群司令部 当直	857-1191 内線 5222
	沖縄基地隊司令	うるま市勝連 平敷屋 1920	沖縄基地隊本部警備科	978-2342 3453 3454 内線 230	当直幕僚	978-2342 3453 3454 内線 244
航空自衛隊	南西航空混成団司令	那覇市当間 301	司令部運用課	857-1191 内線 2236	SOC 当直幕僚	857-1191 内線 2204 2304

注：急患空輸等の要請権者及び要請先（電話 上記に同じ）（※下表追加）

区分	要請権者	要請の受理及び処理	
		主担当	副担当
離島の急患及び物資空輸	県知事	陸上自衛隊 15 旅団	航空自衛隊南混団
船舶急患空輸及び海難救助	第十一管区海上保安本部長	航空自衛隊南混団	海上自衛隊 5 空群 海上自衛隊沖基
海上捜索		海上自衛隊 5 空群 海上自衛隊沖基	航空自衛隊南混団

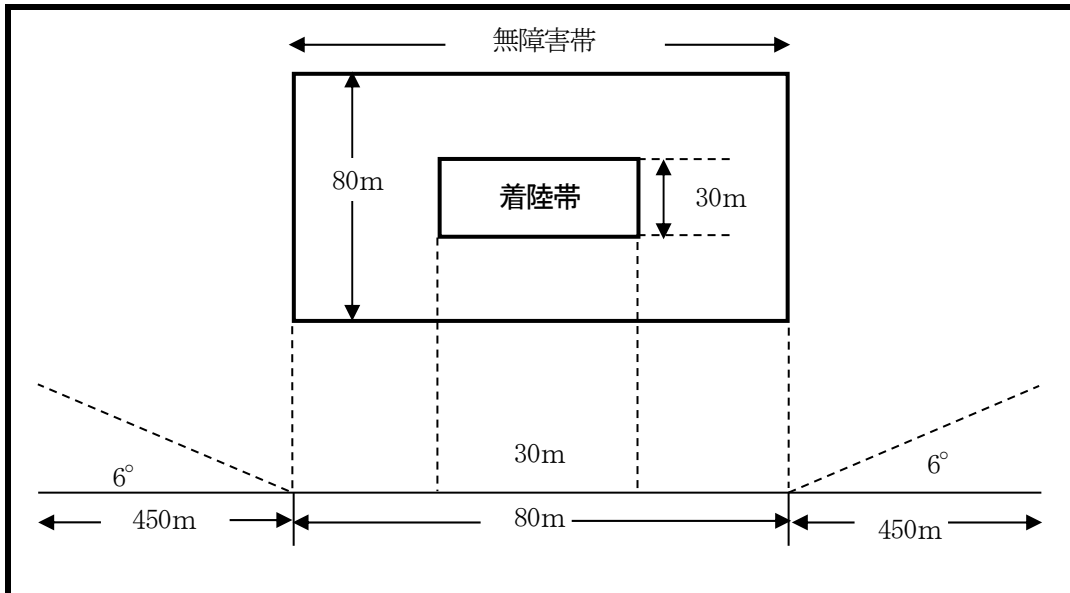
資料3-21 ヘリポートの準備要領

(1) ヘリポートの設置

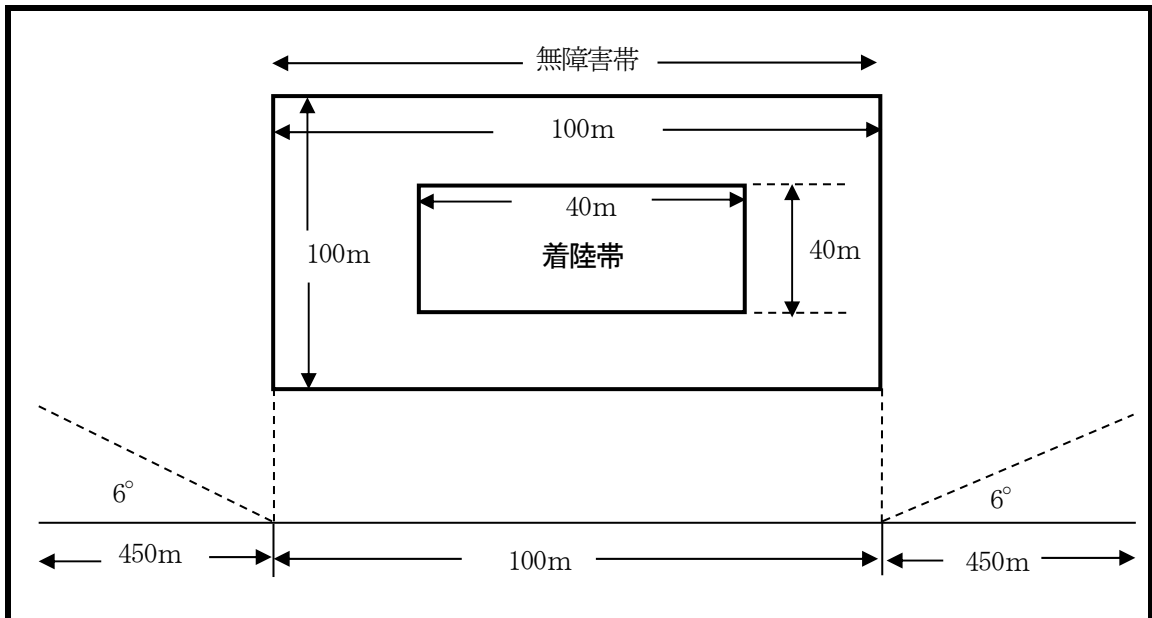
人命の救出（緊急患者空輸を含む。）、又は救助物資の空輸（血液、血清リレー含む。）を円滑に実施するため、市において次を考慮して地域ごとに適地を選定しておくものとする。

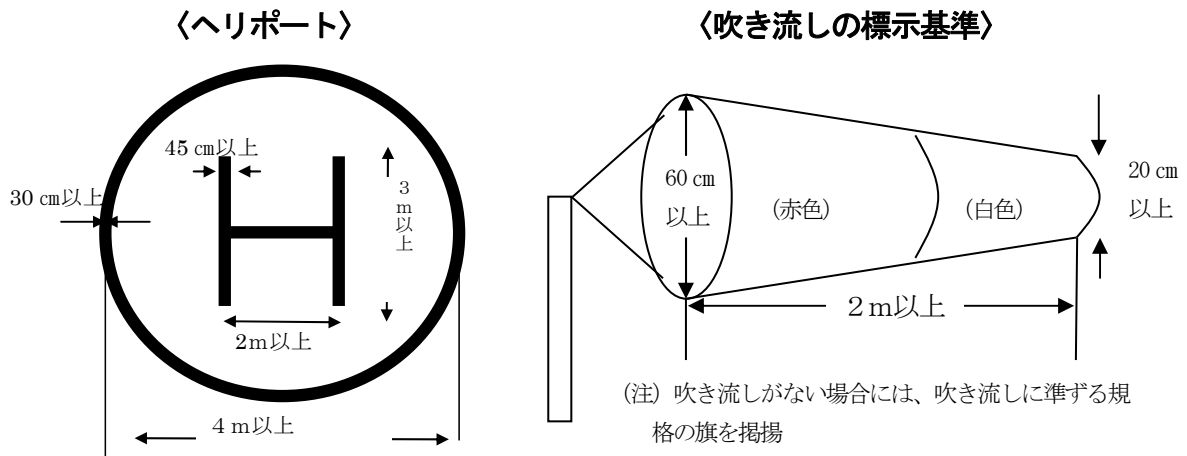
ア ヘリポート設置基準（着陸帯及び無障害帯の基準）

① 中型機（UH-60JA）の場合



② 大型機（V-107、CH-47J）の場合





イ ヘリポート点検

ヘリポートの管理者は、年1回以上ヘリポートの離着陸のための点検を実施するものとする。

(2) 受け入れの準備

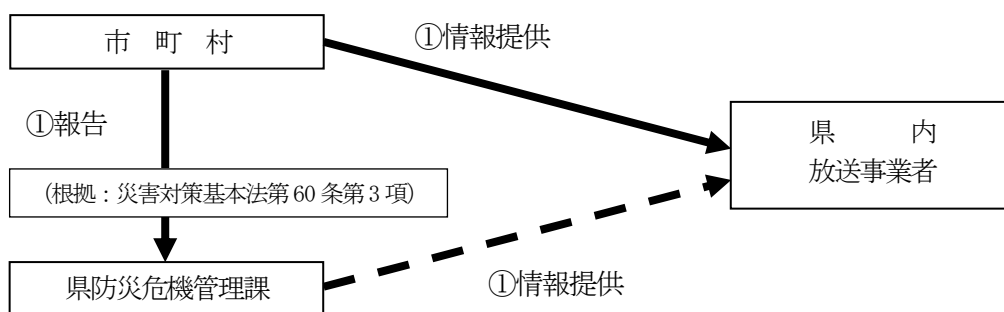
- ① 離着陸地点は、H記号を風と平行方向に向けて標示（石灰等）するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向き、風速の判定ができるよう吹き流しを掲揚する。
- ② 風圧により巻き上げられるものは、あらかじめ撤去する。
- ③ 砂塵が舞い上がる場合においては、散水を行う。
- ④ ヘリポート付近の住民に対して、ヘリコプターの離着陸について広報を行う。
- ⑤ 物資を搭載する場合は、その形状及び重量を把握の上、事前に自衛隊と調整を行う。
- ⑥ 離発着時においては、ヘリポートには関係者以外立ち入らせない。
- ⑦ 着陸帯の地盤は堅固で平坦であること。

資料 3-22 避難勧告・指示者、警戒区域の設定者、及び避難勧告等の伝達ルート

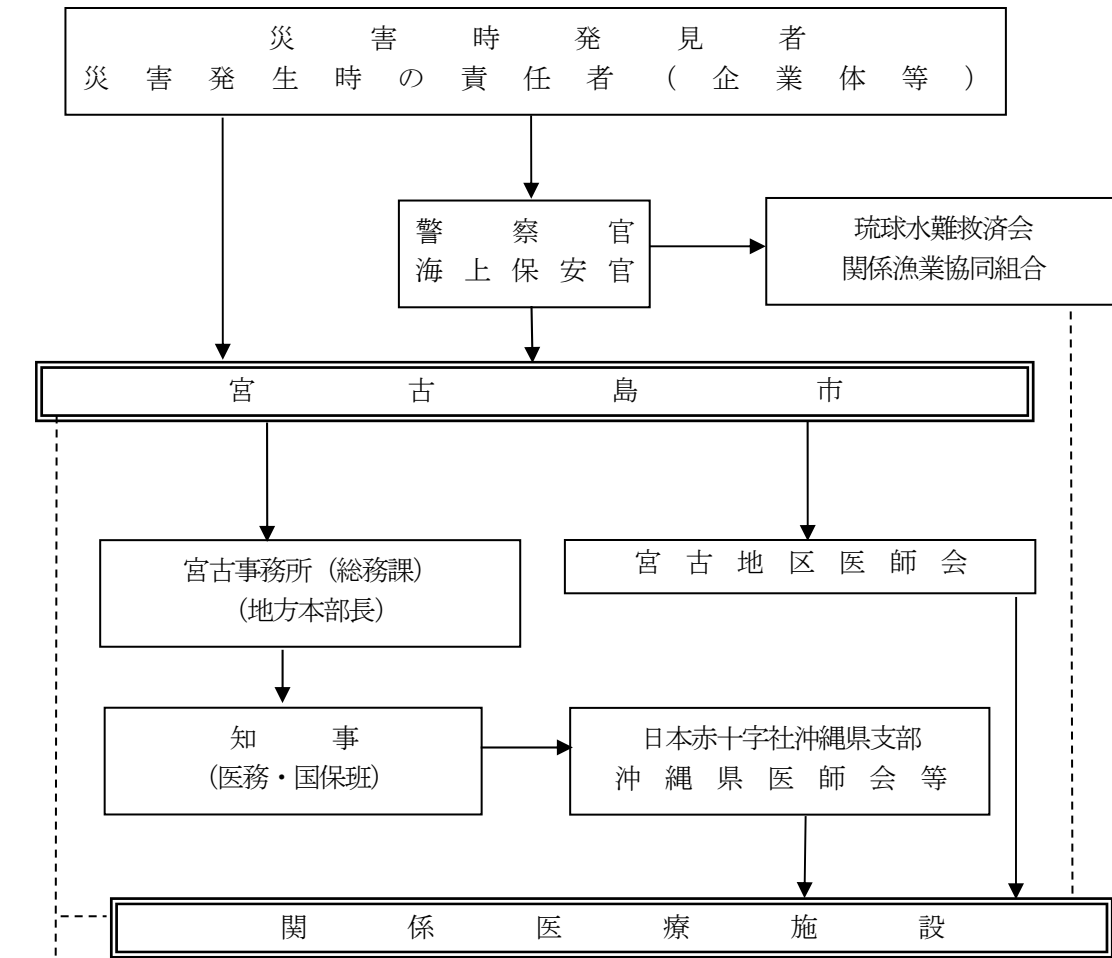
勧告・指示者 警戒区域の設定者	必要措置（関係機関への通知）	備考
市長の措置	市長 → 知事（県防災危機管理課） ※ 別紙様式 1 にて報告	災害対策基本法に基づく措置
	市長 → 県内放送事業者 ※ 別紙様式 1 にて情報提供	
知事の措置	知事（県海岸防災課） → 市長	災害対策基本法に基づく措置
	知事（県防災危機管理課） → 所轄警察署長	地すべり防止法に基づく措置
警察官の措置	警察官 → 所轄警察署長 → → 市長 → 知事（県防災危機管理課）	災害対策基本法に基づく措置
	警察官 → 所轄警察署長 → → 県警察本部長 → 知事（県防災危機管理課）	警察官職務執行法に基づく措置
自衛官の措置	自衛官 → 市長 → 知事（県防災危機管理課）	自衛隊法に基づく措置
水防管理者の措置	水防管理者 → 所轄警察署長	水防法に基づく措置
消防吏員・消防団員の措置	消防吏員・消防団員 → 市長	

※別紙様式1 避難勧告等発令情報(資料 7-7 参照)

【伝達ルート】



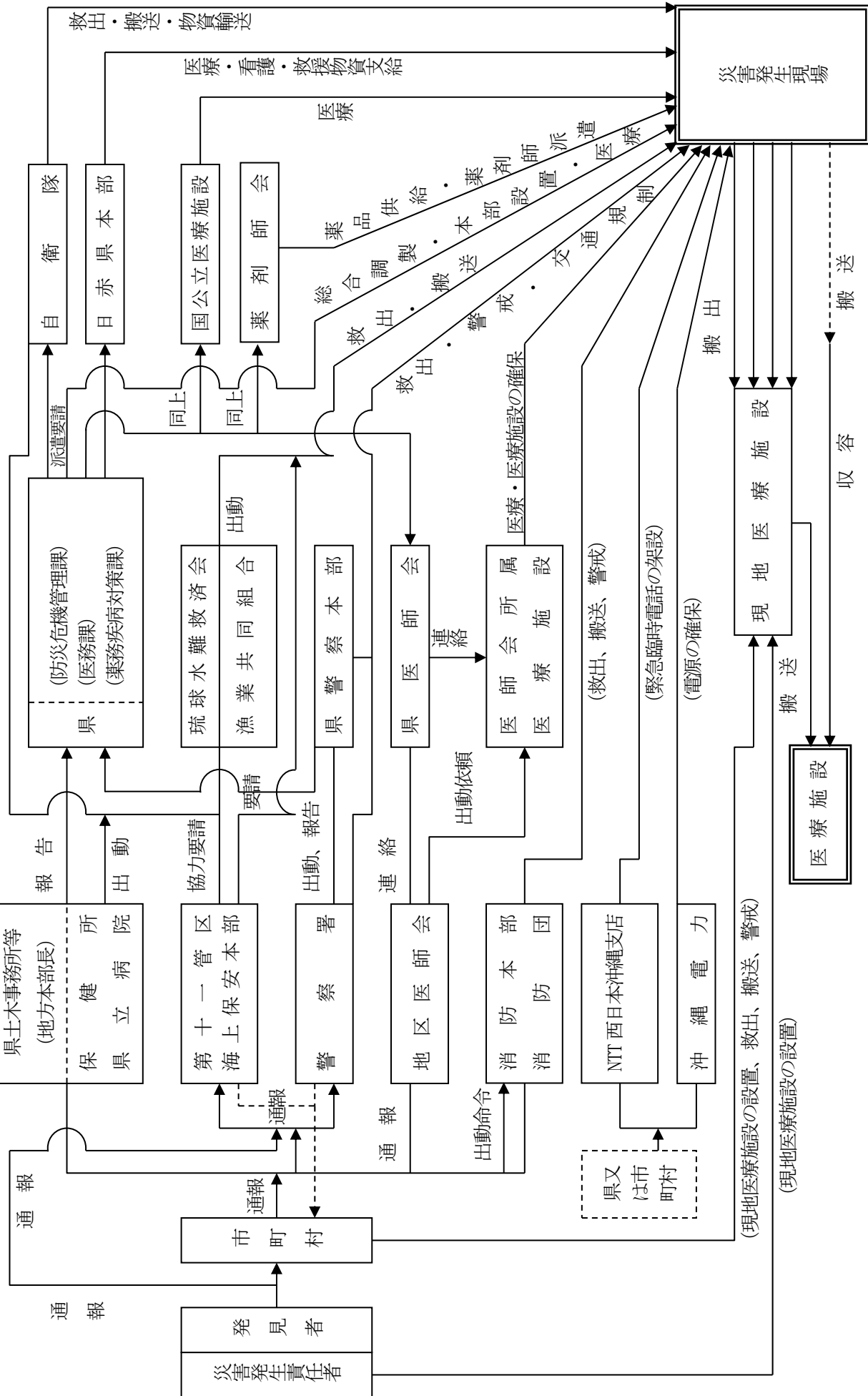
資料 3-23 救急医療における災害発生の連絡系統図



通報内容

- ① 事故等発生（発見）の日時
- ② " の場所
- ③ " の状況
- ④ その他参考事項

〈沖縄県の通報連絡等救急医療対策系統図〉



参考資料

資料 3-24 緊急輸送道路一覽

機能区分	道路種別	路線名	区間 (交差点)	路線現況延長 (km)
第1次 緊急輸送道路	主要地方道	平良城辺線	平良袖山入口～郡農協前	0.9
	主要地方道	平良城辺線	平良西里～袖山入口	0.7
	一般県道	平良新里線	宮古島市平良～袖山入口	4.6
	一般県道	高野西里線	平良港～北給与所	0.4
	市町村道	宮古島市道 (中央縦線)	平良西里～北給油所	0.7
	港湾道路	臨港道路漲水2号線	平良港交差点～宮古島海上保安部入口	0.3
	港湾道路	臨港道路漲水中央線	平良港	0.3
第2次 緊急輸送道路	国道 (指外)	国道 390 号線	宮古島市平良港～城辺	27.6
	主要地方道	平良城辺線	平良郡農協前～城辺福里	10.9
	主要地方道	保良西里線	宮古島市城辺～平良西里	32.1
	主要地方道	下地島空港佐良浜線	宮古島市伊良部国仲～伊良部池間	1.3
	一般県道	高野西里線	平良西里、空港南交差点～空港前交差点	2.0
	一般県道	平良新里線	空港前交差点～新里交差点	7.4
	一般県道	平良久松港線	宮古島市平良西里～平良久貝	1.8
	一般県道	長山佐良浜港線	宮古島市伊良部池間～伊良部国仲	4.6
	一般県道	平良下地空港線	宮古島市平良久界～伊良部島	5.6
	市町村道	宮古島市道 (中央縦線)	平良西里～宮古島市警察署前	0.3
	市町村道	宮古島市道 (北環状線)	宮古島市平良西仲宗根～平良港交差点	0.3
	市町村道	宮古島市道 (松原1号線)	宮古島市平良～宮古島地方气象台入口	0.1
	市町村道	宮古島市道 (東環状線)	宮古島市平良	1.6
	市町村道	宮古島市道 (下崎～西原線)	宮古島市平良～沖縄電力株式会社第二発電所入口	0.2
	市町村道	宮古島市道 (A-76 号)	荷川取交差点～沖縄電力株式会社宮古島発電所入口	0.2
	市町村道	宮古島市道 (野原越七原線)	宮古島市平良	0.2
	市町村道	宮古島市道 (上原北部線)	宮古島市上野	0.8

参考資料

機能区分	道路種別	路線名	区間（交差点）	路線現況延長 (km)
	市町村道	宮古島市道（山中11号）	宮古島市平良～上野	0.9
	市町村道	宮古島市道（野原前方線）	宮古島市上野	1.5
	港湾道路	港湾道路漲水1号線	宮古島市平良西仲宗根～りゅうせき宮古支店入口	0.2
第3次 緊急輸送道路	一般県道	池間大浦線	宮古島市平良池間～平良大浦	9.8
	市町村道	来間大橋線	宮古島市下地～来間島	1.9
	市町村道	宮古島市道（皆愛3号線）	宮古島市下地	0.5
	市町村道	宮古島市道（皆愛菅道線）	宮古島市下地	0.3
	市町村道	宮古島市道（洲鎌7号線）	宮古島市下地	0.9

「沖縄県緊急輸送道路ネットワーク計画（平成31年2月）」

参考資料

資料3-25 災害救助法による救助の程度・方法及び期間並びに実費弁償の基準

災害救助事務取扱要領 令和元年10月（応急修理制度拡充版） 内閣府政策統括官（防災担当）

令和元年10月23日現在

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
避難所の設置	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	(基本額) 避難所設置費 1人 1日当たり 330円以内 高齢者等の要援護者等を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から7日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。 2 避難に当たっての輸送費は別途計上 3 避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1 規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 基本額 1戸当たり 5,714,000円以内 3 建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から20日以内着工	1 費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として5,714,000円以内であればよい。 2 同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。(50戸未満であっても小規模な施設を設置できる。) 3 高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4 供与期間は2年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1 規模 建設型仮設住宅に準じる。 2 基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1 費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の貸主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2 供与期間は建設型仮設住宅と同様。
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,160円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 (1食は1/3日)
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者(飲料水及び炊事のための水であること。)	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上

参考資料

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること。

区 分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全 壊 全 焼 流 失	夏	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半 壊 半 焼 床上浸水	夏	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600
	冬	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
医 療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班…使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所…国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助 産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は、別途計上
被災した住宅の応急修理	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当たり ①大規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 595,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 300,000円以内	災害発生の日から1ヵ月以内	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、	災害発生の日から（教科書）	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

参考資料

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
	毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童 4,500円 中学生生徒 4,800円 高等学校等生徒 5,200円	1ヵ月以内 (文房具及び通学用品) 15日以内	
埋 葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人 (12歳以上) 215,200円以内 小人 (12歳未満) 172,000円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、四圍の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は、別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理(埋葬を除く。)をすすめる。	(洗浄、消毒等) 1体当たり、3,500円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,400円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は、別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 137,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費	1 被災者の避難に係る支援 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	

参考資料

救助の種類	対 象	費用の限度額	期 間	備 考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1 時間外勤務手当 2 賃金職員等雇上費 3 旅費 4 需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5 使用料及び賃借料 6 通信運搬費 7 委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p>イ 3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ 3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ 6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ 1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ 2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ 3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト 5億円を超える部分の金額については100分の4</p> </div>				

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

資料3-26 被災者生活再建支援制度について

被災者生活再建支援制度について

1 制度の概要

この制度は、被災者生活再建支援法に基づき自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、被災者生活再建支援金を支給することにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。

2 対象災害

自然災害(暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象)により生ずる被害で、次のいずれかに該当した場合に対象となる(施行令第1条第1号～第3号)。

- ① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村
- ② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②市町村を含む都道府県で、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満限定)
- ⑤ ①～③区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満限定)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、
 - ・ 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る。)
 - ・ 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る。)

3 対象世帯

- ① 全壊世帯：住宅が全壊した世帯
- ② 解体世帯：住宅が半壊又は住宅の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯(半壊解体世帯・敷地被害解体世帯)
- ③ 長期避難世帯：災害による危険継続で住宅に居住不能な状態が長期間継続中の世帯
- ④ 大規模半壊世帯：住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住が困難な世帯

4 支給額

支援金の対象となる経費は、(A)基礎支援金と(B)加算支援金に区分され、定額支給される。

区分	(A) 基礎支援金		(B) 加算支援金		合計
	被害の程度	支給額	再建方法	支給額	
複数世帯	全壊 長期避難	100万円	a 建設・購入	200万円	300万円
			b 補修	100万円	200万円
			c 賃借	50万円	150万円
	大規模半壊	50万円	a 建設・購入	200万円	250万円
			b 補修	100万円	150万円
			c 賃借	50万円	100万円
単身世帯	全壊 長期避難	75万円	a 建設・購入	150万円	225万円
			b 補修	75万円	150万円
			c 賃借	37.5万円	112.5万円
	大規模半壊	37.5万円	a 建設・購入	150万円	187.5万円
			b 補修	75万円	112.5万円
			c 賃借	37.5万円	75万円

※ 単身世帯は、複数世帯の3/4の金額

※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合、加算支援金(複数世帯の事例)の支給額は合計で200(補修の場合は100)万円

5 事務取扱等

(1) 申請関係

① 申請窓口：市町村

② 添付書類：(A) 基礎支援金 災証明書、住民票 等
(B) 加算支援金 契約書(住宅の購入、賃借等) 等

③ 申請期間：(A) 基礎支援金 災害発生日から13月以内
(B) 加算支援金 災害発生日から37月以内

(2) 法人の概要

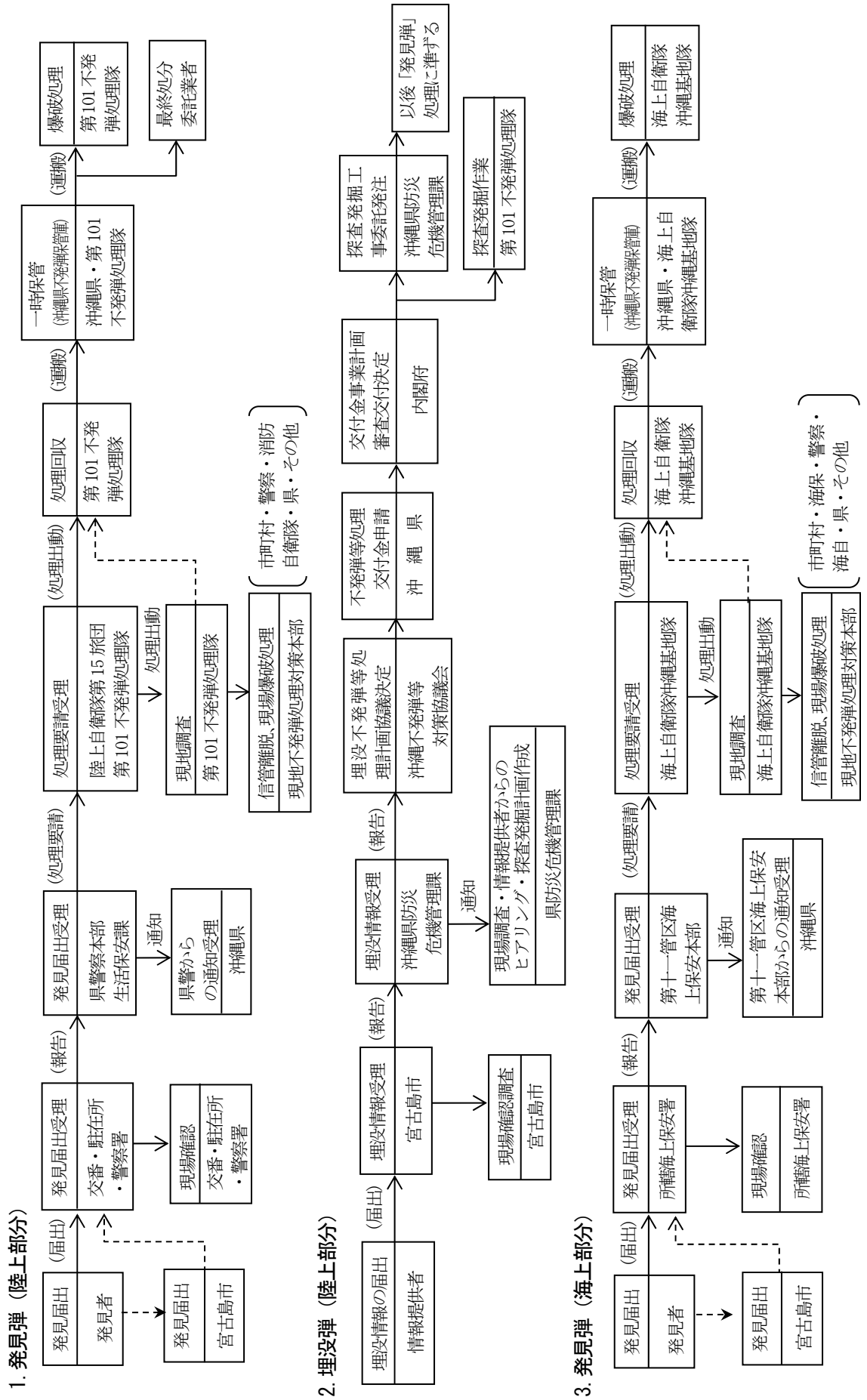
国が(財)都道府県会館を被災者生活再建支援法人として指定。都道府県より支給事務の委託を受け、支援金の支給及び却下の決定、支援金の支給等の業務を行う。

(3) 被災者生活再建支援基金の原資

全都道府県から法人に対して総額600億円の基金を拠出(本県拠出額：7億286万9千円)。

拠出金(その運用益)：1/2 国庫補助：1/2により支援金を支給

資料 3-27 不発弾処理業務の流れ



【条例・基準・応援協定等】

資料 4-1 宮古島市防災会議条例

宮古島市防災会議条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 12 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 16 条第 6 項の規定に基づき、宮古島市防災会議(以下「防災会議」という。)の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 宮古島市地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。
- (2) 本市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務。

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の掲げる者を充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (2) 沖縄県知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (3) 沖縄県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
 - (4) 市長がその部内の職員のうちから任命する者
 - (5) 宮古島市教育長
 - (6) 宮古島市消防長
 - (7) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者
 - (8) その他特に必要と認め市長が任命し、又は委嘱する者
- 6 前項第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 4 号、第 7 号及び第 8 号の委員はそれぞれ若干人とする。
- 7 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 委員は、再任されることができる。

参考資料

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、指定地方行政機関の職員、沖縄県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成17年10月1日から施行する。

参考資料

資料4-2 宮古島市防災会議委員名簿

宮古島市防災会議委員

	機 関 名	職 名	備 考
1	宮古島市役所	市 長	会 長
2	宮古島地方気象台	台 長	委 員
3	宮古島海上保安部	部 署 長	〃
4	内閣府沖縄総合事務局平良港湾事務所	所 長	〃
5	沖縄県宮古事務所	所 長	〃
6	沖縄県宮古島警察署	署 長	〃
7	沖縄県立宮古病院	院 長	〃
8	沖縄県宮古保健所	所 長	〃
9	一般社団法人 宮古地区医師会	会 長	〃
10	陸上自衛隊第15旅団	旅 団 長	〃
11	沖縄電力(株)離島カンパニー宮古支店	支 店 長	〃
12	NTT 西日本沖縄支店	設 備 部 長	〃
13	宮古島市消防団	団 長	〃
14	宮古島市社会福祉協議会	会 長	〃
15	宮古婦人連合会	会 長	〃
16	宮古島市役所	副 市 長	〃
17	宮古島市教育委員会	教 育 長	〃
18	宮古島市役所	総 務 部 長	〃
19	〃	企画政策部長	〃
20	〃	振興開発プロジェクト局長	〃
21	〃	福 祉 部 長	〃
22	〃	生活環境部長	〃
23	〃	農林水産部長	〃
24	〃	建 設 部 長	〃
25	〃	上下水道部長	〃
26	〃	観光商工部長	〃
27	〃	教 育 部 長	〃
28	〃	生涯学習部長	〃
29	〃	消 防 長	〃
30	〃	伊良部支所長	〃
31	〃	会 計 管 理 者	〃
32	宮古島市議会事務局	事 務 局 長	〃

資料4-3 宮古島市防災会議運営要綱

宮古島市防災会議運営要綱

平成25年11月18日

訓令第42条

(趣旨)

第1条 この要綱は、宮古島市防災会議条例（平成17年宮古島市条例第12号）第5条の規定に基づき、宮古島市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及びその他防災会議の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長の職務)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会長に事故あるときは、副市長の職にある委員がその職務を代理する。

3 会長は、緊急を要し防災会議を招集するいとまがないと認めるとき又は軽易なものについて専決処分をすることができる。

4 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告し、その承認を求めなければならない。

(委員の招集)

第3条 防災会議の招集は、会長の通知により、これを行う。

2 前項の通知には、招集の日時、場所及び議題を付記しなければならない。

3 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

4 委員は、前項の規定による代理者を指名したときは、あらかじめ文書で会長に届け出なければならない。

(会議)

第4条 防災会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(公表の方法)

第5条 地域防災計画の公表、その他公表を要するものについては、宮古島市公告式条例（平成17年宮古島市条例第3号）の例による。

(報酬及び費用弁償)

第6条 委員の報酬及び費用弁償は、宮古島市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年宮古島市条例第44号）に準じ支給する。

(平31訓令5・一部改正)

参考資料

(庶務)

第7条 防災会議の庶務は、総務部防災危機管理課において行う。

(平26訓令29・平30訓令11・一部改正)

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、防災会議の運営について必要な事項は、防災会議に諮って会長が定める。

附 則

この訓令は、平成31年4月1日から施行する。

資料 4-4 宮古島市災害対策本部条例

宮古島市災害対策本部条例

平成 17 年 10 月 1 日

条例第 13 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 23 条第 7 項の規定に基づき、宮古島市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。
2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。
3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。
4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部員長が指名する者をもって充てる。
2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

資料 5-1 気象庁震度階級関連解説表

平成 21 年 3 月 31 日改定

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

参考資料

●木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

(注1) 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む。）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

(注3) 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成20年（2008年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めやX状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

(注1) 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和56年（1981年）以前は耐震性が低く、昭和57年（1982年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

(注2) 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

参考資料

●地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂 ^{※1} や液状化 ^{※2} が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある ^{※3} 。
7		

※1 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることもある [※] 。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある [※] 。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

参考資料

●大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いこと、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなる可能性がある。

参考資料

資料 5-2 特別警報・警報・注意報発表基準

発表官署 宮古島地方気象台

1. 特別警報発表基準一覧表

現象の種類	基準	
大雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合	
暴風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により	暴風が吹くと予想される場合
高潮		高潮になると予想される場合
波浪		高波になると予想される場合

2. 警報・注意報発表基準一覧表

令和元年 5 月 29 日現在

発表官署 宮古島地方気象台

宮古島市	府県予報		宮古島地方	
	一次細分区域		宮古島地方	
	市町村等をまとめた地域		宮古島	
警報	大雨	(浸水害)	表面雨量指数基準	21
		(土砂災害)	土壌雨量指数基準	150
	洪水			
	暴風	平均風速	25m/s	
	波浪	有義波高	6.0m	
	高潮	潮位	2.0m	
注意報	大雨	表面雨量指数基準		9
		土壌雨量指数基準		120
	洪水			
	強風	平均風速	15m/s	
	波浪	有義波高	2.5m	
	高潮	潮位	1.3m	
	雷	落雷等により被害が予想される場合		
	濃霧	視程	陸上	100m
海上			500m	
乾燥	最小湿度 50% で、実効湿度 60%			
記録的短時間大雨情報		1 時間雨量	120mm	

※土壌雨量指数基準：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生の危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。土壌雨量指数基準値は、1km 四方ごとに設定しているが、上記の土壌雨量指数基準は、宮古島市における基準値の最低値を示している。

※大雨、波浪、高潮の警報・注意報、暴風警報、強風注意報および記録的短時間大雨情報では、基準における「…以上」の「以上」を省略している。また、濃霧注意報、乾燥注意報では、基準における「…以下」の「以下」を省略している。

資料6-1 九州・山口9県災害時応援協定等

九州・山口9県災害時応援協定

(趣旨)

第1条 この協定は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県及び山口県（以下「九州・山口9県」という。）並びに国内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害等が発生し、被災県独自では十分に災害応急や災害復旧・復興に関する対策が実施できない場合において、九州・山口9県が効率的かつ効果的に被災県への応援を行うために必要な事項について定めるものとする。

(支援対策本部の設置)

第2条 本協定の円滑な運用を図るため、九州地方知事会に九州・山口9県被災地支援対策本部（以下「支援対策本部」という。）を置き、事務局は九州地方知事会会長県に置くものとする。

(支援対策本部の組織)

第3条 支援対策本部は、本部長、本部事務局長、本部事務局次長及び本部事務局員をもって組織する。

- 2 本部長は、九州地方知事会長をもって充てる。
- 3 本部長は、支援対策本部を統括し、これを代表する。
- 4 本部長は、必要に応じ九州・山口9県の知事に対して本部事務局員となる職員の派遣を求めることができる。
- 5 本部事務局の組織については、別に定めるものとする。
- 6 九州・山口9県は、支援対策本部との連絡調整のための総合連絡担当部局及び第5条第1号から第5号までの応援の種類ごとに担当部局をあらかじめ定めるものとする。

(本部長の職務の代行)

第4条 本部長が被災等により職務を遂行できないときは、九州地方知事会副会長が本部長の職務を代行する。

- 2 本部長及び九州地方知事会副会長が被災等により職務を遂行できないときは、その他の知事が協議の上、本部長の職務を代行する知事を決定するものとする。
- 3 前条第1項の規定にかかわらず本部長の職務が代行される場合は、事務局は職務を代行する知事の指定する職員をもって組織する。

(応援の種類)

第5条 応援の種類は、次のとおりとする。

- 一 職員の派遣
- 二 食料、飲料水及び生活必需品の提供
- 三 避難施設及び住宅の提供
- 四 緊急輸送路及び輸送手段の確保
- 五 医療支援
- 六 物資集積拠点の確保
- 七 災害廃棄物の処理支援
- 八 その他応援のため必要な事項

(応援要請の手続)

- 第6条** 応援を受けようとする被災県は、災害の状況、応援を要請する地域及び必要とする応援の内容を明らかにして、本部長に応援を要請するものとする。
- 2 本部長は、災害の実態に照らし、被災県からの速やかな応援の要請が困難と見込まれるときは、前項の規定による要請を待たないで、必要な応援を行うことができるものとする。この場合には、前項の規定による要請があったものとみなす。
- 3 第1項の規定にかかわらず、被災県は、隣接県等に個別に応援を要請することができる。
- 4 第1項及び第2項の規定による応援要請に係る手続等の細目は、前条第1号から第5号までに定める応援の種類ごとに別に定める。

(応援の実施)

- 第7条** 本部長は、前条第1項により応援要請があった場合又は前条第2項の規定により必要な応援を行う場合は、被災県以外の九州・山口各県に対し、応援する地域の割り当て又は応援内容の調整を行うものとする。
- 2 応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）は、当該地域において応援すべき内容を調査し、必要な応援を実施するものとする。
- 3 応援担当県は、応援地域への応援の状況を本部長に随時報告するものとし、本部長は報告に基づき、各応援担当県間の応援内容の調整を行うものとする。
- 4 第1項の規定による応援地域の割り当ては、各県が行う自主的な応援を妨げるものではない。
- 5 前条第3項の規定による個別の応援を実施する各県は、第5条各号の応援の種類ごとに応援を実施するものとし、応援の状況を本部長に随時報告するものとする。

(他の圏域の災害への対応)

- 第8条** 全国知事会及び他のブロック知事会等に属する被災県からの応援要請については、支援対策本部において総合調整を行う。

(経費の負担)

- 第9条** 応援に要した経費は、原則として応援を受けた被災県の負担とする。
- 2 応援を受けた被災県が前項の経費を支弁するいとまがなく、かつ応援を受けた被災県から要請があった場合には、応援担当県は、当該経費を一時繰替支弁するものとする。

(平常時の事務)

- 第10条** 支援対策本部は、他の条項において定めるもののほか、次の各号に掲げる事務を行う。
- 一 各県における関係部局の連絡先、応援能力等応援要請時に必要となる資料をとりまとめて保管するとともに、各県からの連絡により、それらを更新し、各県へ提供すること。
- 二 各県間の会合の開催等により、情報及び資料の交換等を主宰すること。
- 三 情報伝達訓練等防災訓練の実施に関すること。
- 四 他の広域防災応援協定の幹事県等との情報交換等を行うこと。
- 五 前各号に定めるもののほか、協定の円滑な運用を図るために必要な事務に関すること。
- 2 各県の担当部局は、年1回、応援の実施のため必要な事項を相互に確認し、各県内の関係機関に必要な情報を提供するものとする。

(補則)

- 第11条** この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、各県が協議して定める。

参考資料

- 2 この協定は、各県が個別に締結する災害時の相互応援協定を妨げるものではない。

附則

- 1 この協定は、平成 23 年 10 月 31 日から適用する。
- 2 九州・山口 9 県災害時相互応援協定は、廃止する。
- 3 九州・山口 9 県被災地支援対策本部設置要領は、廃止する。

附則

- 1 この協定は、平成 29 年 10 月 31 日から適用する。
- 2 平成 23 年 10 月 31 日に締結された協定は、廃止する。

九州・山口 9 県災害時応援協定運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、九州・山口 9 県災害時応援協定（以下「協定」という。）の実施に必要な総括的事項を定めるものとする。

(支援対策本部事務局の組織及び業務)

第2条 協定第3条第5項の規定に基づき定める支援対策本部事務局の組織は次のとおりとする。

- 一 本部事務局長は、九州地方知事会事務局長をもって充てる。
 - 二 本部事務局次長は、九州地方知事会会長県審議監（総務、防災担当）をもって充てる。
 - 三 本部事務局員は、九州地方知事会事務局職員並びに九州地方知事会会長県の防災担当課等職員及び必要に応じて協定第1条に規定する九州・山口 9 県（被災県以外の県とする。）から派遣される職員をもって充てる。
- 2 事務局の業務は、協定第10条第1項に定める事務のほか、次のとおりとする。
- 一 支援対策本部の庶務に関すること。
 - 二 被災情報の収集と各県への提供に関すること。
 - 三 応援担当県の割当てに関すること。
 - 四 応援情報の集約及び各県の応援調整に係ること。
 - 五 全国知事会、他のブロック知事会等との調整に関すること。
 - 六 広報に関すること。
 - 七 その他応援に必要な業務に関すること。
- 3 協定第4条により、本部長の職務の代行がなされた場合の事務局は、職務を代行する知事が別に定めるものとする。

(各県の総合連絡担当部局)

第3条 協定第3条第6項の規定に基づき定める支援対策本部との連絡調整のための各県の総合連絡担当部局は別表のとおりとする。

(応援要請に係る手続等)

第4条 協定第6条各項（第2項を除く。）の規定に基づく応援の要請は、原則として各県の総合連絡担当部局を通じて、文書により行うものとする。ただし、文書により要請するいとまがない場合は、電話等により要請を行い、後日文書を速やかに提出するものとする。

- 2 被災県は、協定第5条第6号に規定する事項について応援を要請しようとするときは、次の各号に掲げる事項を明らかにして要請を行うものとする。
- 一 協定第5条第2号から第5号までの応援以外に係る物資の提供、資機材の貸与等（以下「その他の物的応援」という。）を要請しようとする場合にあつては、応援を要請する地域、必要とする物資、資機材等の種類、数量、搬入時期、場所及び輸送手段
 - 二 その他の物的応援以外の応援を要請しようとする場合にあつては、応援を要請する地域及び必要とする応援の具体的内容

(応援地域の割当て)

第5条 協定第7条第1項により応援担当県を割り当てる場合は、各県に対し応援の意向を聴取するものとする。

- 2 支援対策本部は、各県の意向を踏まえて応援地域の割当てを行い、その結果を応援地域を割り当てられた県（以下「応援担当県」という。）及びそれ以外の県に対し通知するものとする。
- 3 応援の相手方は被災県とし、応援地域は、当該被災県の全域又は市町村ブロック圏域を対象とする。
- 4 協定第7条第1項による応援内容の調整を行うときは、被災県からの応援要請の内容を速やかに被災県以外の九州・山口各県に通報し、実施しようとする応援内容を取りまとめ、被災県に通知するものとする。

(応援担当県等による応援)

第6条 応援担当県は、割り当てられた応援担当地域の応援すべき内容を把握し、基本的に応援担当県で完結して応援を実施する。

- 2 前項の規定による応援の実施のため、応援担当県は、応援地域に連絡員の派遣、現地応援事務所の設置等を行い、応援すべき内容の把握に努めるものとする。

参考資料

- 3 応援担当県の応援及び協定第7条第5項の規定による応援の実施は、別に定める応援種類ごとの実施細目によるものとする。
- 4 応援担当県は、自ら完結して応援を行えない場合は、支援対策本部に対し応援内容の調整を依頼することができる。

(経費の負担基準)

第7条 協定第9条第1項の規定に基づき応援を受けた県が負担すべき経費の基準は、次の各号に定めるところによる。

- 一 職員の派遣に係る次の経費
 - ア 応援をした県が定める規程により算定した応援に係る職員の旅費の額及び諸手当の額
 - イ その他応援を受けた県と応援をした県が協議して定めた経費
 - 二 提供を受けた物資の購入費及び輸送費
 - 三 貸与を受けた資機材の借上料、燃料費、輸送費及び破損又は故障が生じた場合の修理費
 - 四 提供を受けた施設の借上料（被災者が負担すべきものを除く。）
 - 五 前各号に係る応援以外の応援を受けた場合にあっては、当該応援に要した経費
- 2 協定第9条第2項の規定に基づき応援をした県が応援に要した経費を一時繰替支弁した場合は、前項の基準により算定した額を応援を受けた県に請求するものとする。この場合において、両県が前項の基準により難いと認めるときは、別に協議の上前項の基準によることなく負担関係を定めることができる。

(職員の公務災害補償)

第8条 応援した県の職員が応援業務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態になった場合における公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによるものとする。

附則

- 1 この要領は、平成23年10月31日から施行する。
- 2 九州・山口9県災害時相互応援協定運営要領は、廃止する。

別表 各県の総合連絡担当部局

福岡県	総務部防災危機管理局	防災企画課
佐賀県	政策部危機管理・報道局	消防防災課
長崎県	危機管理監	危機管理課
熊本県	知事公室	危機管理防災課
大分県	生活環境部防災局	防災対策室
宮崎県	総務部危機管理局	危機管理課
鹿児島県	危機管理局	危機管理防災課
沖縄県	知事公室	防災危機管理課
山口県	総務部	防災危機管理課

参考資料

資料 6-2 災害時における協定一覧

(令和2年2月27日現在)

	協定名	締結者	内 容	締結日
1	災害時における被災者に対する防災活動協力に関する協定	イオン琉球株式会社	被災者の応急救済に係る活動協力。駐車場の一時避難所、水、トイレの提供、食料、生活物資等の提供等	平成21年11月6日
2	津波時一時避難施設使用に関する協定	宮古島皆愛マンション 下地 初美	津波時における一時避難施設としての使用	平成23年9月9日
3	宮古島市・藤枝市災害時相互支援協定	静岡県藤枝市	職員の派遣及び資機材の提供。生活物資の提供。被災児童・生徒の受け入れ、住宅の提供、ボランティアの斡旋等	平成23年10月23日
4	災害時における避難所等施設利用に関する協定書	県立宮古高等学校 県立伊良部高等学校 県立宮古総合実業高等学校 県立宮古工業高等学校	地震・津波の災害時に学校施設(グラウンド)を避難所等として利用する。	平成25年6月28日
5	災害用特設電話の設置利用に関する協定	NTT西日本電信電話株式会社沖縄支店	大規模災害時に通信規制を受けずに、通話料が無料でかけられる。市内小学校・中学校・平良庁舎及び支所等・下地公民館、来間離島振興センター、大神島離島振興センターに設置される。	平成26年3月3日
6	災害時の情報交換及び応援に関する協定	内閣府沖縄総合事務局	本市に災害が発生、発生のおそれがある場合に、各種情報の交換を行う。	平成26年12月26日
7	災害時におけるボランティア活動に関する協定	社会福祉法人 宮古島市社会福祉協議会	宮古島市災害ボランティアセンターの設置運営。ボランティアの受け入れ体制の整備等を行う。	平成31年2月27日
8	災害時におけるLPガス等供給協力に関する協定	一般社団法人 沖縄県高圧ガス保安協会 LPガス部会宮古支部	災害時に避難所等にLPガスの供給を行う。	平成31年2月27日
9	災害時における放送要請に関する協定	株式会社エフエムみやこ	本市に大規模災害が発生した時、又は発生する恐れがある時に、市民に対し、迅速に、災害情報、防災情報を周知する。	平成31年2月27日
10	災害時における資機材のレンタルに関する協定	株式会社ダイワテック 株式会社BRILLIANT	本市に大規模災害が発生した時、又は発生する恐れがある時に、資機材の提供を行う。ソーラーシステムのプレハブ等	平成31年4月25日
11	災害時における応急対策の協力に関する協定	一般社団法人 沖縄県建設業協会 宮古支部	本市に大規模災害が発生した時、又は発生する恐れがある時に、市が管理する公共施設等を、いち早く応急対策を行う。	令和2年2月27日

参考資料

【様式等】

資料 7-1 災害対策配備要員名簿（様式）

令和 年 月 日現在

(部・支所 課・班)

部長等氏名	
自宅電話	
携帯電話	
備考	

課長等	課長氏名		主幹氏名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備考		備考	

第一配備要員	氏名		氏名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備考		備考	
	氏名		氏名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備考		備考	

第二配備要員	氏名		氏名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備考		備考	
	氏名		氏名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備考		備考	
	氏名		氏名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備考		備考	

参考資料

第三配備（全職員）	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
	氏 名		氏 名	
	自宅電話		自宅電話	
	携帯電話		携帯電話	
	備 考		備 考	
氏 名		自 宅		
自宅電話		自宅電話		
携帯電話		携帯電話		
備 考		備 考		

資料 7-2 災害対策配備要員報告書（様式）

年 月 日

災 害 対 策 配 備 要 員 報 告 書

総務対策部長 殿

部長

みだしのことについて、下記のとおり配備したので報告します。

	職 名	氏 名	配備時間	備 考
1			時 分～ 時 分	
2			時 分～ 時 分	
3			時 分～ 時 分	
4			時 分～ 時 分	
5			時 分～ 時 分	
6			時 分～ 時 分	
7			時 分～ 時 分	
8			時 分～ 時 分	
9			時 分～ 時 分	
10			時 分～ 時 分	

※ 記入については、災害警戒本部及び災害対策本部に配備されているもの、又は主管部局等から出勤命令があり、かつ災害対策要員として従事したものに限る。（通常業務の延長としての業務対策は含まない。）

資料 7-3 災害概況調査票（様式）

災害概況調査票（参集後に各自で記入すること）

総務班整理番号

●報告者氏名						
●災害対策部及び班名			部	班		
●参集報告						
参集日時	年	月	日	時	分	
●見聞情報（参集時に見聞した情報）						
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自宅付近の状況（あなたの自宅の住所等も記入すること） ・ 道路の状況 ・ 建物被害の状況 ・ 救助者の有無 ・ 火災の発生状況 ・ その他気付いたこと 						
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; padding: 10px;"> <p>火災や人命に関わる場合は、直接消防本部及び本部班に連絡する。</p> </div>						
●地図・略図						
<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%;"></div>						

参考資料

資料7-4 災害調査票（様式）

災害調査票（調査行政区名： ）

災害名		
災害発生年月日		
調査員	調査年月日	
	課名	
	氏名	

注意事項

- 1 本調査は本部長からの指示後、3日以内に完了、報告を目指すものとする。
- 2 各欄に掲げる項目で該当するものは○で囲む。
但し、浸水の場合は浸水程度を記入。
- 3 備考欄に具体的な被害状況を記入。

所在地 世帯主氏名 及び店舗・事務所名	建物の用途	主たる被害の原因	被害区分				その他	人的被害	備考
			住家		非住家				
			浸水	損壊	公共建物	その他			
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		
	住宅・店舗・事務所・工場・その他	浸水・土砂・風災・火災・震災・その他	床上 (cm) 床下	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	全壊 半壊 一部	電気・水道・ガス・電話・地すべり等		

参考資料

資料7-5 災害報告様式及び記載方法（様式）

災害即報様式第1号

災害概況即報

報告日時	年 月 日 時 分
市町村名	
報告者名	

災害名 (第 報)

災害の概況	発生場所				発生日時	月 日 時 分				
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部破損	棟
		負傷者	人	計	人		半壊	棟	床上浸水	棟
<p style="text-align: center;">*住家について、激甚被災地は倒壊家屋数の報告でよしとする。</p>										
被害集中地域 …										
応急対策の状況										

(注) 第一報については、原則として、覚知30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)記入して報告すれば足りること。)

災害即報様式第2号

市町村名	災害名		報告者名		被害	
	報告番号	第()月日時現在)	報告者	被害	区分	被害
人的被害	死亡	不明者	人			
		重傷	人			
	負傷者	軽傷	人			
		全壊	棟			
	半壊	世帯	棟			
		人	棟			
	一家被害	一部破損	棟			
		床上浸水	棟			
		床下浸水	棟			
	非住家	公共建物	棟			
その他		棟				
火災		棟				
発生		棟				
その他	田	流失・埋没	ha			
	畑	冠水	ha			
		流失・埋没	ha			
	文教施設	冠水	ha			
		施設	箇所			
	病院	施設	箇所			
		院	箇所			
	道路	施設	箇所			
		路	箇所			
	橋りょう	川	箇所			
		湾	箇所			
	清掃施設	防	箇所			
		設	箇所			
	崖くずれ	不通	箇所			
		鉄道	箇所			
被害船舶	隻	隻				
	戸	戸				
水道	回線	回線				
	電気	戸				
ガソリン	ス	戸				
	塀等	箇所				
り	災害世帯数	世帯				
	り	災害者数	人			
火災	建物	件				
	危険	件				
その他	その他	件				

被害状況

区分	被害		被害額	被害	災害救助法の適用	日時
	千円	千円				
公立文教施設	千円					
	千円					
	千円					
	千円					
	千円					
	千円					
	千円					
その他	千円					
	千円					
	千円					
	千円					
	千円					
	千円					
	千円					
被害総額	千円					
災害発生場所						
災害発生年月日						
災害の種類概況						
応急対策の状況						
119番通報件数						
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 					

即報状況

区分	被害	被害額	被害	災害救助法の適用	日時
公立文教施設					
農林水産業施設					
公共土木施設					
その他の公共施設					
小計					
農産被害					
林産被害					
畜産被害					
水産被害					
商工被害					
その他					
被害総額					
災害発生場所					
災害発生年月日					
災害の種類概況					
応急対策の状況					
119番通報件数					
備考	<ul style="list-style-type: none"> ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 				

注1 被害額は省略できるものとする。
 注2 119番通報の件数は10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

災害報告様式第1号補助表1

公立文教施設被害

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	

注 「位置」欄は、市町村の字名を記入する。

沖縄県宮古島市

災害報告様式第1号補助表2

農 林 水 産 業 施 設 被 害

沖縄県宮古島市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	

注 1. この表は、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律による補助対象となる施設について記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農地かんがい排水施設、農道、農道、林道、漁港等の名称を記入する。

災害報告様式第1号補助表3

公共土木施設被害

沖縄県宮古島市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額	備考
				千円	

注 1. この表は、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法による国庫負担の対象となる施設について記入する。
 2. 「管理者」の欄は、施設を管理する国、県、市町村の団体名ごとに記入する。
 3. 「災害施設名」の欄は、路線名、河川名、港湾名、海岸名、橋梁名、橋梁名、砂防設備等を記入する。

災害報告様式第1号補助表4

その他の公共施設被害

沖縄県宮古島市

管理者	被害施設名	位置	被害程度	被害金額 千円	備考
計					

災害報告様式第1号補助表5

農 産 被 害

1. 農作物等被害

農作物等名	総栽培面積 h a	被害面積 h a	被害減収量 t	単価 円	被害金額 千円	備考

沖縄県宮古島市

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額 千円	備考

注 1. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えびにビニールハウス等を記入する。

災害報告様式第1号補助表6

林産物等被害

1. 林産物等被害

沖縄県宮古島市

林産物等名	被害数量	被害金額	備考

2. 施設被害

施設名	被害数量	被害金額	備考
		千円	

注 1. 「林産物等名」の欄は、木材、薪炭、しいたけ、竹、苗木等林産物名を記入する。
 2. 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えば天然林、人工林、苗畑等を記入する。

災害報告様式第1号補助表7

畜産被害

沖縄県宮古島市

1. 家畜等及び蚕繭被害

被害等及び蚕繭被害	被害数量	単価	被害金額	備考
			千円	

2. 施設被害

被害施設名	被害数量	被害程度	被害金額	備考
			千円	

注 「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えは畜舎等を記入する。

災害報告様式第1号補助表8

水産被害

1. 船舶被害

規 模	隻 数	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

沖縄県宮古島市

2. 漁具被害水産物等被害

種 類	被 害 数 量	被 害 金 額	備 考
		千円	

3. 施設被害

被 害 施 設 名	被 害 数 量	被 害 程 度	被 害 金 額	備 考
			千円	

注 1. 漁船被害の「被害程度」の欄は、滅失、減失、大破、中破、小破等を記入する。
 2. 施設被害の「被害施設名」の欄は、農林水産業施設以外の施設例えは養殖施設等を記入する。

災害報告様式第1号補助表9

商 工 被 害

沖縄県宮古島市

被害種類	被害数量	被害金額	備考
		千円	
計			

注 1. 「被害種類」の欄は、店舗、工業原材料、商品、機械器具等を記入する。

参考資料

災 害 年 報

災害報告様式第2号

市町村名 (宮古島市)

区分		災害名	発生年月日							計	
人的被害	死者	人									
		行方不明者	人								
		負傷	重傷	人							
			軽傷	人							
住居被害	全壊	棟									
		世帯									
		人									
		半壊	棟								
			世帯								
			人								
	一部破損	棟									
		世帯									
	床上浸水	棟									
		世帯									
		人									
		床下浸水	棟								
世帯											
人											
非住家	公共建物	棟									
	その他	棟									
その他	田畑冠	流失、埋没	ha								
		その他	ha								
		流水、埋没	ha								
	その他	冠水	ha								
		文教施設	箇所								
		病院	箇所								
		道路	箇所								
		橋	箇所								
		河川	箇所								
		港湾	箇所								
		砂防	箇所								
		清掃施設	箇所								
		崖崩れ	箇所								
		鉄道不通	箇所								
		被害船舶	隻								
		水道	戸								
		電話	回線								
		電気	戸								
		ガス	戸								
		ブロック塀等	箇所								
建物	件										
危険物	件										
その他	件										
り	災世帯数	世帯									
り	災者数	人									
公	共文教施設	千円									
農	林水産業施設	千円									
公	共土木施設	千円									
そ	の他の公共施設	千円									
そ	の農産被害	千円									
	の林産被害	千円									
	の畜産被害	千円									
	の水産被害	千円									
	の商工被害	千円									
そ	のその他	千円									
被	害総額	千円									
災害対策本部	設置	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分			
		月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分	月日時分			
災	害救助法適用	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無			
消	防職員出動延人数	人									
消	防団員出動延人数	人									

災害即報様式第 1 号の記入要領

災害の概況	発生場所 発生日時	当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。	
	災害種別概況	風水害	降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況
		地震	地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況
		火山噴火	噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況
		その他これらに類する災害の概況	
被害の状況	当該災害により生じた被害の状況について、判明している事項を具体的に記入すること。その際、特に人的被害及び住家の被害に重点を置くこと。		
応急対策の状況	当該災害に対して、市町村（消防機関を含む。）及び都道府県が講じた措置について具体的に記入すること。特に住民に対して避難の勧告・指示を行った場合には、その日時、範囲、避難者の数等について記入すること。		

災害即報様式第2号の記入要領

各被害欄	原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。 なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通信不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。	
災害対策本部設置の状況	本部設置の有無及び設置の場合においては、設置及び廃止の日時を報告するものとする。	
避難の状況	避難の勧告又は指示をした者、対象となった区域及び人員、避難場所、避難の勧告指示をした日時、避難完了日時、避難の方法その他必要な事項について報告するものとする。	
応援要請	応援を要請した市町村、人員、作業内容の概要、期間その他必要な事項について報告するものとする。	
応急措置の概要	消防、水防その他の応急措置について概要を報告するものとする。	
救助活動の概要	被災者に対する救助活動について概要を報告するものとする。	
備考欄	災害の発生場所	被害を生じた市町村名又は地域名
	災害の発生日時	被害を生じた日時又は期間
	災害の種類概況	台風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過
	消防機関の活動状況	消防、水防、救急・救助、避難誘導等の活動状況

被害状況の判定基準

災害により被害を受けた人的及び物的被害の判定は、法令等に特別の定めがあるものを除くほか、おおむね次の基準によるものとする。

被害区域		判定基準
一 人的 被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが死亡したことが確実なものとする。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者とする。
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月以上の治療を要する見込みのものとする。
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者のうち、1ヶ月未満で治療できる見込みのものとする。
二 住家 の 被害	住家	現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟数	建造物の単位で1つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい付属物が付着している場合（同一棟でなくても、同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）は、同一棟と見なす。
	世帯	生計を1つにしている実際の生活単位をいう。 例えば、寄宿舎、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者については、これを一世帯として扱い、また同一家屋の親子、夫婦であっても生活が別であれば分けて扱うものとする。
	全壊	住家が滅失したもので、具体的には住家の損壊、若しくは流失した部分の床面積が、その住家の延べ床面積の70%以上に達したものの、または住家の主要構造部の被害額が、その住家の時価の50%以上に達した程度のものとする。
	半壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに使用できるもので具体的には損壊部分はその住家の延べ床面積の20%以上70%未満のもの、または、住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。
一部破損	全壊及び半壊に至らない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	

参考資料

被害区域		判定基準
	床上浸水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹木のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床下浸水	床上浸水に至らない程度に浸水したものとする。
三 非 住 家 被 害	非住家	住家以外の建物で、他の被害区分に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。
	公共建物	例えば役所庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物とする。
	その他	公共建物以外の倉庫、土蔵、車庫等の建物とする。
	非住家被害	全壊又は半壊の被害を受けたもののみを記入するものとする。
四 畑 の 被 害	畑の流失・埋没、冠水	畑の耕土が流失し、または砂利等のたい積のため耕作が不能になったものとする。
五 そ の 他 の 被 害	文教施設	小学校、中学校、高等学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。
	病院	医療法（昭和23年法律第205号）第1条に規定する患者20人以上の収容施設を有する病院とする。
	道路	道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路のうち、橋梁を除いたものとする。
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。
	河川	河川法（昭和39年法律第167号）が適用され、若しくは準用される河川若しくはその他の河川またはこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床上その他の施設若しくは沿岸を保全するために防衛することを必要とする河岸とする。
港	港湾	港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設、または港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。

参考資料

被害区域		判定基準
五 そ の 他 の 被 害	河 岸	砂防法（明治 30 年法律第 29 号）第 1 条に規定する砂防施設、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防のための施設または同法第 3 条の 2 の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	清 掃 施 設	ごみ処理及びし尿処理施設とする。
	水 道	上水道または簡易水道で断水している戸数のうち最も多く断水した時点における戸数とする。
	電 気	災害により停電した戸数のうち、最も多く停電した時点における戸数とする。
	ガ ス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっている戸数の内、最も多く供給停止となった時点における戸数とする。
	崖 く ず れ	山崩れ及び崖崩れのうち、人家、道路等に影響を及ぼすものとする。
	ブ ロ ッ ク 塀	倒壊したブロック塀又は石堀の箇所数とする。
	船 舶 被 害	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能になったもの及び流失し、所在不明になったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電 話 被 害	災害により通話不能になった電話の回線数とする。
	り 災 世 帯	災害により全壊、半壊及び床上浸水の被害を受け、通常の生活を維持できなくなった生計を一つにしている世帯とする。
	り 災 者	り災世帯の構成員とする。
	公 立 文 教 施 設	公共の文教施設とする。
	農 林 水 産 業 施 設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和 25 年法律第 169 号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設、漁業用施設及び共同利用施設とする。
	公 共 土 木 施 設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和 26 年法律第 97 号）による国庫負担の対象になる施設をいい、具体的には河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、道路、港湾及び漁港とする。
そ の 他 の 公 共 施 設	公立文教施設、農林水産施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用または公共の用に供する施設とする。	

参考資料

被害区域		判定基準
五 そ の 他 の 被 害	公共施設 被害市町村	公共文教施設、農林水産業施設及び公共施設以外の公共施設の被害を受けた市町村とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農産被害をいい、例えばビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林産被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外水産被害をいい、例えばのり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば工業原材料、商品、生産機械器具等とする。

資料 7-6 自衛隊災害派遣要請依頼書（様式）

災害派遣要請要求書様式

		第	号
		年	日
		月	
沖縄県知事	様		
		宮古島市長	印
自衛隊の災害派遣要請について			
災害対策基本法第 68 条の 2 の規定により、下記のとおり自衛隊の災害派遣要請を 要求します。			
記			
1 災害の状況及び派遣を要請する事由			
(1) 災害の状況			
(2) 派遣を要請する事由			
2 派遣を希望する期間			
年 月 日 (時 分) から災害応急対策の実施が終了するまでの間			
3 派遣を希望する区域及び活動内容			
(1) 活動希望区域			
(2) 活動内容			
4 その他参考となるべき事項			

参考資料

災害派遣撤収要請要求書様式

		第	号
		年	月
			日
沖縄県知事	様		
		宮古島市長	印
自衛隊の災害派遣部隊の撤収について			
年	月	日	付
号により要求した自衛隊の災害派遣要請			
について、下記のとおり撤収要請を依頼します。			
記			
1	撤収要請日時		
	年	月	日
			時
			分
2	派遣された部隊		
3	派遣人員及び従事作業の内容		
4	その他参考となるべき事項		

資料 7-7 避難勧告等発令情報（様式）

別紙様式 1

避難勧告等発令情報

宮古島市

送付日時： 月 日 時 分

1 避難情報の別（番号を○印で囲む。）

① 避難準備・高齢者等避難開始（根拠：災害対策基本法第 56 条）

「避難勧告」より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障がい者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるものである。

② 避難勧告（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「勧告」とは、その地域の居住者等を拘束するものではないが、居住者等が「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為。

③ 避難指示（緊急）（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「指示」とは、被害の危険が目前に切迫している場合等に発せられ、「勧告」よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせるものである。

④ 災害発生情報（根拠：災害対策基本法第 60 条）

「災害発生情報」とは、災害が実際に発生していることを把握した場合に、可能な範囲で発令するものである。

2 発令日時 月 日 時 分

3 対象地域等

	対象地域（字・区）	世帯数、人数	（フリガナ） 避難所	避難理由※1 （①～⑦）
①		世帯 人		
②		世帯 人		
③		世帯 人		
④		世帯 人		
⑤		世帯 人		

※1 避難理由（該当理由が複数ある場合は、該当の数字分記入すること）

- ①大雨による浸水の危険があるため
- ②大雨による土砂災害の危険があるため
- ③地震による土砂災害の危険があるため
- ④地震による家屋崩壊の危険があるため
- ⑤地震による津波発生のおそれがあるため
- ⑥地震による津波警報が発表されたため
- ⑦その他（ ）

発信者の課・職・氏名

電話（公衆回線）

FAX（公衆回線）

電話（防災無線）

FAX（防災無線）

防災無線とは、県総合行政情報通信ネットワークの無線通信回線

資料 7-8 避難者一覧表・避難者名簿（様式）

避難者一覧表（避難所入所者用）

（避難所名： ）

番号：

番号	世帯区分※1	氏名	住所	性別	年齢	要配慮事項※2	情報公開※3	名簿番号	入所日	退所日
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

◎最初の受付時は、太枠内のみ記入してください。太枠以外の項目は、「避難者名簿（避難所入所者用）」が提出されてから、管理班が転記してください。

（記入にあたって）

- ※1 世帯区分には、世帯代表者に○印を記入し、世帯ごとに「実線」で区切ります。
- ※2 要配慮者である場合は「要」と記入し、注意すべき事項も記入します。病気や障がい等特別の配慮が必要である人、紙おむつ、メガネ、入歯等の必要な人、アレルギーのある人など、その概要を記入（詳細は、「避難者名簿（避難所入所者用）」に記入してもらいます。）外国人の場合は、国籍・パスポートNo.・言語・日本語（○、△、×）等を記入します。
- ※3 安否確認など他からの問合せに対して、名簿の公開を同意する場合は「○」、同意しない場合は「×」と記入します。

参考資料

避難者一覧表（避難所以外の避難者用）

（避難場所名称：

）

番号：

番号	世帯区分※1	氏名	住所	性別	年齢	避難状態※2	要配慮事項※3	情報公開※4	名簿番号	備考
1										
2										
3										
4										
5										
6										
7										
8										
9										
10										
11										
12										
13										
14										
15										
16										
17										
18										
19										
20										

◎市担当者は、避難所以外で避難している人が記入した「避難者名簿（避難所以外の避難者用）」をとりまとめ、この表を作成してください。

（記入にあたって）

- ※1 世帯区分には、世帯代表者に○印を記入し、世帯ごとに「実線」で区切ります。
- ※2 避難状態は「避難者名簿（避難所以外の避難者用）」と同様に次の区分とし、記号で記入します。
ア. テント / イ. 車 / ウ. 在宅避難者 / エ. その他
- ※3 要配慮者である場合は「要」と記入し、注意すべき事項も記入します。病気や障がい等特別の配慮が必要である人、紙おむつ、メガネ、入歯等の必要な人、アレルギーのある人など、その概要を記入（詳細は、「避難者名簿（避難所以外の避難者用）」に記入してもらいます。）外国人の場合は、国籍・パスポートNo.・言語・日本語（○、△、×）等を記入します。
- ※4 名簿の公開を同意する場合は「○」、同意しない場合は「×」と記入します。

参考資料

避難者名簿（避難所入所者用）

（避難所名： ）

番号：

①	世帯代表者名 <small>ふりがな</small>		電話		
	住 所				
②	入所年月日	年 月 日	所属自治会名		
	家 族 ※ここに避難した人だけ書いてください。	氏 名 <small>ふりがな</small>	性別	年齢	要配慮※
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
			男・女		
	要配慮内容	※配慮を要する方は○を記入の上、下記「要配慮内容」に記入してください。 (病気や障がい等特別の配慮が必要である、紙おむつ、メガネ、入歯等の必要、アレルギーがあるなど、配慮が必要な事項があればご記入ください。)			
親族等の連絡先	住所 氏名 電話				
家屋被害状況	1 全壊（焼） 2 流失 3 大規模半壊 4 半壊（焼） 5 一部損壊（準半壊） 6 一部損壊（10%未満） 7 床上浸水 8 床下浸水 ①断水 ②停電 ③ガス停止 ④電話不通				
特技・資格	（特技や資格を活かした活動にお手伝いいただける方はご記入ください。） 特技・資格の内容 氏名				
③	安否確認など他からの問合せに対して、住所、氏名、性別を公開してもいいですか？			良い・良くない	
④	退所年月日	年 月 日			
	転出先	住所 氏名 電話			

※この名簿は、世帯代表の方が記入し、避難所運営委員会へお渡しください。

【避難者の方へ】

- ・入所にあたり、この名簿を記入し提出することにより避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
- ・内容に変更がある場合は、速やかに避難所運営委員会総務班に申し出て修正してください。
- ・ご親族の方々等に安否をお知らせするために、住所、氏名、性別に限り公表し、または他からの問合せに対して回答することとしています。しかしプライバシーの問題がありますので、公表の可否については、ご家族で判断してください。

参考資料

避難者名簿（避難所以外の避難者用）

（避難場所名称：

）

番号：

①	ふりがな 世帯代表者名		電話		
	住 所				
②	入 所 年 月 日	年 月 日	所属自治会名		
	家 族	ふりがな 氏 名	避難状況※1	性別	年齢
				男・女	
				男・女	
				男・女	
				男・女	
				男・女	
				男・女	
		※1：ア．テント / イ．車 / ウ．在宅避難者 / エ．その他 ※2：配慮を要する方は○を記入の上、下記「要配慮内容」に記入してください。			
	要 配 慮 内 容	（病気や障がい等特別の配慮が必要である、紙おむつ、メガネ、入歯等の必要、アレルギーがあるなど、配慮が必要な事項があればご記入ください。）			
親 族 等 の 連 絡 先	住所 氏名 電話				
家屋被害状況	1 全壊（焼） 2 流失 3 大規模半壊 4 半壊（焼） 5 一部損壊（準半壊） 6 一部損壊（10%未満） 7 床上浸水 8 床下浸水 ①断水 ②停電 ③ガス停止 ④電話不通				
特 技 ・ 資 格	（特技や資格を活かした活動にお手伝いいただける方はご記入ください。） 特技・資格の内容 氏名				
③	安否確認など他からの問合せに対して、住所、氏名、性別を公開してもいいですか？	良い ・ 良くない			
④	移 転 年 月 日	年 月 日			
	移 転 先	住所 氏名 電話			

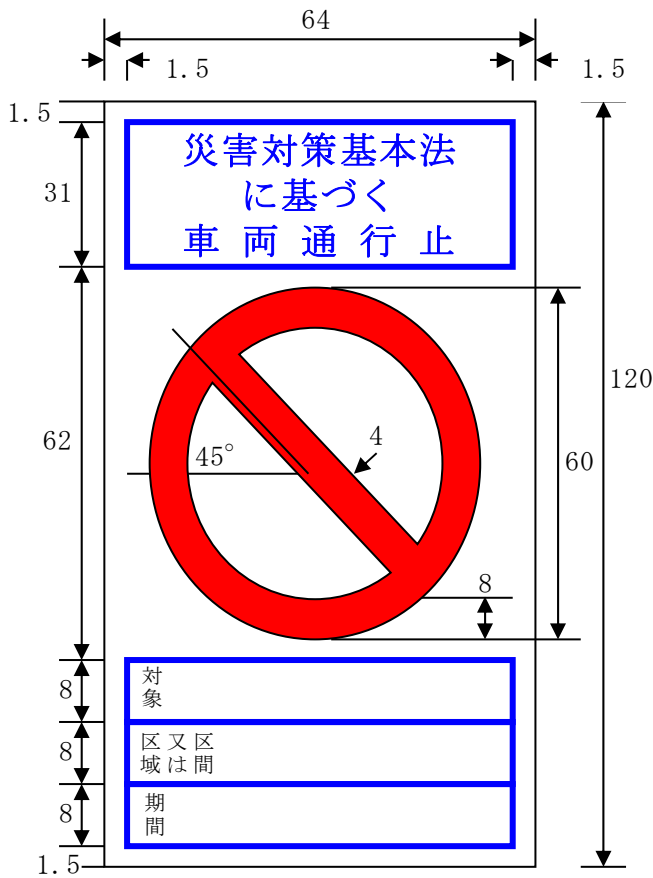
※この名簿は、世帯代表の方が記入し、最寄りの避難所の市担当者へお渡しください。

【避難所以外に避難している方へ】

- ・この名簿を記入し提出することにより避難者として登録され、避難所生活と同等の食料・物資などの支援が受けられるようになります。
- ・内容に変更がある場合は、速やかに避難所の市担当者に申し出て修正してください。
- ・ご親族の方々等に安否をお知らせするために、住所、氏名、性別に限り公表し、または他からの問合せに対して回答することとしています。しかしプライバシーの問題がありますので、公表の可否については、ご家族で判断してください。

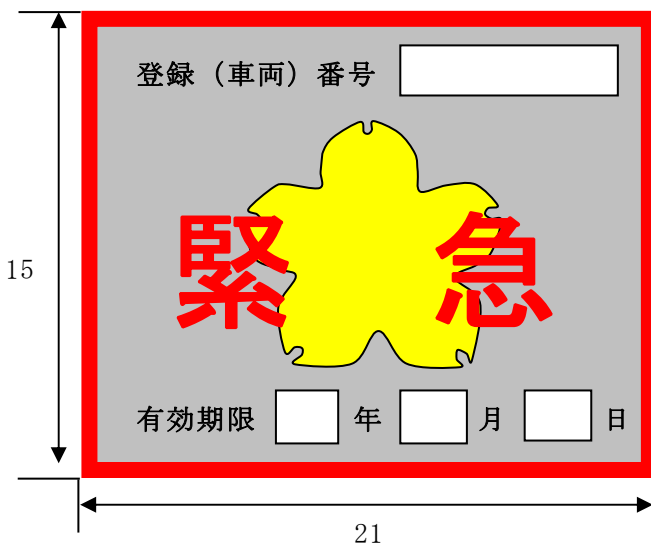
資料 7-9 車両通行止・緊急通行車両標章及び証明書（様式）

[様式 1] 〈車両通行止〉



- 1 色彩は、文字、縁線及び区分線を青色、斜めの帯及び枠を赤色、地を白とする。
- 2 縁線及び区分線の太さは、1 cm とする。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。
- 4 道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の2倍まで拡大し、又図示の寸法の2分の1まで縮小することができる。

[様式 2] 〈緊急通行車両標章〉



- 1 色彩は、記号を黄色、縁及び「緊急」の文字を赤色、「登録（車両）番号」「有効期限」、「年」、「月」、及び「日」の文字を黒色、登録（車両）番号並びに年、月及び日を表示する部分は、白色、地は銀色とする。
- 2 記号の部分に、表面の画像が光の反射角度に応じて変化する措置を施す。
- 3 図示の長さの単位はcmとする。

参考資料

[様式 3] 〈証明書〉

第 号		年 月 日	
緊 急 通 行 車 両 確 認 証 明 書			
		知 事 印 公安委員会 印	
番号標に標示されている番号			
車両の用途（緊急輸送を行う車両にあつては、輸送人員又は品名）			
使用者	住 所	() 局 番	
	氏 名		
通行日時			
通行経路	出 発 地	目 的 地	
備 考			

※ 用紙は、日本工業規格A5とする。

資料 7-10 食糧品等受払簿（様式）

食 糧 品 等 受 払 簿

作成者					整理番号					
年月日	品目名	受入先又は 払出先	購入 単価	受 高		払 高		残 高		備 考
				数量	金額	数量	金額	数量	金額	

資料 7-11 生活必需品等の供給状況（様式）

生活必需品等の供給状況

作成者				整理番号				
住家被害区分	世帯主氏名 及び住所	世帯構成 成人員	供給 月日	供給物資				供給 額計
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				
		人		品名				円
				単価				
				品名				
				単価				

※ 「住家被害区分」欄に、全壊（焼）、流失、半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
「供給物質」欄に、品名、単価及び数量を記入すること。

参考資料

資料 7-12 行方不明者届出票、捜索者名簿（様式）

行方不明者届出票		届出月日			
		受付番号			
		受付者氏名			
種別	1 行方不明者 2 身元不明死体 3 その他				
氏名		性別		年齢	
本籍					
現住所					
死体の現場					
届出人 （氏名） （住所） （電話） （行方不明者等との続柄）					
識別事項（着衣、所持品、身長、体格等） 					

参考資料

捜 索 者 名 簿

整理 番号	届 出 年月日	捜 索 者				
		住 所	氏 名	年 齢	身 長	着衣その他の特徴
		届 出 人				
		住 所	氏 名	捜索者との関係	備 考	
		捜索備考欄				
整理 番号	届 出 年月日	捜 索 者				
		住 所	氏 名	年 齢	身 長	着衣その他の特徴
		届 出 人				
		住 所	氏 名	捜索者との関係	備 考	
		捜索備考欄				
整理 番号	届 出 年月日	捜 索 者				
		住 所	氏 名	年 齢	身 長	着衣その他の特徴
		届 出 人				
		住 所	氏 名	捜索者との関係	備 考	
		捜索備考欄				

資料 7-13 遺体調書等（様式）

遺 体 調 書

		番 号				
搜索収容者						
遺体の種別		1 身元不明遺体		2 遺体引受人のいない遺体		3 その他
遺体発見日時		年	月	日	時	分頃
遺体発見場所						
遺体の身元	本 籍					
	住 所					
	氏 名	性 別	男 ・ 女		年 齢	歳 位
	識別事項（着衣、所持品、身長、体格等）					
遺族その他関係者	現住所	連絡先 ()				
	氏 名	(死亡者との続柄)				
	遺体の引受け	可 ・ 不可	(引渡し：)		年	月 日
	遺骨の引取り	可 ・ 不可	(引渡し：)		年	月 日
検視（検分） 日 時	月	日	時	分	検視（検分）者	
検案日時	月	日	時	分	検 案 医 師	
火葬許可証 公 布 日	年	月	日	火 葬 日	年	月 日
(所持品の処理)					(備考)	

※ 複数の安置所を開設した場合、番号が重複しないよう番号の先頭に安置所名を明記する。

参考資料

遺 体 台 帳

遺体 調書 番号	死亡者氏名	洗浄等の処置費			遺体の 一時保存 (円)	検案料 (円)	実支出額 (円)	備考
		品 名	数 量	金額(円)				

参考資料

遺 体 埋 葬 台 帳

遺体 調書 番号	死亡者氏名	埋葬を行った者		埋 葬 費				備考
		死亡者 との関係	氏 名	棺 (付属品含む。)	埋葬又は 火葬料	骨箱	計	

- ※ ○埋葬を行った者が市長であるときは、遺族の氏名を備考欄に記入すること。
 ○市長が棺、骨箱等を現物で給与したときは、その旨備考欄に記入すること。
 ○埋葬を行った者に埋葬費を支給したときは、その旨及び金額を備考欄に記入すること。

参考資料

資料 7-14 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書（様式）

（従事命令、協力命令）

従事第 号 <b style="font-size: 1.2em;">公 用 令 書 住所 氏名 災害対策基本法第 71 条の規定に基づき、次のとおり 従事 協力を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名 印				
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出張すべき場所				

（備考：用紙は日本工業規格A 5とする。）

（保管命令）

保管第 号 <b style="font-size: 1.2em;">公 用 令 書 住所 氏名 第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。 年 月 日 処分権者 氏名 印				
保管すべき物資の種類	数 量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

（備考：用紙は日本工業規格A 5とする。）

参考資料

(管理、使用、収用)

管理第 号 <h2 style="text-align: center;">公 用 令 書</h2> 住所 氏名 第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づき、次のとおり 管理 を使用する。 収用 年 月 日 処分権者 氏名 印							
名 称	数 量	所 在 場 所	範 囲	期 間	引 渡 月 日	引 渡 場 所	備 考

(備考：用紙は日本工業規格A 5とする。)

(変 更)

変更第 号 <h2 style="text-align: center;">公 用 変 更 令 書</h2> 住所 氏名 第 71 条 災害対策基本法 第 78 条第 1 項 の規定に基づく公用令書 (年 月 日第 号) に係 る処分を次のとおり変更したので、災害対策基本法施行令第 34 条第 1 項の規定によりこれを交付 する。 年 月 日 処分権者 氏名 印							
変更した処分内容							

(備考：用紙は日本工業規格A 5とする。)

参考資料

(取 消)

取消第 号

公 用 取 消 令 書

住所
氏名

第71条

災害対策基本法 第78条第1項 の規定に基づく公用令書（ 年 月 日 第 号）
に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定によりこれを交付する。

年 月 日

処分権者 氏名

印

(備考：用紙は日本工業規格A5とする。)

参考資料

資料7-15 ボランティア登録名簿（様式）

ボランティア登録名簿（整理番号）

登録番号	氏名又は団体名	住所	連絡先	資格	希望する活動	備考

※ 備考欄には、活動可能期間及び宿泊施設等を記入する。

(第2号様式)


第 年 月 日 令和														
<h2 style="margin: 0;">罹 災 証 明 書</h2>														
世帯住所														
氏 名	世帯人員 名													
被 害 状 況	災害の原因 1. 風水害 2. 震火災 3. その他													
	罹災年月日 時 刻	令和 年 月 日 午 前後 時 分頃												
	罹災場所	宮古島市												
	罹災程度	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 5%; text-align: center;">1</td> <td style="width: 45%;">(1) 全 壊 (焼)</td> <td style="width: 50%;">(5) 一部損壊 (準半壊)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">住</td> <td>(2) 流 失</td> <td>(6) 一部損壊 (10%未満)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">家</td> <td>(3) 大規模半壊</td> <td>(7) 床上浸水</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1</td> <td>(4) 半 壊 (焼)</td> <td>(8) 床下浸水</td> </tr> </table>	1	(1) 全 壊 (焼)	(5) 一部損壊 (準半壊)	住	(2) 流 失	(6) 一部損壊 (10%未満)	家	(3) 大規模半壊	(7) 床上浸水	1	(4) 半 壊 (焼)	(8) 床下浸水
	1	(1) 全 壊 (焼)	(5) 一部損壊 (準半壊)											
住	(2) 流 失	(6) 一部損壊 (10%未満)												
家	(3) 大規模半壊	(7) 床上浸水												
1	(4) 半 壊 (焼)	(8) 床下浸水												
2 人 員	(1) 死 亡 名 (3) 重 症 名 (2) 行方不明 名 (4) 軽 傷 名													
備 考														
適 用	※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。													
上記のとおり、罹災したことを証明する。 令和 年 月 日														
宮古島市長 ⑩														

(第3号様式)

証 明 書	
<p>宮古島市長 殿</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">令和 年 月 日 役職名 住 所 氏 名 連絡先 局 番</p> <p style="text-align: right; margin-right: 50px;">⑩ 番</p> <p style="text-align: center;">下記事項を確認し相違ないことを証明します。</p>	
災 害 名	
災 害 発 生 年 月 日	年 月 日 午 (前・後) 時 分頃
被 害 物	所 在 地
	構 造
所 有 者 ま た は 世 帯 主	住 所
	氏 名
被 害 状 況	

- (1) この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による被害状況の証明願を申請する際に添付する。
- (2) この証明書を行う者は、警察官・自治会長・民生委員等の役職にあり、被災者と利害関係のない第三者であることを要す。

(第5号様式)

		令和 第 年 月 日 号
罹 災 届 出 証 明 書		
世帯住所		
氏名		世帯人員 名
被害状況	災害の原因	1. 風水害 2. 震火災 3. その他
	罹災年月日 時 刻	令和 年 月 日 午 前後 時 分頃
	罹災場所	宮古島市
	罹災状況	
適用	※ 証明書の使用目的その他必要な特記事項を記入すること。	
上記のとおり、罹災届出があったことを証明する。 令和 年 月 日		
		宮古島市長 

※ この証明書は、市の調査確認がなされていない災害による家屋以外の被害状況の届出について証明するものです。被害の事実について証明するものではありません。

資料7-17 義援金等受領書（様式）

義 援 金 品 等 受 領 証

(整理番号)

金 額 　　¥

品 名	数 量	備 考

以上の通り受領いたしました。
ご厚意に厚くお礼申し上げます。

年 月 日

殿

宮古島市災害対策本部長
宮古島市長

印

資料 7-19 被災者台帳 (様式)

被災者台帳

番号	氏名	生年月日	性別	郵便番号	住所又は居所	電話番号 その他の 連絡先	被害状況		援護の実 施の状況	災害要援護者に 該当する事由	
							住家	人員		(障害、要 介護、難病、 療育)の種 別	障害等級、 要介護状態 区分、療育 判定等
							①全壊(焼) ②流失 ③大規模半壊 ④半壊(焼) ⑤一部損壊 (準半壊) ⑥一部損壊 (10%未満) ⑦床上浸水 ⑧床下浸水	①死亡 ②行方不明 ③重症 ④軽傷			

宮古島市地域防災計画

参 考 資 料

(令和元年度修正)

発 行 宮 古 島 市 防 災 会 議
事務局 宮古島市総務部防災危機管理課
宮古島市平良字西里 1 8 6
電 話 (0980) 72-3751
F A X (0980) 73-1645